

いちき串木野市

郷土史料集4

「戦争の記憶編」



いちき串木野市教育委員会

発刊のことば

本市は「人が輝き文化の薫る世界に拓かれたまち」を将来都市像に掲げ、市政を推進しております。

市内には指定文化財をはじめ、多くの史跡や歴史的な資料が眠っており、こうした資料等を掘り起し、貴重な財産として後世に末永く残すべく、郷土史料集としてまとめることにいたしました。

これまで、平成 27 年度に第 1 集として市政施行 10 周年記念を兼ねて「民話・祭り編」を刊行いたしました。その後、第 2 集として平成 29 年度に、全国的にも有名な串木野金山を中心にまとめた「金山編」、第 3 集として令和元年度に、市内に残る貴重な古文書を網羅した「古文書編」、そして今回、第 4 集として「戦争の記憶編」を刊行することになりました。

今日でも世界各地で紛争や戦火が絶えず、特にロシアによるウクライナ侵攻の惨状は目を覆いたくなります。我が国も戦後 75 年を経過し、戦争の痕跡や記録が消えつつあり、それに伴い平和の尊さが人々の意識から薄れてくることを懸念しております。

二度と繰り返してはならない戦争という過ちの歴史を、記録として残すことは大きな意義があると考え、この度、多くの皆様方のご協力、ご尽力を賜り「戦争の記憶編」として発刊することとなりました。

史料収集を行っていく中で、長崎の原子爆弾のキノコ雲の奥に本市空襲の火災煙が写っている写真や、直接、本市を空襲したアメリカ軍撮影の空襲写真を関係者から入手することができました。

これもひとえに、長崎原爆資料館や呉市海事歴史科学館のご協力、また多くの市民の方々、そして関係者から貴重な資料の提供をいただいたことによるものです。深く感謝申し上げます。

本史料集が、市民の郷土への愛着と文化財の理解の一助になれば幸いに存じます。

令和 5 年 3 月

いちき串木野市長 中 屋 謙 治

発刊によせて

わが町は「ふるさとを愛し 夢と志をもち 心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に教育行政を推進しております。

本市には旧石器時代から近代まで、様々な貴重な文化財が残っています。また、約400年の歴史を持つ国指定重要無形民俗文化財「市来の七夕踊」をはじめ、県指定無形民俗文化財の「太郎太郎祭」や「ガウンガウン祭」など数多くの郷土芸能も伝承されている、歴史と伝統ある町であります。

こうした文化財を後世に記録し、まとめるために平成25年度から郷土史料収集事業に取り組んで参りました。

平成27年度には第1集として郷土芸能や民話をまとめた「民話・祭り編」、平成29年度には第2集として全国的にも有名な串木野金山を中心にまとめた「金山編」、令和元年度には第3集として市内に残る貴重な文書を中心にまとめた「古文書編」、そして今回、第4集は市内に残る戦争の痕跡をまとめ「戦争の記憶編」として刊行することとなりました。

「戦争の記憶編」を刊行するにあたり、多くの方々から様々、貴重な資料の提供をいただきました。ご協力いただきました団体、市民の皆様方に深く感謝申し上げます。

この史料集が児童生徒の平和学習の資料として活用されるとともに、市民が戦時の中、必死に生きた人々を偲ぶ貴重な資料となることを望んでおります。

最後になりましたが、本史料集をまとめるにあたり調査にご尽力いただきました郷土史料調査員の方々に対し、深く感謝申し上げます、発刊によせてのことばといたします。

令和5年3月

いちき串木野市教育委員会
教 育 長 相 良 一 洋

例 言

- 1 本書はいちき串木野市郷土史料集 4 である。
- 2 調査については、いちき串木野市教育委員会が主体となり、郷土史料調査員が実施した。
- 3 本書の執筆については郷土史料調査員が行い、郷土史料編集委員会で編集した。
- 4 古写真等に関しては、各関係機関、団体、個人から提供いただいた。
- 5 各史料の解説は、郷土史料調査員の見解をもとに行った。
- 6 地名、人名、難読等については適宜ふりがなを付した。
- 7 方言についてはカタカナ表記で表記した。
- 8 欠所部および解読困難な箇所は□で囲み、闕字については空欄で表記し、文意の通じない字、または箇所、朱書きについては〔ママ〕〔〇〇カ〕〔朱書〕と傍注を付した。
- 9 参考文献、引用文献については文中または末尾に記した。

〔表紙写真説明〕写真提供：長崎原爆資料館

長崎市への原爆投下のきのご雲の奥に見えるのは本市空襲(串木野)の火災煙です。長崎総合大学の矢正人名誉教授と同大学生チームによって特定されました。(長崎新聞 2019.8.9 付け新聞記事より)

いちき串木野市郷土史料編集の組織

調査の組織(令和2年度)

| | | | |
|-------|--------------|-----------|---------|
| 調査主体者 | いちき串木野市教育委員会 | | |
| 調査責任者 | 〃 | 教 育 長 | 有 村 孝 |
| 調査庶務 | 〃 | 社会教育課長 | 梅 北 成 文 |
| | 〃 | 社会教育課長補佐 | 五反田 晴 夫 |
| | 〃 | 主幹兼文化振興係長 | 新 町 正 |
| | 〃 | 主 任 | 火野坂 嵩 之 |
| | 〃 | 史料収集調査員 | 中 島 朋 子 |
| 調査担当者 | 郷土史料編集委員会 | 郷土史料調査員 | 所 崎 平 |
| | 〃 | 〃 | 森 田 清 美 |
| | 〃 | 〃 | 徳 重 涼 子 |
| | 〃 | 〃 | 寺 田 緑 |
| | 〃 | 〃 | 黒 神 彰 治 |

編集の組織(令和3年度)

| | | | |
|-------|--------------|-----------|---------|
| 編集主体者 | いちき串木野市教育委員会 | | |
| 編集責任者 | 〃 | 教 育 長 | 相 良 一 洋 |
| 編集庶務 | 〃 | 社会教育課長 | 梅 北 成 文 |
| | 〃 | 社会教育課長補佐 | 溝 上 秀 人 |
| | 〃 | 主幹兼文化振興係長 | 新 町 正 |
| | 〃 | 主 任 | 火野坂 嵩 之 |
| | 〃 | 史料収集調査員 | 中 島 朋 子 |
| 調査担当者 | 郷土史料編集委員会 | 郷土史料調査員 | 所 崎 平 |
| | 〃 | 〃 | 森 田 清 美 |
| | 〃 | 〃 | 徳 重 涼 子 |
| | 〃 | 〃 | 寺 田 緑 |
| | 〃 | 〃 | 黒 神 彰 治 |

編集の組織(令和4年度)

| | | | |
|-------|--------------|-----------|---------|
| 編集主体者 | いちき串木野市教育委員会 | | |
| 編集責任者 | 〃 | 教 育 長 | 相 良 一 洋 |
| 編集庶務 | 〃 | 社会教育課長 | 梅 北 成 文 |
| | 〃 | 社会教育課長補佐 | 溝 上 秀 人 |
| | 〃 | 主幹兼文化振興係長 | 新 町 正 |
| | 〃 | 主 任 | 火野坂 嵩 之 |
| | 〃 | 史料収集調査員 | 中 島 朋 子 |
| 調査担当者 | 郷土史料編集委員会 | 郷土史料調査員 | 所 崎 平 |
| | 〃 | 〃 | 森 田 清 美 |
| | 郷土史料編集委員会 | 郷土史料調査員 | 徳 重 涼 子 |
| | 〃 | 〃 | 寺 田 緑 |
| | 〃 | 〃 | 黒 神 彰 治 |

戦争の記憶編 目次

1 本市空襲の写真

- (1) 長崎原爆投下の煙奥に見える本市空襲の火災煙写真・・・・・・・・・・ 1
- (2) 串木野空襲の写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 日清・日露戦争関連資料

- (1) 皇太子裕仁親王殿下御乗艦記念碑・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 海軍士官候補生橋口戸次郎墓誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 二百三高地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

3 第二次世界大戦関連資料

- (1) 大迫家に残る竹田宮付武官伊東力の書簡並びに御奉迎のための諸入費書・・・ 18
- (2) 串木野の漁業と第二次世界大戦について・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

4 資料

- (1) 畠中家戦争関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (2) 長家戦争関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (3) 富永家戦争関係資料（羽島婦人会記録）・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (4) 『本浦東部落会記録簿』より戦争関係の記録・・・・・・・・・・ 100
- (5) 『郷土将兵慰問寫眞帳』より抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
- (6) 『串木野市春日町沿革史』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
- (7) 『串木野駅史』・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119

5 市内に残る遺構等

- (1) 吹上浜沿いに残る重機銃陣地跡及び防空壕跡・・・・・・・・・・ 122
- (2) 串木野城跡周辺の壕跡など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
- (3) 市来地域に残る慰霊碑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
- (4) 野崎欽一顕彰碑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
- (5) 串木野地域に残る慰霊碑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132

1 本市空襲の写真

(1) 長崎原爆投下の煙奥に見える本市空襲の火災煙写真

昭和 20 (1945)年、8 月 9 日(木)の午前 11 時 2 分、長崎市内にアメリカ軍が原子爆弾を投下しました。この原子爆弾によって当時、長崎市内にいた人口約 24 万人の内、約 7 万 4 千人が死亡し、建物の約 36%が全焼、全半壊しました。

同じ日に本市の串木野地域、特に沿岸沿いの本浦、浜町、本町、大原、野元、平江方面へ大規模な空襲がありました。表紙写真は原子爆弾のきのこ雲の奥に大きな煙が立ち上っていますが、これは本市空襲によって発生した市内の火災の煙です。長崎総合大学の矢野正人名誉教授と学生チームがさまざまな調査を行い、更に『串木野駅史』(著者、発行年不詳)に空襲の日時が記録されていたことなどから、表紙写真奥の火災煙が本市の空襲だと判明しました。(長崎新聞 2019. 8. 9 付け記事より)

(2) 串木野空襲の写真

空襲写真①～⑥は当時、串木野を攻撃したアメリカ陸軍第 5 航空団第 3 爆撃機群団が撮影した写真です。これら貴重な写真等は鹿児島県出身でさいたま市在住の今吉孝夫氏(故人)が当時、串木野空襲に参加したアメリカ軍機乗員のご子息でアメリカ在住のウィリアム・ジェームズ・スウェイン氏を通じてアメリカ国立公文書館にあった写真約 1,000 枚を入手し、その中に含まれていたものです。

また経緯ははっきりとしないのですが、攻撃をしたときの報告文書が今吉孝夫氏の提供資料の中にありました。報告書は英文でまとめられていて、攻撃の詳細が描かれていました。

攻撃部隊に計画された最初のミッションは 8 月 9 日に実行されました。ターゲットは九州南部にある串木野でした。この空襲には 17 機の爆撃機 A20 と 16 機の爆撃機 A26 が参加しています。

A26 は爆弾での攻撃を串木野の町の北から南まで行い、A20 は 1 つのエリアを重点的に爆撃しました。攻撃は徹底的に行われ、焼夷弾とナパーム弾が標的の全域に大火災を引き起こし、乗組員の報告では、少なくとも串木野の三分の二が焼失したと見積もられました。

鉄道操車場も大量の煙と火で覆われ、おそらく 6 台の旅客車が破壊され、1 台のタンク車(燃料を運ぶ貨車)が燃えました。また、鉄道操車場の油貯蔵庫のようなところでも火災が起こり、200m 以上も黒煙で覆われました。串木野市街地と島平ではいくつかの大きな建物群が燃えたそうです。

さらに報告書では、島平の南側の端にある 1 つの倉庫のような建物に直撃弾があったそうです。迎え撃つ串木野の防衛隊は高射砲で反撃しましたが、攻撃は軽くて貧弱だったと報告されています。ただ、いくつかは攻撃機に被弾したようで、報告書によると飛行機のフロントガラスに高射砲の破片が当たり、2 人のパイロットと 1 人の操縦士が負傷したそうです。

串木野の町は攻撃により大量の炎と煙でいっぱいになり、火災の煙は 1,800m 以上にまで上りました。この他、南東の係船地の何隻かの荷船が攻撃されました。

この第3攻撃部隊は翌日、熊本の町を攻撃するために15機の爆撃機A26と36機の爆撃機A20を送りました。

この報告書から串木野の町への攻撃とその被害状況、また、日本軍からの高射砲での反撃もあり飛行機に損害があったことや乗員にも怪我があったこともわかります。この高射砲部隊は海軍の部隊であり、串木野の御倉山に配置されていました。当時の様子を知る方の話では、串木野高等女学校(現県立串木野高等学校)は昔、青年舎でここを司令部兼宿舎として使用していたそうです。



空襲したアメリカ軍の飛行機①A-20ハボック (Douglas A-20 Havoc)

出典：ウィキメディア・コモンズ(Wikimedia Commons) 原典：Official U.S.Air force photo 051118-F-1234P-041 from the USAF Museum website 作者：USAAF 日付：不明 公表日：2016年6月17日(金)18:51(Wikipediaより引用)

ダグラス・エアクラフト社が開発した対地攻撃機及び爆撃機として運用した機体でアメリカ陸軍航空隊が使用しました。



空襲したアメリカ軍の飛行機②A - 26 インベーダー (Douglas A-26 Invader)

出典：ウィキメディア・コモンズ(Wikimedia Commons) 原典：不明 作者：U.S.Air Force,originally from en.wikipedia(17:58,19 February 2004 . . Morven(Talk). .652×402(32667bytes)(A-26.USAF photo,public domain.)

日付：1945年頃 公表日：2019年11月10日(日)22：40(Wikipediaより引用)

A-20 ハボックの後継機としてダグラス・エアクラフト社が開発した対地攻撃機及び軽爆撃機として運用した機体でアメリカ陸軍航空隊及び海軍が使用しました。



機銃の弾丸3個(上)と薬莖^{やつきょう}2個(下)

薬莖^{しんちゅう}は真鍮製で、空襲の後はたくさん落ちていた。



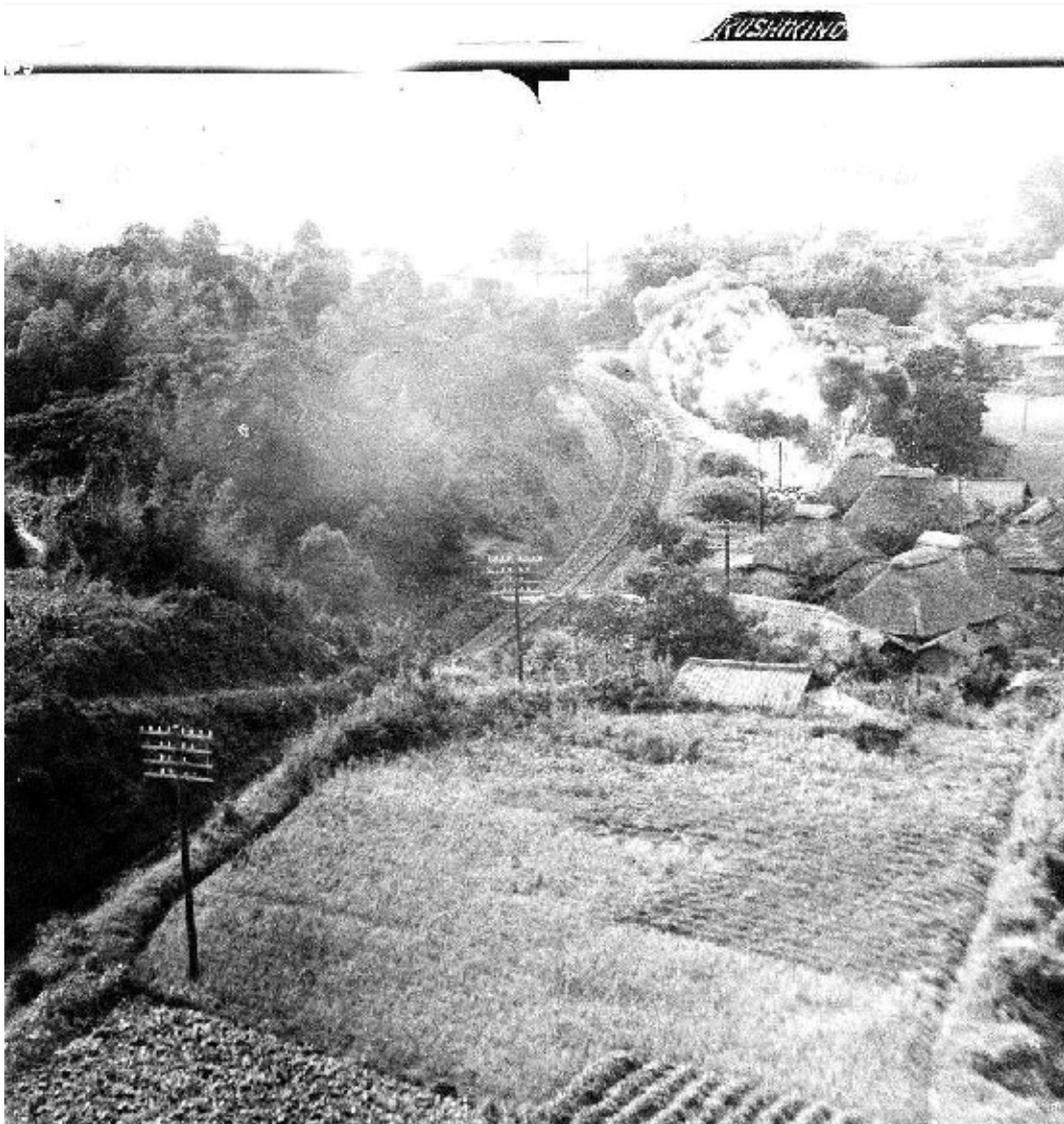
人家に残る銃弾跡①

民家の天井に空いた機銃の弾跡



人家に残る銃弾跡②

民家の梁に付いた機銃の弾跡(跳弾か)



空襲写真①



空襲写真①の撮影方向

空襲写真①は八房周辺から市来方面に向かって撮影していると思われます。爆弾が建物に当たり炸裂している様子がよく分かります。



空襲写真②



空襲写真②の撮影方向

空襲写真②は港町付近から串木野駅方向を撮影していると思われます。ほぼ串木野の町は焼け野原になっている様子がうかがえます。写真中央下部分は現在、讃岐公園になっています。

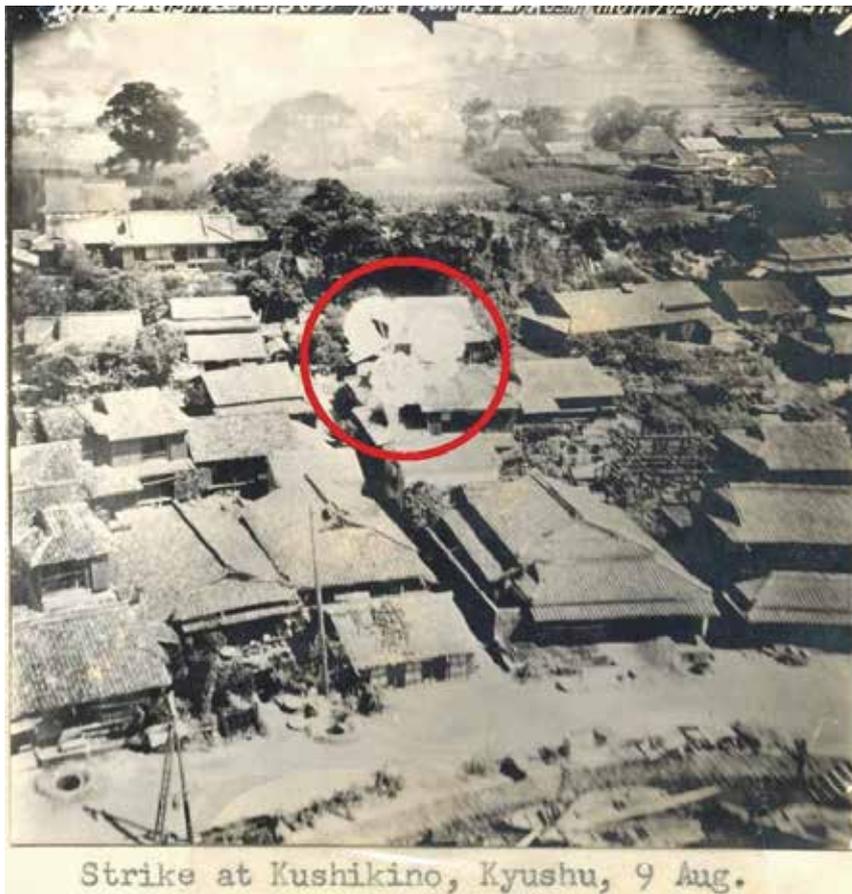


空襲写真③



空襲写真③の撮影方向

現在の三井串木野鉱山(株)方向から撮影していると思われます。爆撃され、煙が高く上がっている建物の様子が確認できます。写真の下に見える川は五反田川です。



空襲写真④



空襲写真④の撮影方向

照島神社付近から島平集落方向を撮影していると思われます。写真中央にパラシュート爆弾（丸印部分）が落下していく様子が写っています。

「Strike at Kushikino, Kyusyu, 9 Aug. (8月9日 九州の串木野を攻撃)」という記録文字も確認できます。



空襲写真⑤

串木野市街地付近と思われますが、場所は不明です。写真上部に攻撃を加えているアメリカ軍機(丸印部分)が写っています。アメリカ軍機の左右下部には爆弾が炸裂したところが写っています。

空襲写真⑤の左上部分(口部分)の拡大写真



空襲写真⑥

串木野市街地付近と思われますが、場所は不明です。写真奥には攻撃により建物に爆弾が直撃し、大きな炎を上げている状況が写っています。

2 日清・日露戦争関連資料

(1) 皇太子裕仁親王殿下御乗艦記念碑



皇太子裕仁親王殿下御乗艦記念碑

【刻字】

正面 『 皇太子裕仁親王殿下御乗艦記念碑
元帥伯爵東郷平八郎謹書 』

右面 『 西市來村在郷軍人分會
西市來村青年團 』

左面 『 大正十三年三月建設 』

背面

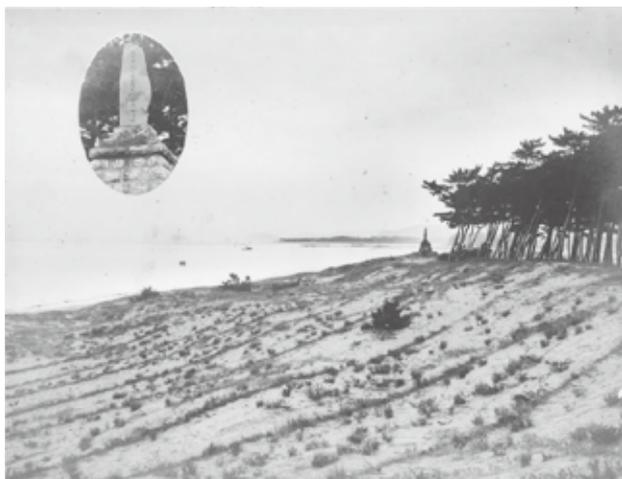
『皇太子裕仁親王殿下大正九年三月鹿児島縣ニ御行啓アラセラレ、御還啓ニ際シ、御乗船地ヲ本村ニ御選定遊バサレ、三月三十日午後五時三十五分西市來驛ニ御着、同所ヨリ御徒歩ニテ渡瀬橋ヲ御通過アラセラレ、在郷軍人會ノ新設セル道路ヨリ白砂青松ノ恵比須ヶ丘ニ進マセラレ、海岸ニ設ケタル船棧橋ヨリ艦載水雷艇ニ御移乗、御召艦香取^{おめじかんかとり}ニ御乗艦遊バサレ、薩摩・安藝^{あき}其他ノ驅逐艦^{ぐぶ}供奉御警衛ノ下ニ、午後六時佐世保軍港ヘ向ケ御發船アラセラレタリ、是レ實ニ本村千載一遇ノ光榮ニシテ、村民ノ齋^{ひと}シク永遠ニ記念スベキトコロ、茲ニ在郷軍人分會并ニ青年團其ノ勞ニ當リ、村全般ノ援助ヲ受ケ記念碑ヲ建設シ、以テ之ヲ永久ニ傳フル所以ナリ 』

市來中学校の裏手を上った恵比須ヶ丘に、「皇太子裕仁親王殿下御乗艦記念碑」が建っています。この記念碑は、当時皇太子であった昭和天皇が、大正 9(1920)年 3 月にこの地から乗艦されたのを記念して建立されたものです。

皇太子裕仁親王は、大正 9 年 3 月、19 歳の時に鹿児島県に行啓されました。前年、18 歳で成年式を終えられ、その前 7 年には、久邇宮邦彦王の第 1 王女良子王女が皇太子妃に内定していました。この時良子王女は 14 歳です。良子王女の母侁子は、薩摩藩最後の藩主島津忠義の娘です。

大正 10(1921)年、20 歳の時、3 月 3 日から 9 月 30 日までお召艦「香取」でヨーロッパ 5 ヶ国を訪問され、帰国後摂政に就任。日本史上最後の摂政となりました。摂政とは、君主(ここでは天皇)に代わって政務を行うことですが、大正天皇が病弱であったこともあり、裕仁親王がその任に当たられました。大正 13(1924)年、良子王女とご結婚され、15 年、大正天皇崩御とともに天皇に即位されました。

大正 9 年 3 月 29 日、鹿児島に行啓された裕仁親王は、鹿児島から川内の可愛山陵、新田神社にご参拝されます。翌 30 日の帰途、午後 5 時過ぎ当時の西市来駅(現市来駅)に下車されました。駅には海江田準一郎貴族院議員、勝目実禎村長らがお出迎えしました。駅から徒歩で恵比須ヶ丘へ行かれる道中では、沿道に小学生や各種団体、一般村民らがお出迎えをしました。恵比須ヶ丘では吹上浜の景色を親しく眺められ、村で設けた仮棧橋から艦載水雷艇でお召艦「香取」にご乗艦、警衛の軍艦「安芸」その他駆逐艦を従え、午後 6 時に出発されました。



当時の恵比須ヶ丘風景写真

仮棧橋写真

(『第二師範学校十周年記念アルバム』より引用)

裕仁親王には東郷平八郎元帥・入江侍従長その他多数の人々が供奉し、村からは文旦を献上しました。村にとってこのことは「千載一遇の光栄であり、永遠に記念すべき」(石碑文言より)ことでした。

大正 13 年、乗艦記念碑は大里中福良産の自然石で建立されました。碑面の文字は東郷平八郎元帥の書です。また、市来中学校のグラウンド入口には「皇太子裕仁親王殿下御乗艦御徒歩入口」の碑もあります。

東郷平八郎は、弘化 4(1848)年、鹿児島の加治屋町に生まれ、戊辰戦争に従軍、明治 4(1871)年、イギリス海軍に留学しました。帰国後、海軍中尉となり、日清戦争では巡洋艦「浪速」の艦長として活躍しました。その後、海軍大学校長、常備艦隊司令長官、舞鶴鎮守府長官等を歴任し、日露戦争前の 36 年に連合艦隊司令長官に就任しました。日露戦争では自ら主要作戦を指揮し、日本海海戦においてバルチック艦隊を壊滅させたのは有名です。しかし、東郷は、剛胆で勇まし

いとは思われていたものの、寡黙で自分の才能をひけらかすことがなかった為、日露戦争のような「国家存亡の戦い」の時、最高司令長官が務まるのかと、部下たちは東郷を全く評価していませんでした。そのため、東郷を交代させようとの動きが一部にあったそうです。ところが、ある宴会で軍司令部長の伊東祐亨が明治天皇にそのことを奏上したところ、宴会後、明治天皇は海軍大臣であった山本権兵衛(旧薩摩藩士、加治屋町)を呼び、「東郷を絶対に交代させてはならぬ」と厳命されたそうです。そのことに東郷は涙を流し、深く感銘を受けたといわれています。明治38(1905)年2月、東京を発つ時参内して、明治天皇に拝謁した時、天皇の「勝算はどうか」との問いに、「誓って敵艦を撃滅し、以て宸襟(天皇の御心)を安んじ奉ります」と答えました。普段は寡黙で決して大言壮語などしない東郷の並々ならぬ覚悟の言葉でありました。

東郷は、大正2(1913)年、元帥となります。3年から7年間東宮御学問所総裁をつとめました。鹿児島行啓の時、東郷は御学問所総裁でした。

(参考文献)

市来町 1982『市来町郷土誌』市来町郷土誌編集委員会編

岡田幹彦 2020「明治の英傑が遺した言葉」『致知 2020年2月号』致知出版社



串木野沖ニ大艦隊演習ニ來リ大正二年十月廿七日演習開始ノ壯觀(磯崎寫真館發行)

上記の「磯崎寫真館」発行の絵葉書は、大正2年に吹上浜沖で日本帝国艦隊の演習が行われた際に発行されたものです。このような艦隊での訓練がたびたび行われていたようです。この絵葉書から当時の訓練のようすが分かります。右手に見えるのは照島です。

(2) 海軍士官候補生橋口戸次郎墓誌

橋口戸次郎は、日清戦争において砲艦「赤城」乗組の少尉候補生でした。串木野郷土史にも紹介されています。墓石と墓誌が浜ヶ城の梵行寺跡にありましたが、残念ながら撤去されました。

ア 橋口戸次郎について

橋口戸次郎海軍士官候補生は、明治3(1870)年1月7日、串木野村下名浜ヶ城に生まれましました。両親は農業で生計を立てていましたが、家は貧しかったため、戸次郎少年も小学校に入る頃から手伝いをしていました。少年時代の戸次郎は、太閤秀吉にちなみ幼名は藤吉と言いい、小学校全科を首席で卒業するほど大変利口で機敏な子どもでした。親孝行で勉強もできたので、周りの人からは神童と称されていました。小学校を卒業し、東京へ進学を志した戸次郎は、学費のことで当時県下四郡(薩摩郡・高城郡・甕島郡・南伊佐郡)の郡長であった長谷場純孝氏に相談に行きました。すると、十年の役(西南戦争)の際に、戸次郎の兄の勇之進が警視隊で従軍し、勲章を受けるほどの人物であったことから、長谷場氏は旅費やその他の費用金40円を快く与え、戸次郎の上京は叶うこととなりました。戸次郎は一時折田平内氏^{註1)}の食客となり、苦学の末、明治22(1889)年20歳の時、海軍兵学校の入学試験に合格しました。郷土出身者としては、初めてのことでした。明治25(1892)年7月に帝国日本海軍兵学校将校生徒課程学術卒業証書を授与され、その後少尉候補生になり、同時に実地訓練のため戦艦「金剛」に乗組みました。同年9月に転任し、翌年8月にロシア領及び北海道沿岸へ航行、9月には留別(北海道根室振興局択捉郡に属する村)へ帰着し、11月に居留民保護のためにハワイへ出航しました。明治27(1894)年4月、東シナ海へ帰着し、航空母艦「葛城」へ転乗を命じられ、7月に防護巡洋艦「巖島」へ転じ、同月20日に改めて砲艦「赤城」への乗組みを命じられました。帝国日本海軍連合艦隊と清国海軍北洋艦隊との間で戦われた「黄海の戦い」で、橋口候補生は赤城艦の帆柱の先に上り六分儀で敵艦との距離を測り、砲手の導き役をしていました。しかし、残念ながら敵の砲弾片に腹部を貫かれます。橋口候補生は「誰か我に代わり、この役を頼む」と言い、敵艦を睨みつけ軍刀を引き抜きながらそのまま前へ倒れ、最期を遂げたことが石碑に刻まれています。享年24歳9ヶ月でした。

イ 墓石の刻字について

正面『海軍少尉候補生橋口戸次郎 誠心院忠堂義貫居士 贈従五位』

右面『明治二十七年九月十七日』

左面『贈位 明治三十二年十月二十五日 清国於黄海戦死』

背面『享年二十五』

ウ 橋口戸次郎墓誌解説文

橋 口 戸 次 郎 君 墓 誌

故海軍少尉候補生橋口戸次郎君也薩摩国串木野人也父曰彦四郎母児嶋氏君幼名藤吉資性沈毅好学事親至孝父兄事農業家不甚饒君雖幼常代父兄執稼穡之勞不厭專攻学然其在于小学数年未嘗讓首席於人郷里傳以為神童既而奮然出郷入海軍兵学校益刻苦勉勵以明治二十三年七月卒兵学校為海軍少尉候補生乘軍艦金剛航於北米国後更乘浪速艦回航露国布哇之間反征清之軍興君又乘赤城艦征討其將發也寄書其家曰此役也実東洋安危之所□吾輩有一死報国耳至父母之孝養一煩家兄其決心可顧矣故黄海之戦以赤城一小艦殿于本隊獨興敵之

定遠鎮遠二堅艦奮闘□丸如霰艦長坂元少佐中丸而死當時君獨在司令塔測敵艦之距離以報于砲台砲声如雷然君之号令猶通全艦故我砲擊無一不命中焉既而有一彈貫君之腹中君知其不可為乃撫刀睨敵艦顧瞰艦中呼曰誰來代我者言畢而瞑矣享年僅廿有四實明治二十七年九月十七日也嗚呼以身殉于國君之意志於□固雖無遺憾焉設令使君全命而凱旋其他日所成就豈可測哉余為天下不得不惜焉君有兄弟九人伯^{〔註2〕}曰勇之進丁丑西南之役屬警視隊守熊本城叙勲七等賜年金四十六円季曰宗七任陸軍歩兵一等軍曹令現在臺灣守備隊中令茲哀君之家人請余誌其行狀余固不文然心感君之功烈故不敢辭因書其概略刻諸其墓側尔

明治二十九年九月

陸軍少将正五位勲三等阪元純瀨誌

※〔註1〕 折田平内は明治時代の政治家。薩摩藩士。開拓大書記官、内務書記官、警視總監を務め、山形県令、福島・栃木・広島・滋賀県知事など多くの官選知事を歴任。後に貴族院勅撰議員となる。

〔註2〕 伯は伯仲叔季のことで、兄弟姉妹の順序。伯は長男(長女)、仲は次男(次女)、叔は三男(三女)、季は末子。



橋口戸次郎の墓誌



橋口戸次郎の墓

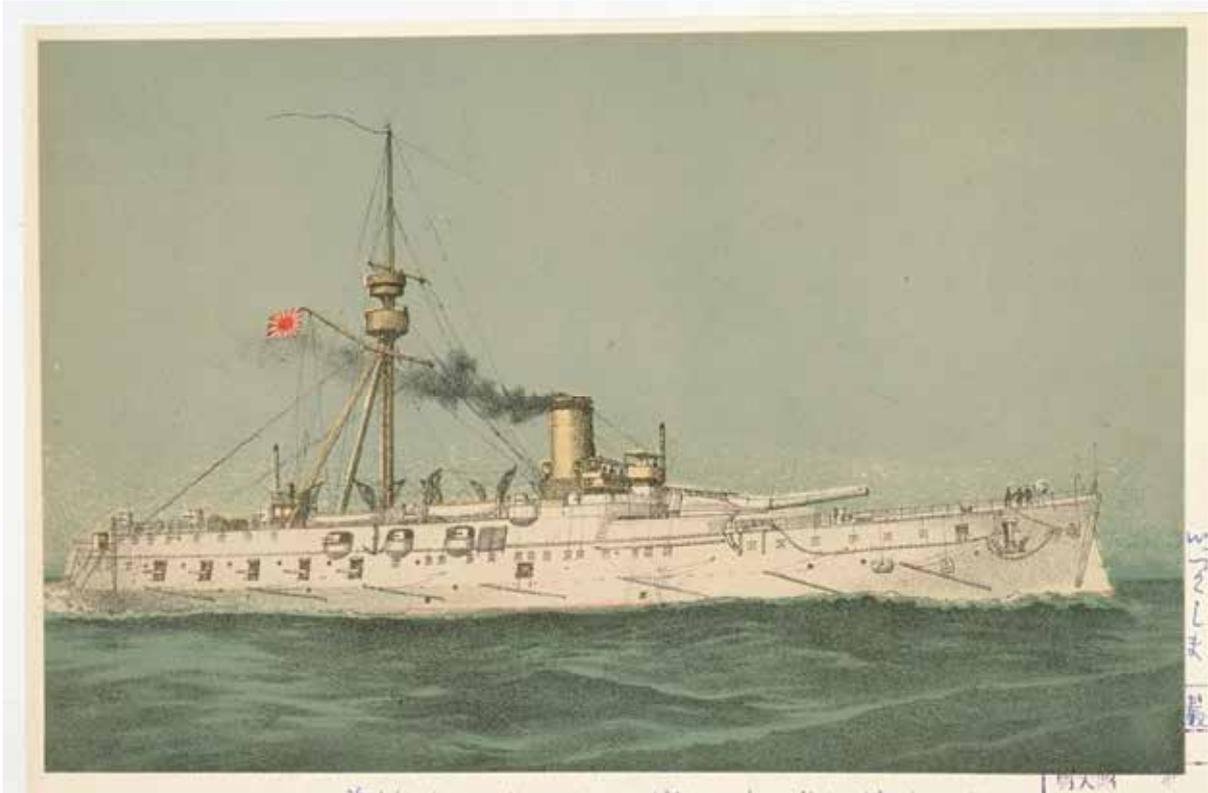
(参考文献)

小野義文 2006『串木野市の石造物等』串木野郷土史研究会編

河村透 跡部義雄 1894『征清譚林大義名分 上巻』磊磊堂

串木野市教育委員会 1984『串木野郷土史 増補改訂版』串木野市郷土史編集委員会編

谷頭辰兄他 1895『日本帝国軍人名誉鑑下巻』盛文館等



橋口戸次郎が乗艦した防護巡洋艦「厳島」(呉市海事歴史科学館提供)



橋口戸次郎が乗艦し、戦闘で亡くなった日本海軍砲艦「赤城」(呉市海事歴史科学館提供)

(3) 二百三高地

日露戦争は、ヨーロッパにおける列強の一つ、ロシア帝国と東アジアにおいて台頭してきた大日本帝国とが、朝鮮半島や満州の利権をめぐる争った戦いです。

日清戦争に勝利した日本は、下関において清国代表と話し合いを行い、清が日本に台湾、遼東半島、澎湖諸島の割譲と賠償金を支払うことに決まりました。しかし、明治 28(1895)年、フランス、ドイツ帝国、ロシア帝国の三国が、日本に割譲されることになった遼東半島の権利を清へ返還するよう求めてきました。いわゆる三国干渉といわれるものです。これら諸外国の動きに合わせて、清も正式な批准書の交換に難色を示したため、日本は遼東半島の権利を清へ返還することになりました。

その後、ロシアは、明治 29(1896)年に清と露清密約を締結しました。これは日本がロシア極東・朝鮮・清に侵攻した場合、ロシアと清は相互に協力し、互いのために戦うということも入っていました。

露清密約締結後、ロシアは明治 31(1898)年に遼東半島を租借し、旅順港を太平洋艦隊の主力艦隊（旅順艦隊）の根拠地とし、港湾を囲む山々に本格的な永久要塞を建設しました。

そんな中、ロシアは明治 33(1900)年に清で発生した「義和団の乱」に乗じて、これを鎮圧する名目で満州に攻め入りました。そして植民地化を目論んだのです。これに対し日英米が抗議し、ロシアは撤退する約束をしましたが履行されませんでした。ロシアの南下に自国の利益が脅かされたイギリスは、同じく朝鮮半島の利権と自国の独立性に危機感を抱いた日本と同盟を結びました。こうした国々の思惑は様々な場面で衝突し、日露戦争へと発展しました。

戦争を直接行ったのはロシアと日本ですが、イギリスや清、大韓帝国、アメリカ、ドイツなど様々な国がかかわっていました。

ロシアとの戦闘は正式な宣戦布告前にも開始されていましたが、正式には明治 37(1904)年に布告されました。

次ページの二百三高地写真は、特に陸軍の激戦地と知られた高台です。日本軍はこの高台を攻略し、旅順に作られた要塞や、旅順港に停泊するロシア艦船を攻撃する観測地として使用するつもりでした。

当時、遼東半島の西部に位置する旅順港（現在の中華人民共和国遼寧省大連市旅順口区）にはロシアの旅順艦隊が停泊していました。

この地域にいる日本艦隊とロシアの旅順艦隊とは力が拮抗しており、ロシアは数的優位を保つためバルト海にいたバルチック艦隊を向かわせ、日本艦隊と激戦を交えることとなります。

バルチック艦隊は約 7 か月かけ日本近海に現れます。それを察知した東郷平八郎率いる連合艦隊と 5 月 27 日に激突しました。これがいわゆる日本海海戦です。

この海戦は 5 月 29 日まで行われ、バルチック艦隊はその艦艇のほとんどを失うなど壊滅的な打撃を受けました。一方、日本の連合艦隊の損失はわずかに水雷艇 3 隻という大勝利に終わりました。

この海戦の結果などからロシア側も和平に向けて動き出しました。

日本海海戦のあとに外務大臣小村寿太郎から要請を受けたアメリカは、明治 38(1905)年 6 月 6 日に日本・ロシア両国に対して講和勧告を行って、ロシア側は 12 日に公式に勧告を受諾しま

した。

この頃ロシアでは、ロシア第一革命が起こっていて混乱状態でした。戦争の継続が難しくなっていたのです。日本も死傷者が 27 万人、経済的にも苦しく、戦争の継続は望むところではなかったのです。

アメリカの仲介によって両国は、同年 9 月 5 日にアメリカでポーツマス条約を締結し、講和しました。



日露戦争に関わる主な地名

以下の写真は、二百三高地を研修で訪れている日本軍士官候補生の写真と思われます。市内在住の芹ヶ野千紗子氏から提供いただきました。写真には、裏面に説明書きが添えられており、それを写真の題名にしました。



① 二百三高地ニ於テ日露戦争時ノ弾拾ヒ



② 東ケイ冠山ヨリ二百三高地ニ向フ(馬車ノ旅)



③ 説明スルハ佐藤少佐(教官)(戦史研究)



④ 二百三高地ヨリ旅順市街ニ向フ

3 第二次世界大戦関連資料

(1) 大迫家に残る竹田宮付武官伊東力の書簡並びに御奉迎のための諸入費書

市来大迫家住宅は、いちき串木野市湊町に所在し、大正 5 (1916) 年に建築され、昭和 16 (1941) 年には、竹田宮恒徳殿下（竹田宮^{つねよし}恒徳殿下は明治天皇の孫で、昭和天皇の従弟に当たる）もご宿泊された歴史ある建造物です。

湊町は中世から貿易港として栄えた地域であり、歴史を色濃く残す町です。その中でも大迫家は保存状態も良く湊町を代表する建物として、平成 30 年に国の登録有形文化財に指定されました。

この住宅は、大正 5 年に建築された部分と、その後に建て増しされた部分があります。大正 5 年の部分については、棟上げの時の矢が残されており、矢の芯棒に上棟式や起工・落成年月日と、棟梁和田善蔵以下大工 7 名、普請主高崎静治が大迫静吾に譲る旨が書いてあります。

大迫静吾は高崎静治の息子で大迫家に養子に入っています。大迫家は代々漢方医でした。棟梁の和田善蔵は串木野別府の人物で、相当腕のいい大工だったと言われています。

昭和 16 年 1 月 29 日、竹田宮恒徳殿下が吹上浜での参謀演習のため市来へ来られた時、市来小

学校で昼食をとられたのち、大迫家にお泊りになりました。これは、大迫家並びに市来にとって
もこの上ない大変名誉なことであったと言われていました。この時の史料が残されています。

大迫家の当主であった大迫静吾は、自分の持っていた刀をお泊りになられた竹田宮殿下に献上
しました。宮様に献上するのだから選りすぐりの名刀であったと思われます。大迫家にはその時、
竹田宮付武官であった伊東力から大迫静吾に宛てた書簡が残されています。

【史料 1】 竹田宮附武官伊東力書簡

謹啓、過般宮殿下貴邸に御宿泊被遊候に就ては御一同無上の光栄に浴され、慶賀至極ニ奉存候、
併しながら御滞留間は申すに及ばず、御準備萬端^{きざ}かし御心労被遊候事と推察罷在る次第に有
之候、御蔭様を以て 殿下におかせられては、本五日午前十時御機嫌麗しく御^き飯^{でん}〔註1〕殿被遊候
間、御安心なし被下度候、御献上の刀は御用品として驛長托送さるれば結構の由なるも宮家荷
札同封仕候へば御利用願上候、

先は右不取敢御厚禮申上度、時節柄皆様益々御自愛の程奉祈候、敬具、

二月五日

竹田宮附武官

伊東 力

大迫静吾様

他御一同様

侍史

〔封筒表〕

「 鹿児島縣日置郡

市来町二二〇

大迫静吾様 」

〔同裏〕

「 東京市芝区高輪

緘^{かん}

竹田宮邸

伊東 力

二月五日 」

※〔註1〕 飯は^ひ昼の異体字

【史料 2】 同書簡

謹啓、^{しゅんかんりょうしょう}春寒料峭^{しんせう}〔註2〕の候ニ御座候処、益々御清穆^{せいぼく}の段奉慶賀候、^{きて}扱、献上の御品物無事着致し、
殿下に御披露申上候条、御安心被下度候、尚小生に賜品たる名刀一振同時有難く拝受仕候、茲
ニ御芳志の段奉深謝候、

追而、宮家より近日中に何分の御挨拶有之ニ付、左様御承知おき度候、

先は右御禮申上度、時節柄皆様の御健康切に奉祈上候、敬具、

三月五日

御附武官 伊東 力

| | |
|--------------|--------------|
| 一、金百四拾一円三拾五銭 | 材木代 |
| 一、金百七円六拾八銭 | 硝子代 |
| 一、金拾貳円四拾七銭 | 金具代 |
| 一、金拾四円四拾銭 | 金具代 |
| 一、金貳百一円六拾銭 | 手間代 |
| 畳代 | |
| 一、金四百拾六円拾銭 | 備後表並ニヘリノ手間一切 |
| 一、金百拾五円拾五銭 | 左官・材料手間代 |
| 一、金五拾八円三拾銭 | 荷馬車・砂利・人夫其他 |
| 一、金拾四円八拾銭 | 樋掛材料手間 |
| 一、金参拾九円也 | 湯桶代 |
| 一、金拾円 | 宇都大工へ礼金 |
| 一、金六円五拾銭 | 手水鉢穴堀代 |
| 一、金貳拾貳円五十九銭 | 北園瓦代 |
| 一、金貳円四拾銭 | 山本鉄工場 |
| 一、金百参拾貳円五十九銭 | 魚類代 |
| 一、金参拾八円五十銭 | 前田自動車賃 |
| 一、金貳百五拾円 | 煉瓦代 |
| 一、金貳拾四円也 | 煉瓦代 |
| 一、金貳百貳拾九円 | 煉瓦師日当、セメン其他 |
| 一、金百六拾貳円五十銭 | 襖張替、硝子張替 |
| 一、金四百九拾九円〇一銭 | 山形屋調度品 |
| 一、金五拾五円也 | 山形屋店員五名礼金 |
| 一、金百九拾円六拾一銭 | 青柳料理部 |
| 一、金四拾五円也 | 青柳帳場コック祝儀 |
| 一、金拾円五拾銭 | 篠原豊屋へり代 |
| 一、金五拾壹円八十銭 | 山形屋美容部 |
| 一、金拾五円 | 右御祝儀 |

【史料 1】の書簡は、滞在前後の大迫家の準備やおもてなしに感謝し、殿下も無事にお帰りになったので安心して欲しいこと、また刀を献上することについてその運送を駅長に托してもよいが、宮家の荷札を同封するのでそれを使って欲しい旨が記されています。

【史料 2】の書簡は、献上の品物が無事に着いて殿下に披露したこと、また伊東力にも名刀を差し上げたことへのお礼状です。

【史料 3】からは竹田宮恒徳殿下をお迎えするにあたって、鹿児島市内の山形屋から調度品を取り寄せ、表榎^{たろき}の改造、庭園、トイレ、浴室などを増改築したことがうかがえます。庭師は鹿児島市の吉野から連れて来ています。これらに掛かった金額及びお泊りになった時の料理(青柳料理屋から注文した)や、山形屋から美容部を頼んだ費用などを合わせるとおよそ 9,000 円にもな

りました。これは、戦前の一般家屋の建築費が約 500 円くらいだったことを考えると破格の金額です。残念ながらこの時増築したトイレは痛みが激しくなって取り壊され、今は見るできません。

(2) 串木野の漁業と第二次世界大戦について

ア 串木野漁業

① 水産会主催技術員養成の講習会

昭和 16 年 12 月 1 日、御前会議によって日本はアメリカ・イギリス・オランダとの開戦を決定し、1 週間後の 12 月 8 日、南雲忠一中将の指揮する日本海軍機動部隊は、突如としてハワイ北方に現れ、真珠湾に集結していたアメリカ軍の太平洋艦隊を奇襲しました。この攻撃により戦艦 8 隻をはじめ、艦船 18 隻を撃沈撃破し、航空機 479 機を破壊しました。また、米軍戦死者 2,404 人、負傷者 617 人というアメリカ史上空前の損害を与えました。

続いて 12 月 25 日には、香港^{ほんこん}を占領し、明けて 17 年 1 月 2 日にはフィリピンのマニラを占領しました。このように戦場が世界各地に広がっていくに従って、鹿児島県漁業界の活躍の場も日を追って拡大され、南方漁場への飛躍的な躍進がなされました。

こうして将来、海に躍進する人材育成を考え、技術的・学術的な養成につとめる目的で漁船・船舶技術員養成の講習会を開くことになり、日程・会場などは次の通り決まりました。なお、この講習会の終了後、試験を実施して、合格者にそれぞれの免状を与えることになりました。

| | |
|-------------------|----------------------|
| 6 月 1 日～6 月 24 日 | 笠沙町(現南さつま市)玉林国民学校 |
| 6 月 10 日～7 月 3 日 | 串木野本浦漁業組合 |
| 7 月 25 日～8 月 17 日 | 上屋久町(現熊毛郡屋久島町)一湊国民学校 |

講師を東京漁船技術員養成所から招き、講習会は甲板部と機関部とに分け、合格者には丙種、沿岸乙種、沿岸乙三、沿岸丙運の資格が与えられました。

② 漁船の天測講習会(※天測とは、天体観測のこと)

漁業者の資質向上を図り、ひいては戦時下水産食糧増産のための鹿児島水産界主催の天測講習会が、7 月 8 日から 2 週間の予定で、串木野本浦青年会館で開催されることになりました。講師としては、東京から社団法人漁船技術員養成所技師和泉清氏を招聘することになりました。

イ 漁船の徴用 100 隻を越す

串木野のマグロ延縄^{はえなわ}漁業は、はじめ油津港(現宮崎県日南市)を根拠地としてきましたが、その後、外之浦漁港(現宮崎県日南市)に根拠地が移り、三陸方面(東北地方の北東部海岸)へ進出し、漁業資本の確立期に入りました。そこで一大飛躍が期待されたのですが、戦争が始まる昭和 15 年から大型船はほとんど徴用されて、本浦だけでその数は 104 隻にもなりました。船の徴用は昭和 18 年が最高に達し、19 年で終わっています。串木野の漁船は陸軍船舶部隊、

通称「暁部隊」に徴用されましたが、なかには佐世保の海軍や日魯漁業(北太平洋を中心とする大漁業会社)の準徴用船になったものもあったといえます。

○徴用船名 【『串木野農林漁業叢書第六集』より抜粋】

| 徴用年月 | 船名 | 船主名 | トン数 | 備考 |
|---------------|--------|---------|--------|--------|
| ・昭和 15 年 2 月 | 第二福栄丸 | (船主 川越) | 42.46t | |
| ・昭和 16 年 10 月 | 第二幸勢丸 | (船主 田中) | 40.21t | 他 2 隻 |
| ・昭和 16 年 12 月 | 第三新英丸 | (船主 吉村) | 30t | 他 20 隻 |
| ・昭和 17 年 3 月 | 第三慶福丸 | (船主 西村) | 39.94t | 他 5 隻 |
| ・昭和 17 年 6 月 | 第十清徳丸 | (船主 吉村) | 29t | 他 4 隻 |
| ・昭和 17 年 12 月 | 第十一宝栄丸 | (船主 小松) | 37.77t | 他 15 隻 |
| ・昭和 18 年 3 月 | 第五宝栄丸 | (船主 石川) | 40.48t | 他 1 隻 |
| ・昭和 18 年 4 月 | 第三開洋丸 | (船主 前潟) | 36.56t | 他 7 隻 |
| ・昭和 18 年 6 月 | 第三宝栄丸 | (船主 迫田) | 33.18t | 他 5 隻 |
| ・昭和 18 年 9 月 | 第三漁吉丸 | (船主 瀬戸) | 37.04t | 他 16 隻 |
| ・昭和 18 年 10 月 | 第三漁徳丸 | (船主 今井) | 36.73t | 他 2 隻 |
| ・昭和 18 年 12 月 | 第六改政丸 | (船主 松岡) | 39.57t | 他 13 隻 |
| ・昭和 19 年 2 月 | 第一宝栄丸 | (船主 迫田) | 36.61t | 他 1 隻 |

(総数 104 隻、総トン数 376.36t、徴用者 880 人、未帰還 93 隻)

以上は昭和 15 年 2 月から昭和 19 年 2 月までの集計です。うち、海軍大臣との契約(海軍徴用)漁船は 31 隻、陸軍大臣との契約(陸軍徴用)漁船は 73 隻です。

第二次世界大戦に徴用された漁船のうち、未帰還が 93 隻で、そのほとんどがアメリカ軍に襲撃され沈没したものと思われ、乗組員も大多数が船とともに沈みました。

ウ 国土防衛のため、漁船無電の技術員養成

昭和 18 年、アメリカ軍の本土空襲は徐々に激しさを増してきました。このような緊迫してきた戦局下で水産食糧の増産に奮闘する洋上の漁船部隊に対し、漁況通信を目的に無電機を備え付ける必要に迫られました。国土防衛のため、その通信網の強化をはからなければならなかったのです。

鹿児島水産会では、無電技術員のさらなる技術の向上に乗り出しました。昭和 18 年 4 月 20 日から 40 日間、鹿児島県枕崎町(現枕崎市)を会場として、国から技術官の派遣を求めて、無電技術員養成講習会を開くことになりました。県下各地の漁船員をはじめ、串木野からも本浦・島平・羽島の漁業組合から参加しています。

エ 鹿児島県経済部の造船技術員慰問

百余隻の漁船を徴用された串木野では、その補充のため造船を行っています。これはまた、国家の緊急な要請でもありました。当時、鹿児島県の渡辺経済部長が 7 月 20 日に串木野の

田尻盛吉町長の案内で現場に来て、1 番船、2 番船の作業状況をくわしく視察、造船技術員を励ましました。それに呼応して、串木野の造船技術は向上し、造船数も日ごとに増えていきました。

オ 戦時船舶員養成所開設

戦力増強の大動脈といわれる船舶は、戦争を遂行していくため極めて重要なものでした。そこで、木造船の運航にあたるための船員の養成機関が串木野町に誕生しました。この船舶員養成所は、日本郵船会社が政府の命を受け、鹿児島県の指導のもとに設置しました。同養成所は、昭和 18 年 8 月 1 日に開所しました。

修了生は、県下で造られた木造船に配乗させ、近海航路に従事することになりました。養成所の定員は 20 名、期間は 2 か月で、入所資格は 20 歳以上 45 歳までの男子でした。甲板部に入るには 3 年以上かつ 20 t 以上の航洋船の乗船経験などを要しました。

カ 焦土と化した本浦地区

昭和 20 年 7 月末、串木野が開戦以来、初めて空襲を受けました。海岸の松林にあった機銃座に待機していた防衛隊は、ただちに敵機の攻撃に応戦しました。しかし、敵の攻撃により本浦の旧漁業組合事務所と倉庫が炎上、続いて港の揚場近くにあった大きな石油タンクが、アメリカ軍の目標となり炎上しました。

キ 戦時下の鮮魚配給と供出

昭和 20 年 1 月 22 日朝、串木野・羽島・島平の各港には、約 1 万貫(1 貫は 3.75 kg)の最初の大量のイワシが水揚げされました。栄養価の高い魚の配給を久しく待ち焦がれていた鹿児島市民にとっては驚くべき朗報でした。同日午後、荷台にイワシを満載にしたトラック 12 台は鹿児島市に入り、23 日には各家庭に配給され、市民の食卓を賑わせました。また、甕島にはこの年初めてのブリ 700 本が水揚げされ、これも鹿児島市民の食卓をイワシ同様に賑わせました。

戦争が長引くにつれ、魚をはじめ、食糧その他の日用品は軍に供出され、それらを「物資配給委員会」が配給しました。酒や煙草も 1 人に酒何合、煙草何本というふうに割り当てがありました。たまには特別に配給される「特配」というものもありました。

ク 食糧増産のための挺身隊^{ていしんたい}

食糧増産のために挺身隊が結成され、生福の^{せれんがおか}齊連ヶ丘 100 町歩(100ha)開墾が計画されました。女学校の生徒は毎日のように齊連ヶ丘の開墾地で開墾に従事しました。最初は約 3 町歩(3ha)の畑に麦やからいもを作って食糧増産に励みました。女学生たちはモンペ姿に身をかため、こやしたんご(糞尿の入った桶)をかついで、1 日に 2 回、3 回と齊連ヶ丘に通いました。

本浦・島平・羽島の漁業集落や商業集落でも、集落ごとに日章旗を先頭に開墾作業に従事しました。慣れない手つきで大木を切り倒し、木の根を掘り返し、岩を掘り起こしたりしました。最終的に 50 町歩の植え付けまでできたそうです。

ケ 海軍による塹壕^{ざんごう}の造成

現在の中央公民館のあたりから郷^ごの原^{はい}南西にかけては、二重三重のジグザグの塹壕が掘られました。唐船塚^{めどこばい}から前床原を通り、斉連ヶ丘に通ずる両側の崖や藪側にも塹壕が掘られました。唐船塚の頂上の繁みには軍の監視所があって、馬に乗った兵隊が常に歩き回っていました。この辺りの塹壕は、海軍部隊が造りました。

コ 在郷軍人の演習

在郷軍人^{〔註1〕}も銃後をがっちり固めていました。予備役・補充兵・第2国民兵^{〔註2〕}など3,500名もいました。時には冠岳から市比野方面にわたり、非常時に備えて演習を行い、海岸の砂地では、130頭の馬を軍馬として訓練をしていました。

(参考文献) 富宿三善 1971『串木野漁業史』串木野漁業協同組合

- ※ 〔註1〕 在郷軍人は、旧日本軍隊の徴兵制度において予備兵力保有のために設けられた。一定期間訓練された者が、除隊後に予備役に編入され、帰郷後も有事の際には召集できるように設けられた。
- 〔註2〕 第2国民兵とは、年齢17歳以上45歳(時期によって異なる)までの者で常備兵役・補充兵役・第1国民兵役に服さなかった者のこと。

コラム

戦場で道に迷っていたら西岳の神が道を教えてくれた

生福のある出征兵士の話です。戦場で道に迷っていたところ、白い着物を着た老人が出てきて、正しい道を教えてくれ、無事に帰還できたそうです。復員した後、あの老人は西岳の神であったと知り、それから西岳への参拝を欠かさないようになっていたそうです。

(参考文献 森田清美 1996『さつま山伏』春苑堂出版)

4 資料

(1) 畠中家戦争関係資料

「ア 畠中佐一郎関係資料」及び「イ その他資料」は、畠中家に残されていた畠中佐一郎氏関連の資料で、姪にあたる加治佐千代子氏から提供いただいたものです。

畠中佐一郎氏は、昭和 15 (1940)年に佐世保海兵団で教育を受け、航空母艦「加賀」の乗組員となりました。同 16 年に真珠湾攻撃に参戦しています。同 17 年 6 月、ミッドウェー海戦で亡くなりました。

また、年代は異なりますが日中戦争関連の資料も保管されていたので、併せて掲載しています。

ミッドウェー海戦は、昭和 17(1942)年 6 月 5 日から 7 日にかけて、太平洋上のアメリカ合衆国領ミッドウェー島付近で行われた海戦です。

この作戦ではミッドウェー島に日本海軍が進出することによって、アメリカ海軍機動部隊を誘い出し、これを撃滅することを目的に行われ、さらにミッドウェー攻略作戦と同時にアリューシャン攻略作戦も行われることになっていました。作戦には連合艦隊の主力艦隊が総動員され、参加艦船は赤城、加賀、飛龍、蒼龍など航空母艦 6 隻、戦艦大和、長門、陸奥、榛名、金剛など 11 隻、その他巡洋艦や駆逐艦など含む計約 300 隻、航空機が約 1 千機、兵力が約 10 万人と海軍史上始まって以来の大作戦となりました。

戦いは同島攻略をめざす日本海軍をアメリカ軍が迎え撃つ形で発生しました。まず、日本側がミッドウェー島に攻撃を加えるため攻撃機を発艦させます。この後、アメリカ軍の機動部隊が日本海軍の機動部隊に接近、攻撃を始めます。日本側も早くアメリカ軍の艦船を攻撃したかったのですが、ミッドウェー島を攻撃していた艦載機が戻ってきている最中であり、敵の機動部隊を攻撃する攻撃機を飛ばすことができず、ミッドウェー島攻撃部隊を回収してから敵の機動部隊を攻撃することにしました。しかし、敵の機動部隊を攻撃する攻撃機が発艦すると同時に敵の攻撃に遭い、結果、日本海軍は投入した赤城、加賀、飛龍、蒼龍など空母 4 隻とその艦載機約 290 機の全て、および兵士ら約 3,000 名を失いましたが、日本側の大敗北に終わりました。

畠中佐一郎氏はこの中で、南雲忠一中将率いる「第一機動部隊」所属の航空母艦加賀に搭乗しており、戦死しました。





航空母艦「加賀」(吳市海事歴史科学館提供)

ア 島中家戦争関係資料

(ア) 感状

感状

機動部隊

昭和十六年十二月八日、開戦劈頭、長驅、敵布哇軍港ヲ奇襲シ、其ノ飛行機隊ヲ以テ、敵米国太平洋艦隊主力及所在航空兵力ヲ猛撃シテ、^{たちまち} 其ノ大部ヲ撃滅シタルハ爾後ノ作戦ニ寄与スル所、極メテ大ニシテ其ノ武勲顯著ナリト認ム、

仍テ、茲ニ感状ヲ授与ス、

昭和十七年四月十五日

聯合艦隊司令長官 山本五十六 (花押)

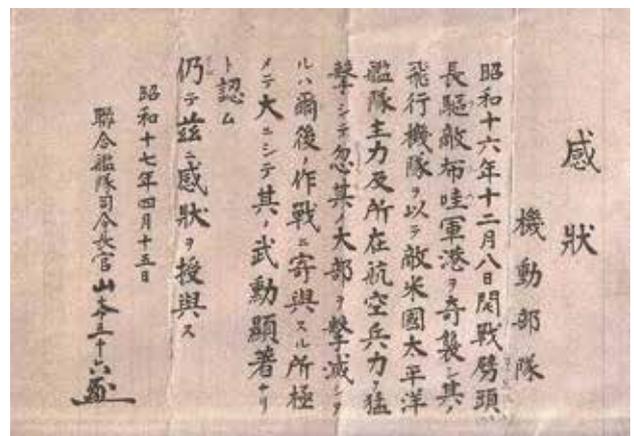
【解説】

ハワイ真珠湾攻撃の時の「感謝状」で機動部隊へ出されたものなので、航空母艦加賀だけでなく、航空隊も含まれています。第二次世界大戦開戦直前の11月16日に加賀は、佐世保から大分県佐伯港へ出航しています。魚雷を積み、11月20日に^{えとろふひとかつわん} 択捉単冠湾へ向かいました。

一方、艦上攻撃機隊64機は、鹿児島湾や志布志湾で爆撃の訓練をしていました。地形的にハワイ真珠湾に近かったので選ばれました。

そして日本海軍機動部隊は、11月26日に日本を出航、12月8日に南雲忠一中将指揮のもと、真珠湾攻撃を行いました。加賀の戦闘機は、第一次攻撃隊34機、うち7機未帰還。第二次攻撃隊35機、うち8機未帰還でした。

真珠湾攻撃を終えた加賀は、12月23日に^{はしらじまはくち} 柱島泊地(山口県岩国市)へ帰りました。

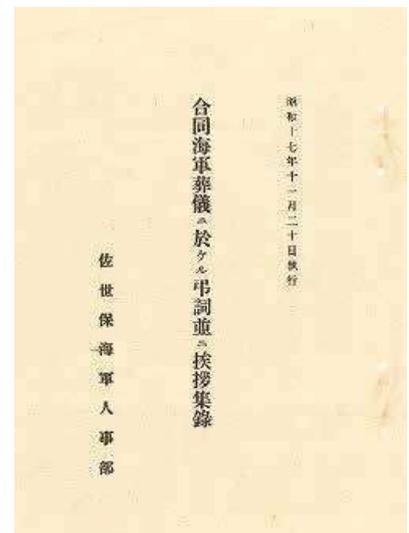


(イ) 合同海軍葬儀ニ於ケル弔詞並ニ挨拶集録

【解説】

昭和17年11月20日に佐世保で行われた合同海軍葬儀で、連合艦隊司令長官山本五十六をはじめ、佐世保鎮守府司令長官南雲忠一、中国方面艦隊司令長官吉田善吾、佐世保海軍人事部長久重^[ママ]、長崎県知事山内義文、佐世保市長小浦總平のそれぞれの弔辞を集録したものです。ミッドウェー海戦は日本の命運を左右した大きな海戦であり、多数の艦隊が被害を受け、多くの戦死者を出しました。この頃は戦局も逼迫していなかったため、佐世保で合同葬儀が行われたものだと思います。

ここではその中から、山本五十六の弔辞を掲載します。



聯合艦隊司令長官弔詞

故海軍中佐 津崎直信君 外諸勇士ノ英靈ニ告グ

諸士ハ夙ニ大東亜戦争ノ事ニ從ヒ、或ハ寒風怒涛ノ中、或ハ酷熱弾雨ノ下、粉骨碎身各其ノ任ヲ全ウシ、遂ニ君国ニ殉ズ、痛恨何ゾ堪ヘン、

今ヤ戦局大ニ進ミ皇威八紘ニ 洽 シ、是固ヨリ 御稜威ノ臻ス処ナリト雖モ亦諸士ガ勇戦奮闘ノ 賜 ニ外ナラズ、

諸士ガ功ハ千載不朽ニシテ、其ノ忠烈ハ吾等之ヲ繼承シ、以テ戦争ノ目的ヲ完遂セントス、
諸士 以テ瞑セヨ

此処ニ英靈ヲ迎ヘテ葬送ノ儀ヲ行フニ当リ 恭 シク敬弔ノ意ヲ表ス

昭和十七年十一月二十日

聯合艦隊司令長官

海軍大将從三位勲一等功二級 山本五十六

(ウ) 叙勲

海軍一等水兵 畠中佐一郎

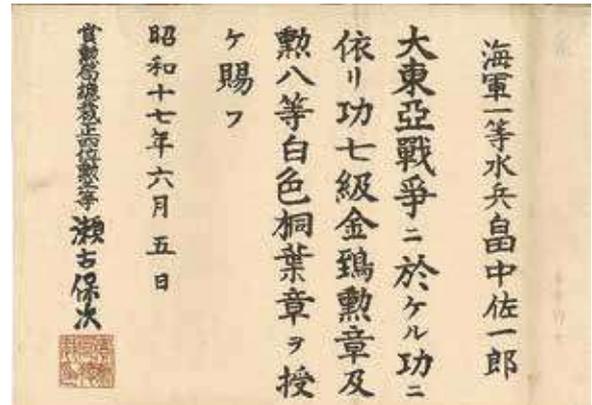
大東亜戦争ニ於ケル功ニ依リ功七級

金鷄勲章及勲八等白色桐葉章ヲ授ケ賜フ

昭和十七年六月五日

賞勲局總裁正四位勲三等 瀨古保次

公印



(エ) 弔慰金

海軍一等水兵 畠中佐一郎

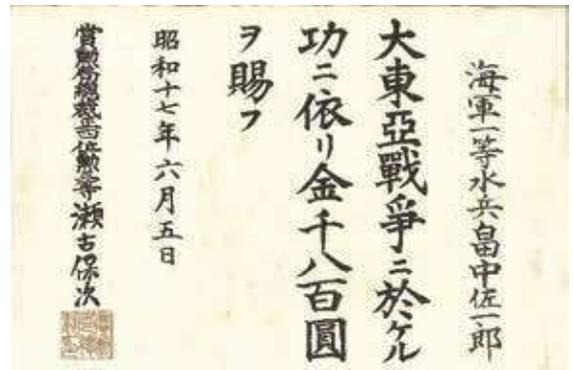
大東亜戦争ニ於ケル功ニ依リ金千八

百円ヲ賜フ

昭和十七年六月五日

賞勲局總裁正四位勲三等 瀨古保次

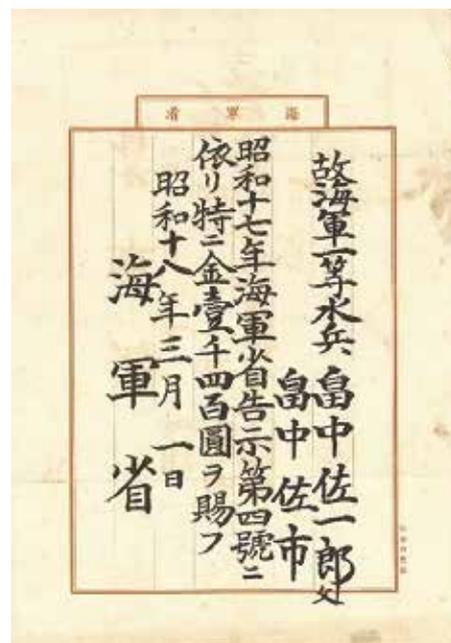
公印



(オ) 特別弔慰金

故海軍一等水兵 畠中佐一郎父畠中佐市
昭和十七年海軍省告示第四号ニ依リ
特ニ金壹千四百円ヲ賜フ
昭和十八年三月一日
海 軍 省

※上部中央に「海軍省」、枠外に「辞令用罫紙」
の印字あり)



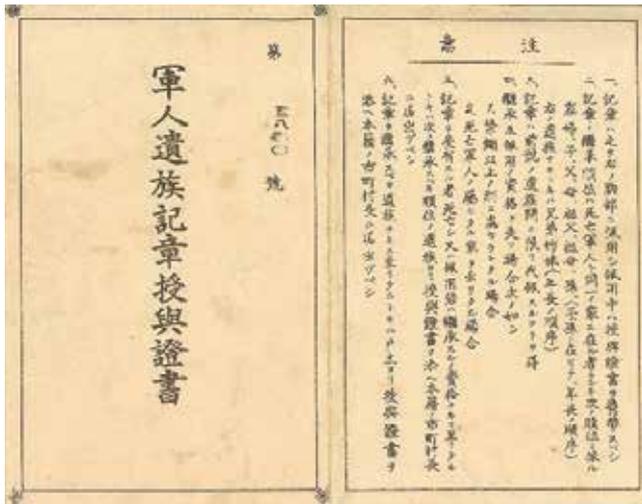
(カ) 軍人遺族記章授与証書

第五八一〇号

軍人遺族記章授与証書

故海軍一等水兵 畠中佐一郎 父 畠中佐市
右軍人遺族記章令ニ依リ 軍人遺族記章ヲ授与ス
昭和十八年四月二十一日 海軍省 公印

- 注 意
- 一 記章ハ之ヲ右ノ胸部ニ佩用シ佩用中ハ授与証書を携帯スベシ
 - 二 記章ノ繼承順位ハ死亡軍人ト同一ノ家ニ在ル者ニシテ次ノ順位ニ依ル
寡婦、子、父、母、祖父、祖母、孫(子孫ニ在リテ、年長ノ順序)
右ノ遺族ナキトキハ兄弟姉妹(年長ノ順序)
 - 三 記章ハ前号ノ遺族間ニ限り代佩スルコトヲ得
 - 四 繼承及佩用ノ資格ヲ失フ場合次ノ如シ
 - 1、禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル場合
 - 2、死亡軍人ノ属シタル家ヲ去リタル場合
 - 五 記章ヲ受有スル者、死亡シ又ハ佩用若ハ繼承スルノ資格ナキニ至リタルトキハ
次ニ繼承スベキ順位ノ遺族ヨリ授与証書ヲ添へ、本籍ノ市町村長ニ届出ヅベシ
 - 六 記章ヲ繼承スベキ遺族ナキニ至リタルトキハ、戸主ヨリ授与証書ヲ添へ本籍ノ
市町村長ニ届出ヅベシ



(キ) 遺族年金証書

遺かさま第 286 号
 遺族年金証書
 被選定人 佐一郎の父 畠中佐市
 明治十五年十月十九日生
 遺族年金額金 壹万円
 支給開始年月 昭和 年 月
 右戦傷病者戦没者遺族等援護法の
 規定により支給する
 昭和二十七年十月十六日
 厚生大臣 吉武恵市 公印



【解説】

(ウ)(エ)は、ミッドウェー海戦で戦死した畠中佐一郎に対する叙勲と弔慰金です。金鵄勲章は、明治 23(1890)年に制定され、「武功拔群なる者」を「功 1～7 級」に分けて与えられました。

勲八等白色桐葉章は、明治 8 (1875)年～平成 15 (2015)年まで授与されました。昭和 17 年当時の一時金 1,800 円を今の価値に換算すると、大変高額です。

(オ)は、弔慰金を父の佐市氏へ与えたものです。

(カ)は遺族にも記章があり、取り扱いを示したものです。

(キ)は、戦後、昭和 27 年になって、新たに改正した遺族年金が出されたときの証書です。

(ク) 貯蓄債券

(貯 20) 割増金付 貯蓄債券 第貳拾回 25 ノ組 002637
金七円五拾銭 割引売価格金五円
此ノ債券ハ臨時資金調整法ノ規定ニ基キ発行シタルモノニシテ債券売出ニ依ル収
入金ハ大蔵省預金部ニ於テ運用スルモノナリ
此ノ債券ハ金五円ニテ売出シ償還ノ際金七円五拾銭ヲ支払フモノナリ
昭和十六年二月 株式会社 日本勸業銀行 公印
(右下の丸の中に) 支那事変貯蓄債券

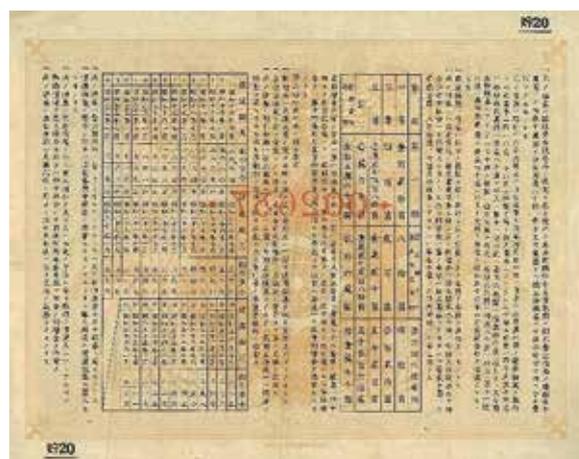
【解説】

最初に 5 円で買って、20 年後の昭和 36 年には 7 円 50 銭と 2 割 6 分の利子が付いて返ってくることになっています。

昭和 12 年 8 月ごろから中国との全面戦争が始まっているので、戦費が相当掛かるため支那事変貯蓄債券を出したのだと思われます。第 20 回目なので、何度も出されていることが分かります。一説では、昭和 13 年ごろから発行されているようです。



貯蓄債券(表)



貯蓄債券(裏)

(ケ) 戦時報国債券

戦報 7 第七回 参拾貳ノ組 072532 割増金付
戦時報国債券 金五円
此ノ債券ハ臨時資金調整法ノ規定ニ基キ発行シタルモノニシテ債券売出ニ依ル収
入金ハ大蔵省預金部ニ於テ運用スルモノナリ
昭和十八年二月 株式会社 日本勸業銀行 公印

(コ) 戦時貯蓄債券

戦貯 13 割増金付 戦時貯蓄債券 第拾参回 30 ノ組 051424
金拾五円 割引売価格金拾円

一此ノ債券ハ臨時資金調整法ノ規定ニ基キ発行シタルモノニシテ債券売出ニ依ル収
 入金ハ大蔵省預金部ニ於テ運用スルモノナリ
 一此ノ債券ハ金拾円ニテ売出し償還ノ際金拾五円ヲ支払フモノナリ
 昭和十九年二月 株式会社 日本勸業銀行 公印

【解説】

戦時報国債券と戦時貯蓄債券の裏には約束ごとが書いてあり、要約すると抽選があつて(ケ)の場合、1等は5,000円、2等50円、3等5円の金額が書いてあります。時代によって金額は変わります。



戦時報国債券



戦時貯蓄債券

(サ) 特別据置貯金証書

特まにの 壹参弍弍号

大東亜戦争 [朱書]

特別据置貯金証書

一金六円也

据置期間 五箇年

据置期間 昭和二五年十一月九日

郵便貯金法及其ノ付属法規ニ依ル特別据置貯金トシテ頭書ノ金額預入アリタルニ
 付其ノ証トシテ本証書ヲ交付ス

昭和二十年十一月十日

貯金局長 【丸朱印】

畠中佐市殿

【解説】

裏には、据置期間中は無利子(据置期間は同25年11月9日までの5か年間)、以後、利子を貯金通帳へなど書かれています。原簿管理庁は熊本貯金支庁、元金の即時払を受ける郵便局は串木野郵便局で、預け人の印鑑には畠中と押されていますが、受け取り側は空白なので受け取っていません。興味深いことに、戦後の20年11月10日の日付になっており、戦後復興などのために発行したものだと思います。記念に取っておいたのでしょう。戦後のものですが、かなり立派な紙が使われています。戦後に使用された本やノートなどの紙類は、良いものから悪いものまで様々な紙が使われていました。



(シ) 定額郵便貯金くじびき票

割増金付

定額郵便貯金くじびき票

第3回 008681 530の組

【解説】

上部が切られているので、年月日がわかりません。裏の受領証は空白です。しかし、すべて左から右への書き方で、漢字の「籤引」ではなく、「くじびき」と、ひらがな書きであることから、戦後すぐに発行されたものだと思います。なぜ下の部分だけ残っているかはわかりません。



イ その他資料

(ア) 日中戦争出征のため、家族への敬意と慰問

畠中佐市殿

畠中才三殿 今次支那事変ニ出征以来、日夜力戦奮闘、克ク皇軍ノ武威ヲ宣揚セラル国民齊シク感謝感激ニ堪ヘサル所ナリ、希クハ家族各位^{ねがわ}克ク銃後ヲ護リ、一層自奮自励、以テ銃後国民ノ責務ヲ果サレンコトヲ、茲ニ深甚ナル敬意ト慰問ノ意ヲ表ス
昭和十三年十月十日

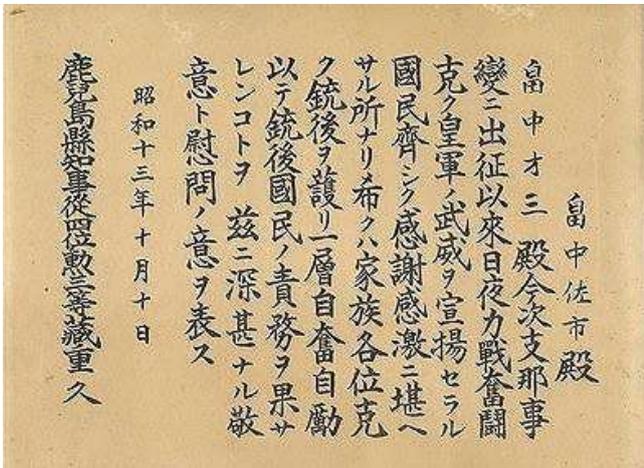
鹿児島県知事従四位勲三等 蔵重 久

(イ) 日中戦争での勲八等白色桐葉章と金 300 円下賜

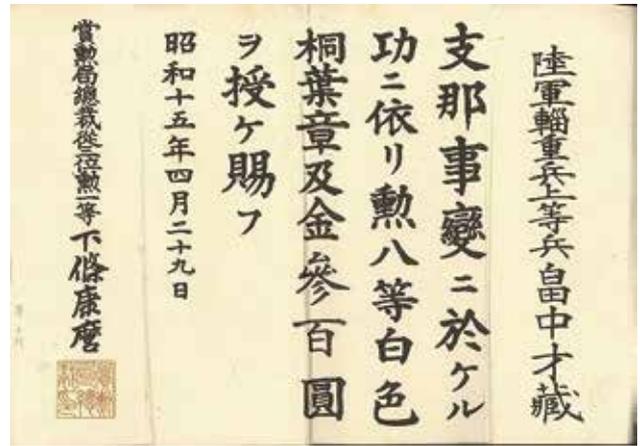
陸軍輜重兵 上等兵 畠中才蔵
支那事変ニ於ケル功ニ依リ勲八等白色桐葉章及金参百円ヲ授ケ賜フ
昭和十五年四月二十九日
賞勲局總裁從三位勲一等 下條康磨 公印

【解説】

畠中才蔵は佐市氏の長男で、大正 4 年 8 月 15 日生まれとあるので昭和 13 年 10 月の時点では 23 歳です。20 歳の徴兵検査合格間もないころに、陸軍へ徴兵されたのだと思われます。長男才蔵は陸軍へ、次男の佐一郎は海軍へ入隊しました。才蔵は勲八等白色桐葉章と 300 円を昭和 15 年 4 月 29 日に下賜されているので、生還したのでしょう。



日中戦争出征のため、家族への敬意と慰問



日中戦争での勲八等白色桐葉章と金 300 円下賜

(ウ) 死亡告知書

原簿整理番号 (九二五)

死亡告知書(公報) 内田 朱印

本籍 鹿児島県 日置 市 串木野 町 下名 七六三一番地

所属部隊 青色スタンプ 第四船舶司令部

陸軍軍属 下 中 利 男

右昭和十九年七月十五日午 前後 /時 /分

ビスマルク群島ラバウル付近に於て 戦死

されましたので通知致します

尚戸籍の抹消は戸籍法第八十九条によって官で処理致します

昭和二十三年五月三十日

昭和二十三年八月二十一日 青色スタンプ 鹿児島県知事 重成 格

留守担当者氏名 母 下中 ミト殿

現住所 県 市 町 番地

【解説】

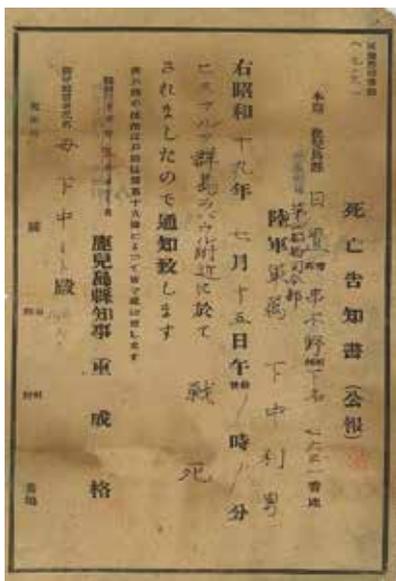
ラバウルは、現在、パプアニューギニアの島嶼地方東ニューブリテン州の都市で、明治43(1910)年にドイツ帝国によって建設された街です。第一次世界大戦までドイツ帝国の統治下にありましたが、大正3(1914)年9月、オーストラリア軍が占領し、その後オーストラリアにより統治されていました。

第二次世界大戦中の昭和17(1942)年1月23日には、オーストラリア軍と戦った末に日本が占領し、東南方面への一大拠点が築かれます。当地にはラバウル航空隊の基地も建設され、連合軍側からは「ラバウル要塞」とも呼ばれていました。

日本軍の占領後は、陸海軍合わせて9万余の大軍が配置されました。日本軍は豊富な兵力と自給自足体制による食料の確保、そして堅固な要塞を築き上げていました。

その後、昭和18(1943)年の夏以降になるとイギリス軍やオーストラリア軍、アメリカ軍など連合軍が反攻に転じ、ラバウルは補給線を寸断され孤立した状態になります。その後も駐留していた日本軍は、度重なる連合軍による攻撃に耐えつつ兵力を温存し、武器を自作したり、壊れた戦闘機を修理し使用するなどして徹底抗戦の構えを見せていました。食料や日用品の自給自足体制まで整えていたそうです。これをみた連合軍は、反攻にあたり頑強な抵抗が予想されるラバウルを占領せず、包囲するにとどめた結果、昭和20(1945)年8月の終戦まで日本が占領し、日本軍のオーストラリアへの空襲などに使われました。

下中利夫氏は陸軍軍属であり、昭和19(1944)年7月15日にビスマルク群島ラバウル付近で亡くなっています。ラバウルを占領していた日本軍は各地へ攻撃をしかけていますが、この中のいずれかの作戦行動中に亡くなったのかもしれませんが。



ラバウル位置図

(2) 長家戦争関係資料

ア 弔辞草稿

【解説】

この弔辞草稿は、太平洋戦争中にソロモン海戦に於いて戦死した海軍軍医長長直秀を串木野麓内村郷中葬にした時、吉武寛が記したものです。

長直千賀の長男として生まれた直秀は、鹿児島県立第一鹿児島中学校から満州医科大学に進み、卒業後は海軍の軍医となりました。太平洋戦争が勃発すると、軍医長として潜水艦に乗り込みました。その潜水艦の中で盲腸手術をした長軍医のことが、当時の大阪毎日新聞(1942年7月18日)に載っています。

「戦ふ潜水艦で盲腸の手術」という見出しです。波が荒い太平洋上、浮上して敵艦を猛追撃中の潜水艦で一人の兵士が腹痛を訴えました。氷で患部を冷やしていましたが、段々と痛みが激しくなるばかりでした。そして、荒れ狂う波にもまれて潜水艦は大揺れでした。盲腸と診断した長軍医長は、そのまま置いては腹膜炎を起こし命の危険があると、手術することを決断しました。艦長にそのことを告げ、一旦、艦を潜水してもらいました。すると、艦内は揺れもおさまり静かになりました。しかし、前年に医大を卒業したばかりの若い長軍医長は、開腹手術は一度もしたことがなく、狭い潜水艦の中、消毒は熱湯消毒でまともな手術道具もなく、手術台もないという大変な状況の中で何とか無事に手術を終え、その後の経過を胸の痛む思いで見守ります。1週間後におならが出て、やっと手術の成功を確信しました。

この草稿にも、長軍医長が部下将兵から絶大な信頼を得て、また、すぐれた偉勲を立てたと記してあります。

しかし、昭和17年12月5日、残念ながら第3次ソロモン海戦で敵の攻撃を受け、潜水艦とともに海底深く沈みました。齢わずかに26歳でした。

(参考文献 大阪毎日新聞 1942.7.18)

【弔辞草稿原文】

本日、故海軍々醫少佐從六位長直秀君の郷中葬を行ふに當り、内村郷中を代表し、謹みて君の英靈に曰す

君は長直千賀氏の長男として我内村郷に呱呱の聲を擧げらる
生來資性英敏、頭腦明晰にして温良從順、今だ嘗て父母の命に背かれし事無く、孝心深く長上に對し禮を欠がされし事を今だ聞かず、寡黙なれ共勇氣果斷、犠牲的精神に富み、実に先天的に天型的〔ママ〕武人の権化たるの風格あり、梅檀は二葉より薰しとか、其の心情性行全く軍神横山少佐・勇士中馬中佐と合一なる事を知り、其の勲功亦完全一致せるを信ず
縣立鹿児島一中学より満洲医大に進み、選ばれて海軍々医となり、亦海軍砲術学校に学び、無敵海軍士官として研鑽をつまる、世期の聖戰大東亜戰爭の勃發するや、潜水艦イ一〇號の軍医長として軍務に精勵され、太平洋中に轉戰頑敵せんめつに幾多の偉勲を立てられ、或はソロモンの敵前上陸に帝國海軍の赫赫たる戦果を築れ、將亦陣中医学の粹を以て科学日本の誇を飾る、部下将兵は君の手腕力量に絶大なる信頼置き安神して一身をたくしたりときく

然共、昭和十七年十二月五日、第三次ソロモン海戦に於て赫々たる偉勲を立て、海底深く護國の英靈となられ、再び我が内村郷に其の英姿を見る日なし、嗚呼悲しい哉
年齒僅に二十六才、前途有為の青年士官の身を以て、散華せられたるは皇國の為め詢に痛惜
哀悼に堪（えず）

我が内村郷老弱男女の悲嘆筆舌に盡されず

茲に衷心哀悼の意を表す

さはさりながら静に思ふに、海行かば水づくかばね—

世期の偉業たる皇御戦に従軍し、雄大豪壮なる大作戦の眞只中に、世界全人類の恐嘆おかざるソロモンの大海戦に銃を取り、必も必勝不敗の体制迄 君国に報じ、万朶の桜と散りて君命に殉ぜらる、其の勲功万古に輝き其の芳魂義膽青史に燦たり、日本男子の本懐、之に過ぎたる事なし

其の人となり勲功軍神勇士に比適するを信ず、我等内村郷中一同、君の出てしを無上の誇となし、衷心感謝感激おく能はず、茲に郷中葬を以て、君に報ひんとす、以て瞑せられよ
茲に謹みて吊詞を呈し敬吊ノ意を表す

昭和十八年五月廿九日

串木野町麓内村郷

代表 吉武 寛

コラム

出征する時は庭に柳を植えた

家族から出征兵士が出た時は、庭に柳を植えました。柳の枝は成長するにつれて深くたれ下がってきます。このことから、無事に戦地から帰還できるようにとの願いを込めて植えられたようです。もし柳が枯れたら、戦死の知らせがくるものだということで、残された家族は、柳が枯れないように一生懸命に世話したそうです。

（参考文献 森田清美 1996『さつま山伏』春苑堂出版）

(3) 富永家戦争関係資料（羽島婦人会記録）

【解説】^{だいにほん}大日本婦人会串木野町支部・羽島婦人会の簿冊

羽島地区に、戦時中及び戦争直後における羽島婦人会の活動記録を記した簿冊が残っています。そのうち3冊を紹介します。これらの記録を読むと、戦時中の戦局の推移とともに、緊迫した社会状況と婦人会の国家への貢献活動、そして戦後の平穏な活動を知ることができます。

ア 『昭和17年3月 新生 婦人会書類 羽島校区』

昭和17(1942)年3月から翌18年12月までを記録したものです。この簿冊から、新しい婦人団体が開戦翌年(昭和17年)に結成されたことがわかります。それまで個別に活動していた3つの婦人会、つまり愛国婦人会、大日本国防婦人会、大日本連合婦人会が統合され「大日本婦人会」が結成されています。結成の目的は、戦時体制下で陸軍指導のもと、銃後を預かる婦人の立場で家庭と国家を守り、愛国運動を促して戦争への協力体制を推し進めることでした。県や郡、市町村にそれぞれ大日本婦人会の支部が置かれ、串木野でも同年3月に串木野町支部が結成されており、その内容は、会則、人選、事業内容、服制・紋章など組織づくりに関することが記載されています。

会則には、国防国家の体制づくりを進めるために、神道国家の養成や国防婦人としての心得、戦意高揚、軍人に対する援護、贅沢の禁止、貯金の奨励などが掲げてあります。

イ 『昭和18年4月以降 公文書受発簿 羽島婦人会連合班』

昭和18(1943)年4月から終戦直後の昭和20年10月までを記録したものです。18年中の文書を見ると戦争資金不足のため、貯金の促進、食糧不足や生活必需品不足を補うための玄米食の推進、配給制となった衣料切符の節約や返納運動を呼び掛けています。

また航空機などの潤滑油不足を補うため、ヒマの栽培とヒマシ油の献納も推進しています。さらに出征兵士の壮行参列や戦死した兵士の遺骨の出迎え、陸海軍への志願、少年航空兵の応募なども呼びかけています。このようなことから、戦局が悪化し始めたことがわかります。終戦までの2つの簿冊でよく出てくるのは、貯蓄と節約です。国民貯金や必勝貯蓄、事変貯金など、さまざまな呼び名で貯金を促し、髪型や衣服の質素化、玄米食推進、衣料切符節約などが頻繁に通知されています。

昭和19(1944)年に入ると戦局は、深刻になってきていることがわかります。3月の文書では、夜間空襲に備えた非常袋の用意を呼び掛けています。8月の串木野支部長あいさつでは、サイパン・テニアン・グアムの各島が占領されたため、本土への空襲に備えた防空体制の準備のほか、必勝を信じ、すべての困難に打ち勝つ精神力を持つように訴えています。

9月の支部長挨拶では、“年寄りや幼な子を抱えて、増産も供出も養育も人並み以上にしなくてはならない婦人の立場を考えると、胸の疼く思いがする”と心情を語り、“決戦が近づいている今、母性として命を懸けて頑張ろう”と呼びかけています。12月は通知が何度も出され、台湾沖海戦のあと、フィリピン沖の海戦で神風特別攻撃隊が体当たり攻撃したことを伝え、航空機増産のため感謝貯金を訴えています。

しかし、戦局は悪化の一途をたどり、戦争資金や資源は枯渇し食糧も不足していきます。食糧

統制や節約運動は、どうしても家庭を守る主婦の協力を得なければ効果を上げられません。軍部は大日本婦人会への支援を強力に進め、それに応える形で婦人は、銃後を守る婦人の責務として、配給制の徹底、衣服の質素化、節米、さらに戦争資金調達に月5銭貯蓄や、お猪口1杯の米集めをして資金づくりを呼び掛け、銅銭・金具類の金属供出など涙ぐましい献納をしていることを簿冊から知ることができます。

昭和20年に入ると戦況を伝える内容はなく、腐敗した唐芋を使った飴の製造講習会などが行われています。そして6月の通知文では大日本婦人会が解消され、以後、国民義勇隊婦人部として活動することを伝えています。

敗戦直後の10月、その婦人部も解体し、新しい婦人会が結成されています。

ウ 『昭和14年度以降 婦人会記録 羽島婦人会』

表題の横に“昭和14年度以降”と記されていますが、実際には昭和21(1946)年3月から同年12月までの新しい婦人会の活動が綴られています。

昭和21年3月に、新しく制度化された婦人参政権についての講習会や、引揚者に対する物品配給が行われたことがわかります。

大きな変化として、戦前の2つの簿冊はカタカナ表記でしたが、戦後の簿冊はひらがな表記になっていることです。昭和22年には民主主義の講習会も開かれています。戦死者遺族・傷痍軍人への援護、町未亡人会の結成、未亡人会への石鹼配付、戦死者遺骨の出迎えなども行われ、敗戦の傷跡を色濃く引きずっていることがわかります。

ア 『昭和17年3月 新成婦人會書類 羽島校区』

〔註〕史料については、原文のまま掲載しています。

また、原文は明朝体、手書き分はゴシックで表記しています。

人名については、一部を除いて苗字のみ記載しています。

(表紙)

『 昭和十七年三月

新成婦人會書類

羽島校区 』

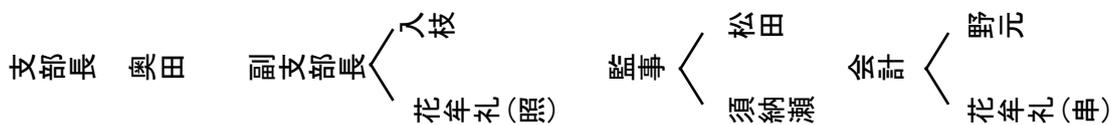
(大日本婦人會串木野町支部結成要項 略)

(大日本婦人會鹿児島縣日置郡串木野町支部會則案 略)

支部役員^{せんこう}証^{しやう}衡^{けい}基準

大日本婦人會串木野町支部

- 一、支部長 一名 } 新婦人團體成立の趣旨に鑑み、特に實踐活動をなす下部組織として市町村
- 二、副支部長 二名 } 支部に於ては眞に實質的指導力を發揮し得る婦人を以て充つること



三、理事 二十名乃至四十名

- 會員中よりは徳望ある婦人學識経験ある婦人、學校女子教職員等の中より適宜選出のこと
- 會員外よりは役場関係者中、社會教育、學務、社會等の事務^{むかひ}擔^{たん}當^{とう}者、翼賛會、在郷軍人分會等の関係者、其他の中より適宜選出のこと

四、顧問 二十名以下

市町村長、學校長、在郷軍人分會長、管内各官公衛長、各種團體長、特に名望ある婦人等の中より適宜選出のこと

五、參與 二十名以下

市町村助役、醫師、學校関係者、各種團體関係者、其他の中より特に指導力ある者を適宜選出のこと

六、審議員 五十名以下

會員中より適宜選出のこと

七、監事 二名

會員又は會員外より適宜選出のこと

(新生婦人會役員 略)

大日本婦人會鹿兒島縣日置郡串木野町支部會則

(昭和十七年四月二十七日結成)

- 第一條 本支部ハ大日本婦人會鹿兒島縣日置郡串木野町支部ト稱シ、事務所ヲ串木野町役場ニ置ク
- 第二條 本支部ハ高度國防國家体制ニ即應スルタメ、皇國傳統ノ婦道ニ則リ修身齊家奉公ノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トス
- 第三條 本支部ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ
- 一、國體觀念ノ涵養、婦德ノ修練ニ關スル事項
 - 二、國防思想ノ普及徹底ニ關スル事項
 - 三、家庭生活ノ整備刷新並ニ非常準備確立ニ關スル事項
 - 四、次代國民ノ育成、家庭教育ノ振興ニ關スル事項
 - 五、軍人援護ニ關スル事項
 - 六、國防上必要ナル訓練ニ關スル事項
 - 七、職分奉公隣組協同ニ關スル事項
 - 八、國民貯蓄獎勵ニ關スル事項
 - 九、其ノ他必要ナル事項
- 第四條 本支部ニ左ノ役員ヲ置ク
- | | |
|------|-----|
| 支部長 | 一名 |
| 副支部長 | 若干名 |
| 理事 | 若干名 |
| 顧問 | 若干名 |
| 參與 | 若干名 |
| 審議員 | 若干名 |
| 監事 | 若干名 |
- 前項ノ役員中支部長及副支部長ハ會員中ヨリ、其ノ他ノ役員ハ會員及會員外ヨリ之ヲ委嘱ス
- 第一項ノ役員ハ大日本婦人會々長之ヲ委嘱ス
- 第五條 支部長ハ支部ヲ統理ス
- 副支部長ハ支部長ヲ輔佐シ支部長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條 顧問ハ支部長ノ諮問ニ應ズ
- 理事ハ支部長ノ指揮ヲ承ケ部務ヲ處理ス
- 參與ハ部務ニ參畫ス
- 審議員ハ支部會則改正、豫算其ノ他重要部務ニ關シ支部長ノ諮問ニ應ズ
- 監事ハ會計ヲ監査ス
- 第七條 理事會ハ支部長之ヲ招集ス
- 理事會ハ左ノ事項ヲ審義ス
- 一、重要ナル部務ノ處理ニ關スル事項

一、審議員會ヨリ委任セラレタル事項

理事會ノ議事ハ支部長之ヲ統裁ス

第八條 審議員會ハ支部長之ヲ招集ス

審議員會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一、豫算及決算

二、資産ノ管理及處分

三、支部會則ノ變更

四、其ノ他支部長ニ於テ必要ト認メタル事項

審議員會ノ議事ハ支部長之ヲ統裁ス

第九條 役員ノ任期ハ二年トス、但シ再任ヲ妨ゲズ

捕缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ残存期間トス

第十條 本支部ハ毎年一回通常總會ヲ開ク、但シ支部長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

總會ノ議事ハ支部長之ヲ統裁ス

第十一條 本支部ハ部落會ノ區域ニ班ヲ置ク

第十二條 班ニ班長ヲ置ク

班長ハ支部長ノ命ヲ受ケ班務ヲ處理ス

班ニ副班長ヲ置クコトヲ得

副班長ハ班長ヲ補佐シ、班長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

班長及副班長ハ會員中ヨリ支部長之ヲ委嘱ス

班長及副班長ノ任期ハ一年トス、但シ再任ヲ妨ゲズ

捕缺ニ依リ就任シタル班長及副班長ノ任期ハ前任者ノ残存期間トス

第十三條 本支部ノ經費ハ會費、交付金、補助金其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 本支部ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ、翌年三月三十一日迄トス

附 則

本町ハ面積廣大ナル關係ヨリ中間機關トシテ各國民學校區域内ノ班ヲ以テ聯合班ヲ組織セシメ聯合班長一名、聯合副班長一名乃至二名ヲ置カシム

大日本婦人會串木野町支部役員表

昭和十七年

四月二十七日

結成

一、支部役員

○支部長 串木野 麓 奥田

○副支部長 串木野 麓 入枝

全 照島上昭和 花牟禮

○理事 町學務主任 山下

全 町兵事主任 垣田

| | | |
|---|-------------|-----|
| 全 | 町社会教 育主事 | 有馬 |
| 全 | 串木野市口 | 山下 |
| 全 | 〃 本町 | 岩崎 |
| 全 | 三井本所 | 筒井 |
| 全 | 串木野浜町 | 山口 |
| 全 | 〃 大原下 | 井上 |
| 全 | 〃 浜田通 | 野元 |
| 全 | 〃 本町 | 花牟禮 |
| 全 | 照島島平浦 | 濱涯 |
| 全 | 羽島菰元 | 萬福 |
| 全 | 旭 金山上 | 山崎 |
| 全 | 生福山之口 | 松田 |
| 全 | 荒川草良 | 養手 |
| 全 | 冠嶽松下 | 八牟禮 |
| 全 | 串木野校 | 永井 |
| 全 | 照 島 校 | 青木 |
| 全 | 羽 島 校 | 坂口 |
| 全 | 旭 校 | 外園 |
| 全 | 生 福 校 | 白井 |
| 全 | 荒 川 校 | 牧 |
| 全 | 冠 嶽 校 | 有屋田 |
| 全 | 實科高女校 | 山田 |
| 全 | 青年學校 | 松下 |

○ 顧 問

| | | |
|---|-------------|-----|
| 全 | 串木野町長 | 田尻 |
| 全 | 青年學校長 | 池田 |
| 全 | 串木野校長 | 川辺 |
| 全 | 照島校長 | 吉村 |
| 全 | 羽島校長 | 迫田 |
| 全 | 旭 校長 | 木佐貫 |
| 全 | 生福校長 | 宮田 |
| 全 | 荒川校長 | 石原 |
| 全 | 荒川校長 | 上原 |
| 全 | 土川校長 | 重信 |
| 全 | 在郷軍人 分会長 | 濱田 |
| 全 | 大 原 下 | 井上 |

| | | | |
|-----|---|--------|----|
| ○ 参 | 與 | 串木野町助役 | 野元 |
| 全 | | 町醫師会監事 | 田島 |
| 全 | | 町壯年團長 | 池田 |
| 全 | | 實科女學校長 | 川辺 |
| 全 | | 青年校首席 | 富田 |
| 全 | | 串木野校教頭 | 山元 |
| 全 | | 照島校教頭 | 中村 |
| 全 | | 羽島校教頭 | 鈴木 |
| 全 | | 旭校教頭 | 新原 |
| 全 | | 生福校教頭 | 徳田 |
| 全 | | 荒川校首席 | 鵜木 |
| 全 | | 冠嶽校首席 | 肝付 |

| | | | | |
|-----|---|----|-------|-----|
| ○ 審 | 議 | 員 | 串木野袴田 | 田尻 |
| 全 | | | ” 駅前 | 坂口 |
| 全 | | | ” 浜町 | 森山 |
| 全 | | | ” 本浦 | 早崎 |
| 全 | | | ” 本町 | 池崎 |
| 全 | | | ” 浜田通 | 重村 |
| 全 | | | ” 麓 | 海老名 |
| 全 | | 照島 | 別府上 | 池之上 |
| 全 | | | ” 醉之尾 | 内門 |
| 全 | | | ” 照島下 | 坂口 |
| 全 | | | ” 島平浦 | 尾立 |
| 全 | | | ” ” | 濱崎 |
| 全 | | 羽島 | 菽元 | 萬福 |
| 全 | | | ” 浜 | 平石 |
| 全 | | | ” ” | 上野 |
| 全 | | | ” ” | 富永 |
| 全 | | | ” 平身 | 富永 |
| 全 | | 旭 | 芹々野 | 山下 |
| 全 | | | ” 金山上 | 山崎 |
| 全 | | | ” 金山下 | 井亀 |
| 全 | | | ” 勝利山 | 植屋 |
| 全 | | | ” 野下 | 花立 |
| 全 | | 生福 | 山ノ口 | 大六野 |
| 全 | | | ” 内田 | 平石 |

| | | | |
|---|----|-----|-----|
| 全 | 〃 | 下石野 | 西 |
| 全 | 〃 | 生野 | 生野 |
| 全 | 荒川 | 草良 | 星原 |
| 全 | 〃 | 荒川下 | 別府 |
| 全 | 冠嶽 | 川畑 | 田代 |
| 全 | 〃 | | 外二名 |
| 全 | 土川 | | 一名 |

○監事 町収入役 長

| | | | |
|---|-----|-----|-----|
| 全 | 生福 | 山之口 | 松田 |
| 全 | 串木野 | 大原上 | 須納瀬 |

二、校區聯合班役員

○串木野校區聯合班

| | | |
|-----|-----|----|
| 班 長 | 市口 | 奥 |
| 副班長 | 麓 | 力石 |
| 全 | 商榮会 | 臼井 |

○照島校區聯合班

部落班長名ハ省略ス

| | | |
|-----|--------------------|-------|
| 班 長 | 上 ^(岡) 照 | 和 花牟禮 |
| 副班長 | 島平浦 | 濱涯 |
| 全 | 別府下 | 逆瀬川 |

○羽島校區聯合班(土川ヲ含ム)

| | | |
|-----|----|----|
| 班 長 | 萩元 | 萬福 |
| 副班長 | 浜 | 平石 |

○生福校區聯合班

| | |
|-----|--|
| 班 長 | |
| 副班長 | |

○旭校區聯合班

| | | |
|-----|-----|----|
| 班 長 | 芹ヶ野 | 山下 |
| 副班長 | 金山上 | 山崎 |
| 全 | 金山下 | 井龜 |

○荒川校區聯合班

| | | |
|-----|-----|----|
| 班 長 | 草良 | 藁手 |
| 副班長 | 〃 | 星原 |
| 全 | 荒川下 | 別府 |

○冠嶽校區聯合班

| | | |
|-----|----|-----|
| 班 長 | 松下 | 八牟禮 |
|-----|----|-----|

副 班 長 川 畑 田 代

○三井聯合班

班 長 筒 井

副 班 長 川 北

宣 誓

本日ノ意義アル大日本婦人會串木野町支部ノ發足ニ
當リ次ノ事項ヲ確守致シマスコトヲ誓ヒマス

- 一、私共ハ大東亞戰時下婦人ノ負フベキ重大使命ヲ認識シ、薩摩
傳統ノ婦道ニ則リ、身ヲ修メ家ヲ齊^{ととの}ヘ以テ健全ナル家風ヲ樹
立スルコトニツトメマス
- 一、私共ハ高度國防國家樹立ノ線ニ沿ヒ私ヲ去リ公ニ奉ジ、大日
本婦人會町支部ノ健全ナル發展ニ力ヲ致ス事ニツトメマス

昭和十七年四月二十七日

大日本婦人會串木野町支部

日支事變記念貯金部落別報告書(但シ一人ニ付月五錢宛)

自昭和十三年九月至昭和十六年八月ノ三ケ年間

| 貯金額 | 部落名 | 貯金額 | 部落名 |
|-------------------------------------|-----|-------------------------------------|-------------------------------|
| 一〇四 ^円 四五 ^銭 | 河内 | 四〇二 ^円 四五 ^銭 | 本浦北 |
| 四一 六五 | 浅山 | 五三六 〇五 | 本浦南 |
| 八二 六〇 | 麓 | 一八六 四五 | 本町 |
| 五九 八五 | 迫 | 一〇九 六五 | 小瀬 |
| 九五 八〇 | 袴田 | 一三〇 〇六 | 大小園 |
| 五四 一五 | 浜ヶ城 | 三八四 五五 | 冠嶽校区 |
| 七三 五〇 | 薩摩山 | 一二二 九〇 | 照島校区 |
| 三三三 七〇 | 大原上 | 五五 三〇 | 旭校区野下 |
| 一一七 〇五 | 大原下 | 四七 三〇 | 〃 勝利山 |
| 四三 〇五 | 中尾 | 一一六 八〇 | 〃 金山下 |
| 一一四 七五 | 商栄会 | 二七 〇〇 | 〃 深田 |
| 七二 三五 | 春日町 | 二八七 一〇 | 荒川校区 |
| 一三五 四〇 | 市口 | 八六 四〇 | 土川校区 |
| 四三九 六〇 | 三井 | 四三七 〇〇 | 生福校区 |
| 三三六 八〇 | 野元 | 八六 六〇 | 芹ヶ野 |
| 一一六 一五 | 平江 | 一七 九〇 | 浜田通 <small>(昭和十五年十一月)</small> |
| 一六〇 二〇 | 浜商 | | |

合計元金 六千六百八拾七圓六拾壹錢也

右利子 貳百拾八圓八拾八錢也

總計金 六千九百六圓四拾九錢也

利子 一円二就ギ一ケ年平均三錢二厘七毛三糸〔丸印〕

大日本婦人會串木野町支部結成要項

串木野町

一、基本に關する事項

- 1、高度國防國家建設の要請に即應する婦人体制確立の為、關係婦人團體を統合し、大日本婦人會の各級支部として一元的に統合せられたる新婦人團體を結成し、所謂婦人の新しき國民組織として全婦人の大同團結たらしむること
- 2、新團體は、愛國婦人會、大日本國防婦人會、大日本聯合婦人會の三團體の統合を主眼とするも、其の他の團體と雖も成るべく速かに之に統合すること
- 3、新團體は、時局下婦人の使命の重大なるに鑑み、愈々皇國傳統の婦道に則り、修身齊家奉公の實を擧ぐるを以て目的とすること

二、會員に關する事項

二十五才以下ノ未婚者ハ女會會員名簿ニハ

- 1、満二十歳以下の未婚者を除く日本婦人とし **登録ス(会費徴収セズ)**
- 2、三婦人團體の會員に非ざりし者と雖も、新婦人團體結成の趣旨に従ひ、有資格者全婦人を網羅するものとす

三、編成に關する事項

- 1、縣、郡、市町村に夫々支部を置き、部落會、町内會の區域に班を設くるものとす
- 2、市町村支部は實踐活動をなすを旨とし、中央本部及其他の支部は、之が指導をなすを旨とするものとす

四、役員に關する事項

- 1、各級支部の役員は、支部長、副支部長、理事、顧問、參與、監事、審議員とすること
- 2、各級支部長及副支部長は會員中より、其の他の役員は會員及會員外より之を委嘱するものとす
- 3、縣支部の支部長、副支部長及顧問は、大日本婦人會總裁之を委嘱し、其の他の各級支部役員は、大日本婦人會々長之を委嘱するものとす
- 4、役員は新團體の性質に鑑み名譽職とすること

五、結成手順に關する事項

- 1、郡支部及市町村支部の結成は、三月末日迄に完了すること
- 2、支部會則は準則に基き、地方の實情を考慮して制定すること
- 3、市町村支部の組織結成は、市町村長に於て在郷軍人分會長、學校關係者、婦人團體關係者等と密接なる連絡をとり、地方の實情を考慮して設立せらるゝこと
尚、地方に於ける類似の婦人團體は、可成之を新婦人團體支部に統合し名實共に一元的婦人團體たらしむる様配意すること

六、下部機構と部落會との關係に關する事項

- 1、新婦人團體最下部機構と部落會との關係につきては、我國婦人の活動が古來家を中心として行はるゝを本旨とするの國情に鑑み、家を單位とする綜合團體たる部落會と新婦人團體の下部組織とが眞に組織上並に活動上一体の實を擧げ得る様措置を講ずること
- 2、部落會毎に新婦人團體の下部機構として班を置き、會員は必ず其の班員たらしむること
- 3、部落會に事務機構として婦人部を置くこと

- 4、部落會の婦人部長と新婦人團體の班長とは、同一人とすること、其の他に役員あるときも又同じ
- 5、班長と婦人部長とは必ず同一人なるべきにつき、其の人選に當りては市町村支部長は市町村長と協議の上、婦人部長及班長として眞に適任と認めらるゝ者を詮衡決定すること
- 6、新婦人團體の部落會班は、速に当該部落會に居住する有資格全婦人を網羅し、眞に婦人國民組織たるの實を擧げ得る様、之を育成指導すること
- 7、新婦人團體の部落班の會合は、出来得る限り部落當會又は隣保常會を活用すること

七、事業に関する事項

- 1、新婦人團體の中央並に地方に於ける事業は、概ね左記に依るも尚情勢の推移に應じ緩急宜しきを制し、特に地方の實情を參酌し、萬遺憾なき様適當の措置を講ずること
- 2、中央本部並に縣及郡支部は施設を伴ふ事業は行はず、但本會の目的達成上必要なるものにして本部に於て特に實施を決定し、又は承認したるものは此の限りに在らざること
- 3、市町村支部に於ける事業は、奉仕の趣旨に依り、且其の事業は當該支部の經費の範圍内に止むこと
- 4、中央本部の事業、縣及郡支部の事業（省略）
- 5、市町村支部の事業
 - (一) 講演會、講習會、研究會、座談會、鍊成會
 - (二) 體育會、映画會、娛樂會
 - (三) 軍事相談、家庭生活並に家庭教育振興、結婚相談
 - (四) 軍人援護及軍事幫助
 - (五) 國防訓練
 - (六) 共同炊事、共同浴場、共同作業
 - (七) 保育所、産院、母子寮、乳幼兒健康相談、其の他厚生事業
 - (八) 臺所、冠婚葬祭、其の他生活様式の改善事業
 - (九) 救護活動
 - (十) 国民貯蓄奨勵
 - (十一) 其の他國策協力に関する事業

八、支部財政に関する事項

- 1、會費は一人年額六拾錢とし、會員に會費別階級制度は設けざること
但し左に掲ぐる者に對しては會費の減免をなすことを得
 - (A) 一世帯に二人以上會員あるとき其の内一人を六拾錢とし、他の者は減免をなすことを得（減免の標準は追て指示の筈）
 - (B) 軍事扶助を受くる者
 - (C) 其の他の事情に依り減免を要するもの
- 2、會費の中概ね其の一割は中央本部に、一割は縣支部に、一割は郡支部に納付し、殘餘は市町村支部に留むること
- 3、寄附金の一般的募集は之を爲さざること、特^(編2)志家の自發的寄附を受くるは差支くなくこと

- 4、新婦人團體に統合せらるゝ既成團體の財産は、之を新婦人團體支部に引継ぐこと
- 5、各支部の經費は會費、交付金、補助金其の他の収入を以て之に充つること

九、制服等に関する事項

- 1、制服は差當り制定せざるも統合三團體の制服は之を用ひざることとなりたるを以て徹底せしむること
- 2、三團體の襷は之を廢止すること
- 3、大日本婦人會員の奉仕其他兼ある場合に用ふる襷其他必要なる標識及服装は、本部に於て講究せらるゝものなること
- 4、愛國婦人會有功章は其の佩用を認ること
但し大日本婦人會に於て特別の待遇をなさざるものなること

大日本婦人會串木野町支部第一回役員會協議事項

昭和十七年六月十五日 自前十時至 於役場會議室

一、旧婦人會未整理事項處理に関する件

一、旧国防婦人會費ヲ其ノ儘新生婦人會ニ引継グコト

二、大日本婦人會總裁宮奉戴並令旨傳達の件

別紙説明

三、婦人會員必勝貯蓄勵行に関する件

大東亞戰必勝のため一會員毎月五十錢以上の貯蓄勵行方指令に付
其の實行方法は？ (將來は貯蓄組合組織の予定)

十月ヨリ実施

四、會費徴収に関する件

別紙説明

五、制服、紋章、會旗等に関する件

別紙説明

六、婦人會運営に関する件

1、校區聯合班、部落班組織整備と結成式について

校區聯合班結成式：規約：町支部ノ規約ニ準ジテ

○部落班組織整備ニ関スル件

2、校區別婦人會幹部懇談會開催について

○農閑期ニ開催ノ事

3、會員名簿整理方について

○用紙：町役場ヨリ配布

4、本年度町支部事業について

午後二時(二時四十分まで)

二十二日 願^{編カ}□寺

婦人時局講演會 日本婦人會本部

□□□□

(以下會員制服、令旨、大日本婦人會會費取扱手續は第一回聯合班別婦人懇談概要項と同 略)

(大日本婦人會串木野町支部聯合班別幹部會開催に関する件 略)

(大日本婦人會串木野町支部結成要項 略)

第一回聯合班別婦人幹部會懇談概要項

大日本婦人會串木野町支部

一、大日本婦人會串木野町支部校区聯合班會則制定の件

聯合班會則案別紙

二、大日本婦人會串木野町支部結成要項に関する件

別冊子要項記載

三、1、會員に関する事項 一頁記載 會員臺帳作成

2、下部機構と部落會との関係に関する事項 三頁記載

3、會費に関する事項 六頁記載

○會費取扱手續 (昭和十七年三月二十八日本部理事會にて決定)

第一條 大日本婦人會費規程(以下單ニ規程と稱ス)ニ依ル會費ノ減免及徴収ノ取扱ハ本手續ノ定ムル所ニ依ル

第二條 規程第二條ニ依ル會費ノ免除ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シ最下級支部之ヲ決定ス

一、軍事扶助ヲ受クル者

二、救護法ニ依リ救護ヲ受クル者

三、租税公課ノ免除ヲ受クル者

四、其ノ他會費ノ免除ヲ要スト認メタル者

第三條 規程第二條ニ依ル會費ノ減額ハ左ノ各號ニ依リ最下級支部之ヲ決定ス

一、一世帯ニ二人以上ノ會員アル場合ハ會員ノ資力ニ應ジ一世帯ニ付會費年額ヲ最低六十錢迄減額スルコトヲ得

二、會費全額ヲ納付シ得サルモノト認メラルル場合ハ資力ニ應ジ一人當リ會費ヲ年額十錢迄低減スルコトヲ得

尚一世帯ノ會員數七人以上ナルトキハ一世帯六人分ノ低減會費六十錢ニ止ムルコトヲ得

第四條 新二四月以後九月以前ニ入會シタル者ノ會費ハ一年分十月以後翌年三月以前ニ入會シタル者ノ會費ハ一ケ年分ノ半額^ニス

第五條 最下級支部ハ毎年四月一日現在ノ會員ニ就キ其ノ年度ノ一ケ年分ノ會費ヲ四月三十日迄ニ徴収スルモノトス

四月二日以後新ニ入會シタル會員ニ就テハ入會ノ時前條ノ規程ニ依ル會費ヲ徴収スルモノトス

會費ハ地方ノ狀況ニ依リ分納セシムルコトヲ得

第六條 前條ニ依リ徴収シタル會費ノ中、上級支部及本部ノ収入トナルヘキ割合左ノゴトシ、但シ道府縣支部内下級支部間ノ割合ニ付テハ道府縣支部ノ承認ヲ經テ特例ヲ定ムルコトヲ得

一、六大都市及郡支部 一割

二、道府縣支部 二割

三、本部 一割

第七條 最下級支部ハ第五條第一項ニ依リ徴収シタル會費中、上級支部及本部ノ収入トナルヘキ全額ヲ取纏メ五月二十日迄ニ直接上級支部ニ納付スルモノトス

上級支部ハ前項ニ依リ納付セラレタル會費中、其ノ上級支部及本部ノ収入トナルヘキ全額ヲ下級支部ヨリ納付後十日以内ニ順次ニ上級支部又ハ本部ニ納付スルモノトス

第八條 第四條ニ依リ四月以後入會シタル者ノ會費中、上級支部及本部ノ収入トナルヘキ全額ハ當分ノ間左ノ二期ニ取纏メ最下級支部ヨリ前條ノ例ニ依リ上級支部ニ納付スルモノトス

第一期 四月ヨリ九月迄ノ分 十月二十日迄

第二期 十月ヨリ翌年三月迄ノ分 四月二十日迄

第九條 最下級支部ハ左ノ帳簿ヲ備付クルモノトス、但シ會員多数ナルトキハ最下級支部長ノ定ムル所ニ依リ會費徴収原簿ハ班ニ之ヲ備付ケシムコトヲ得

一、會費徴収原簿 二、會費受拂簿

第十條 會員ハ様式第三號ニ依ル會費徴収切符ニ依リ徴収シ別ニ交付スル様式第四號ニ依ル會費領収帳ニ受領印ヲ押捺スルモノトス

第十一條 上級支部又ハ本部ニ會費ヲ納付スルトキハ様式第五號ニ依リ納付書ニ依ルモノトス

附則

第十二條 昭和十七年度ニ限り第五條第一項ノ規程ニ拘ラス同年四月一日現在ノ會員ノ會費ハ第八條ノ規程ニ準シ半期分ツ、取纏メ納付スルモノトス

○會費徴収原簿について

四、大日本婦人會總裁東久邇宮妃殿下令旨傳達の件

大東亜戦下全國二千万會員を傘下に収め、揺ぎなき婦道翼賛体制を整へて新發足の大日本婦人會の輝く總裁宮奉戴式は、五月三十日東久邇宮稔彦王妃殿下の台臨を仰ぎ奉り東京丸ノ内大東亜會館で厳肅盛大に舉行されました

當日總裁東久邇宮妃殿下より左の優渥なる令旨を賜はりました、我等は令旨を奉戴いたしまして心と力を盡せ本會の使命達成を堅く覺悟せねばなりません

令 旨

大日本婦人會結成セラレ茲ニ推サレテ總裁ノ任ニ就キ親シク諸子ト相見ユルヲ喜ブ

本會ハ全國婦人ヲ其ノ會員トシテ我國固有ノ婦道ニ基ツキ身ヲ修メ家ヲ齊ヘ隣保相携ヘ郷黨相率本全員一致總力ヲ擧ゲテ之ヲ國家ニ奉セシメントスルニ在リ

今ヤ大東亜戦争ニ當リ、皇國ノ威武ハ世界ニ顯揚セラル、モ前途尙克服スベキ幾多ノ艱難アルヲ覺悟セザルベカラズ

銃後ニ處スル婦人ノ責務亦誠ニ重シ、本會會員竝ニ關係者ハ深ク思フ此ニ致シ曩ニ降シ給ヘル大詔ノ御主旨ヲ奉體シ和衷協同能ク本會ノ使命ヲ達成セラレントヲ望ム

昭和十七年五月三十日

大日本婦人會總裁東久邇宮稔彦王妃勲一等聡子内親王

五、大日本婦人會會員制服並紋章に関する件

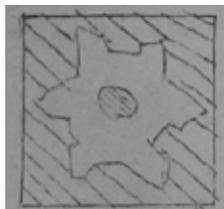
1、會員制服

會服は厚生省で決定した婦人標準服を基礎に考案した紺色の上衣で和服、洋服双方に着用が

出来、資材節約の見地から何れの地質にても差支へなく、古着を縫ひ替へて再生利用する事を本旨としてゐる、染直しの染料の配給は縣支部にて便宜を圖らるゝ予定

制服作製寸法は別紙

2、日婦紋章

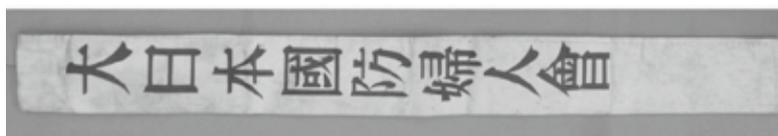


我が國傳統の婦道に即り互ひに強く結合して日本を表徴する日の丸の旗を圍み、これを守護する婦人の至誠奉公の實を擧げてゐる有様を現したもので、色彩は中心の日の丸が赤、模様の色は白色で、これを會旗や會員の徽章となす

今後會員として各行事に出る場合は、會服の左胸部に紋章をつけてをるを原則となす、紋章は縣支部にて頒布予定

3、會員服裝の注意事項

- (イ)、會制服出来上る迄は、エプロン着用、従来の「大日本國防婦人會」の白襷は國防の二字を縫ひ込み使用のこと



- (ロ)、白襷は今後團體行動の際、特に標識を明にする必要ある場合のみ使用するにつき各自保管のこと

但襷無き際は新に購入の要無し

4、會旗

町支部會旗、聯合班旗、部落班旗は日婦マーク入、縣より指示の計畫、部落班旗は従来の分を當分使用し、後日縣より指示あつた上、再生研究の予定、新調は當分見合せのこと

六、婦人必勝貯蓄勵行に関する件

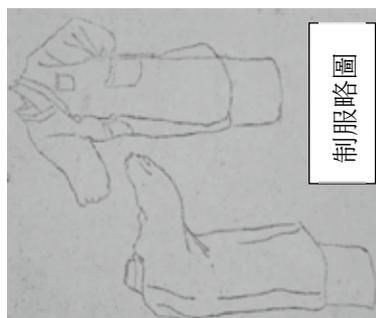
總裁宮殿下奉戴記念として大東亞戰必勝のため會員一人月五十錢以上の貯蓄勵行のこと
獎來は貯蓄組合組織貯蓄強化の計畫

七、串木野監視哨員慰問に関する件

八、従来の五錢貯蓄處理に関する件

九、其他

大日本婦人會員制服(昭和十七年五月十二日制定)



※和服洋服及び婦人標準服何れにも共通に着用す

※紋章は左胸ポケットの上につける

- 一、地色 紺
- 二、材料 成るべく退藏衣類を更生することとし何の地質でも差支へない
- 三、型
 - 1、袖口はゴム又は共布紐にて絞る
 - 2、袖丈は三十八糎以内（鯨一尺以内）
 - 3、袖は船底形
 - 4、口丈は羽織より三・八糎位（鯨一寸位）長きこと
 - 5、裾の両角に三・八糎位の丸味をつける
 - 6、襟はヘチマ型、巾五・五糎（鯨一寸五分）を二つ折とする
 - 7、ボタンのため穴を作らず共布で細いボタン掛け（ループ）を二ヶ所に附す
 - 8、ボタンは黒色とし直径二糎内外（鯨五分内外）
 - 9、ポケットの大きさ 胸部用縦九・五糎（鯨二寸五分）横八・六糎（鯨二寸三分）
左右両横用縦十・五糎（鯨四寸）横十四・五糎（鯨三寸八分）
 - 10、前身頃打合せの爲内側に細紐を附ける

大日本婦人會串木野町支部羽島土川校区聯合班會則(案)

- 第一條 校区婦人聯合班ハ大日本婦人會串木野町支部統制ノ下ニ校区婦人班ヲ以テ組織シ事務所ヲ 校ニ置ク
- 第二條 本聯合班ハ大日本婦人會ノ趣旨ニ則リ校区内婦人班ノ聯絡提携ト其ノ振興發展ヲ圖ルヲ目的トス
- 第三條 本聯合班ハ其ノ目的ヲ達成スル爲、左ノ事業ヲ行フ
 - 一、町支部計畫ニ基キ校区内婦人班ノ向上發展ニ努ムルハ勿論校区内各種団体ト聯絡ヲ計リ婦人會ノ目的達成ヲ期ス
 - 二、必要ニ應ジ總會並幹部會ヲ開催ス
 - 三、其他婦人會ノ目的達成ニ必要ナル事項
- 第四條 本聯合班ニ左ノ役員ヲ置ク

聯合班長 一名

聯合副班長 若干名

幹 事 若干名

顧 問 若干名
- 第五條 本聯合班役員ハ左ノ方法ニ依リ選任ス

聯合班長並副班長ハ校区内會員中ヨリ選任、幹事ハ部落班長並町支部役員タル校区内婦人ニ委嘱ス

顧問ハ町支部役員タル校区内男子ニ委嘱ス
- 第六條 本聯合班役員ノ任務ヲ定ムルコト左ノ如シ

聯合班長ハ本會ヲ統理ス

聯合副班長ハ聯合班長ヲ補佐シ聯合班長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ聯合班長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ處理ス

顧問ハ聯合班長ノ諮問ニ應ジ尚主要會務ニ參畫ス

- 第七條 本聯合班ノ役員任期ハ一ケ年トス、但シ再任ヲ妨ゲズ
町支部役員タル者ハ其ノ在任期間トス、尚補缺ニ依リ就任シタル者ハ前任者ノ残存期間トス
- 第八條 本聯合班ノ經費ハ部落班負担金、補助金、寄付金其他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第九條 本聯合班ノ運営ニ必要ナル他事項ハ町支部ト交渉決定スルモノトス
- 第十條 本則ノ施行ニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十一條 本則ハ昭和十七年七月廿六日ヨリ實施ス

(昭和十七年九月十八日 日婦町支部理事會開催に関する件 略)

昭和十七年九月二十一日第一回顧問並理事會要項

於町役場會議室 大日本婦人會串木野町支部

- 一、新生婦人會要項傳達状況に関する件
- 二、大日本婦人會名稱利用詐欺行為に関する件
婦人會手帳、會服、會旗、會員紋章等製作を請負ひたりと稱し、外交員又は文書等にて偽瞞する向ありにつき、今後は町支部より通報無き限り聯合班、部落班に於て自由に取引せざる様に
- 三、會費上半期分徴収に関する件
會費上半期(自四月至九月)三十錢宛徴収し別紙納付書と共に
各班より聯合班に(冠嶽、生福、旭、荒川、羽島聯合班は事務所たる學校に)九月末日迄
各聯合班より町支部事務所たる町役場社會係に十月五日迄
今回に限り各班の會費徴収原簿を添へ提出のこと
- 四、會費中町支部以下の配當に関する件
徴収會費上級支部納付割合
郡支部 一割、 縣支部 二割、 本部一割
町支部 六割 (町支部以下の經費)
會費六割を下部組織に如何に配當し活用せしめるか?
町支部 割
聯合班 割
部落班 割
(町支部經費豫算は集金後審議員にて協定の計畫)
- 五、本年初益の戦死者遺族に贈呈の靖國神社寫眞(額縁入)に関する件
元愛國婦人會事業たりし戦死者遺族に靖國神社寫眞贈呈を日婦縣支部事業として續行される事となり本年初益の戦死者遺族贈呈の分十月中には到着の豫定に付如何なる方法で贈呈するが適當なりや?
- 六、傷痕軍人結婚に對し御祝品贈呈に関する件
本年八月一日以降の分より傷痕軍人結婚に對し縣支部より御祝品を贈呈致す事になりたるに依り、該當者は其の時々戸籍抄本を添付報告のこと
各班長より町支部事務所町役場社會係に報告のこと

七、軍人援護に関する件

軍人の遺族、家族、傷痍軍人、帰郷軍人等の慰問慰藉に付いては従来種々協力の事なるも今後は更に其の家庭の事情等に充分注意あり、婦人にて十分の援護に盡力すると共に、援護を要する者と認めたる場合は之を市町村又は銃後奉公會等に報告し適切なる援護方法を講ずる様協力のこと

八、結婚奨励に関する件

結婚奨励実践事項

- 1、自九月至十二月を奨励期間と定む、但し戦死者未亡人には関與せざること
- 2、各郡市町村支部長を結婚相談委員に委嘱し、支部長は管下に適當なる世話役を選定委嘱し班長、副班長等と協力結婚世話をなすこと
- 3、支部長及世話役は管下の男女未婚者等に付豫て調査し置き、求婚者より依頼を受けたる時は責任を以て調査斡旋に努むること
- 4、他支部相談委員又は世話役より求婚者の身元等調査方の依頼を受けたる時は遅滞なく調査回答すること
- 5、身元其他調査の爲他支部、班等へ直接行く場合は、世話役は相談委員に報告し入費は支部又は班より支出の事
- 6、求婚者は自分の希望要項を相談委員又は世話役に申出依頼すること
- 7、支部長は一月末日迄に結婚斡旋月日結婚者住所、氏名、入籍届月日及斡旋者（世話役）氏名を記載し縣支部へ報告のこと

九、必勝貯蓄奨励に関する件

- 1、自九月至三月を奨励期間と定む
- 2、貯蓄組合設立無き支部又は班に於ては必ず九月中に設立し會員は之に加入し努めて勵行すること
- 3、表彰制度あり
- 4、各支部長又は班長は三月末日現在高を以て別紙（後日配布）に記入の上四月二十日迄縣支部へ到着する様報告の事
部落婦人班は四月十日迄聯合班に、聯合班よりは四月十五日迄町支部に報告する様に

一〇、銃後美談蒐集に関する件

縣支部にて婦人としての銃後美談集編纂計畫につき町内婦人団体としての活動或は美談

〔 〕 (解読不能)
二十日迄町支部へ報告のこと

一一、出征歸還兵、英靈其他送迎に関する件

本事項については町と打合せの上、會員中より月番又は週番等の出勤分担を定むる等の方法により、永續的に勵行し氣分ゆるむ事無き様充分配慮のこと

一二、大日本婦人會町支部會報發行に関する件

町支部役員、聯合班役員、班長、副班長、組長に配布し、婦人會傳達事項を中心、班活動状況等記載し連絡を計る目的にて必要に應じ發行の計畫
必要の際は會員配布用にもなす、第壹號近く發行計畫

一三、衣料切符節約運動に関する件

衣料切符有効期間は十八年迄延長せられたるにつき節約を會員に徹底せしめるため来る九月二十一日より十二月末日迄を衣料切符節約期間と定め徹底を計る計畫

- 1、退藏衣類にて婦人標準服を調製する様奨励すること
- 2、市町村支部長は支部會員にして有効適切なる使用者にて他の會員の模範とするに足ると認めたる場合は支部に於て之を□□□の如くせらる事、尚縣支部にも報告のこと
- 3、市町村支部長は十二月末日現在にて支部人員及衣料切符残點と年内に於て會員が一番多く購入せし品目に付、大体を問合せ五番位迄町支部に報告のこと
各部落婦人班は上記要項にて一月十日迄町支部に報告のこと

一四、婦人幹部講習會開催に関する件

町支部事業の一として業閑期婦人會町支部役員、聯合班役員、部落婦人班長、副班長一日講習會開催しては？

一五、正しき生活運動に関する件

九月二十一日より九月二十七日迄一週間縣並大政翼賛會縣支部、翼賛壯年團、商業報國會、大日本婦人會縣支部、其の他各種團體共同主催にて正しき生活強調週間實施し正しき生活樹立運動を展開せられる事に定められ、左記提唱に付實績を擧げ得る様に

1、徹底事項

強調週間中支部に於ては支部又は聯合班、部落班を單位として婦人總動員大會を必ず開催し、婦人の覺悟即ち銃後を護るのは吾等婦人に課せられた處の責務で、婦人の本當の戦はこれからであると云ふ自覺を深め、吾等三十五万の會員は今後更に固き結束の下に如何なる艱難が幾年續く共之を克服し、婦人として一人も不平不満をもらさず正しき生活を致してこそ日本婦人の婦人たるべきあることを力説する事

2、婦人實踐事項

- (1) 内外を問はず常に禮儀作法を正しくする事
- (2) 室内の物は必らず置場所を一定し、以て防空精神の涵養に努むる事
- (3) 毎日の仕事は豫定を樹て無駄なきを期する事
- (4) 人の家を訪問したる時は要談を先に済ませる事
- (5) 急がぬ買物は出来得る限り明日に譲る事
- (6) 遺家族を訪問したる時は先づ英靈に禮拜する事
- (7) □□たる材料で榮養食の研究をする事
- (8) 婚禮の式服の長袖並平常着の袖を短くし此の際古衣を標準服に更製する事
- (9) 日本婦人の髪は毛髪にあり時局柄理由をぬきにして電髪を止める事
- (10) 共存、共榮の精神涵養に努むる事

右實踐事項を遵守し勵行する様申合せの事

〔註1〕 電髪とはパーマのこと。

3、其他商業報國會と共催の經濟懇談會を開催し生活必需品物資に付、配給業者と婦人との懇談をせらるゝ事

4、正しき生活樹立運動實踐の結果は十月十五日迄縣支部へ報告の事

5、申木野町正しき生活樹立運動計畫案

(一) 地域別正しき生活樹立運動懇談會開催

○ 婦人會町支部、商業報國會申木野班、翼賛會町支部、翼賛壯年團共同主催

| 地域 | 日時 | 會場 | 會次第 |
|-----|----|----|--------|
| 冠嶽 | | | 一、宮城遥拝 |
| 生福 | | | 二、祈念 |
| 申木野 | | | 三、一同敬禮 |
| 照島 | | | 四、開會挨拶 |
| 旭 | | | 五、懇談 |
| 荒川 | | | 六、閉會挨拶 |
| 羽島 | | | 七、一同敬禮 |

○ 集會者 部落婦人班長、副班長、組長、婦人聯合班役員、部落聯合會役員、部落會長、翼賛壯年團幹部、商報關係者、學校長、駐在巡查、其他地域内有志

○ 司會世話 婦人聯合班役員

○ 其他

(二) 部落婦人班會開催

○ 懇談會に基き班別婦人會開催正しき生活樹立申合せをなす事

○ 期限 十月十五日迄には終了する様に

○ 各班別會合には聯合婦人班役員、班幹部交互出會をなすと共に、學校、商報、翼壯幹部、婦人會町支部役員と連絡をとり趣旨の徹底と實踐を固く申合せの事

○ 其他

一六、其他

軍人援護事業實施報告について

軍人援護事業實施の際は一ヶ月毎に之を取纏め翌月五日迄に町支部に左記様式に依り報告のこと

一、様式

申木野町支部 班 月分軍人援護事業實施報告書

| 事業主体 | 事業種目 | 事業概要 | | | | 其他参考となるべき事項 |
|------|------|------|----|----|----|-------------|
| | | 日時 | 場所 | 対象 | 方法 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

昭和 年 月 日

班長

大日本婦人會申木野町支部長殿

二、記入注意

- 1、事業主体欄には実施したる班、聯合班、共催の場合は其の団体名をも併記すること
- 2、事業種目欄には慰問、慰藉慰安會、迎送、弔問等の別を記載すること
- 3、實施に要したる経費概算及寄付金等ありたる場合は其の概況をも参考事項欄に記載すること

會費納付書

一、金 圓 錢也

但昭和十七年九月上半期收入ノ會費金 圓 錢中當班收入分トシテ其ノ 割ヲ控除シタル
 残額 之カ明細書左記ノ通り

| 班名 | 會員 總数 | 會員中 主婦数 | 會費免除 會員数 | 會費納入 會員数 | 會費收入 金額 | 當班收入 ノ額(割) | 納付會 費額 |
|----|----------|------------|-------------|-------------|------------|---------------|-----------|
| | | | | | | | |

右現金ヲ以テ納付候也

昭和十七年 月 日

班長

大日本婦人會串木野町支部長殿

(部落婦人班ハ聯合班長經由)

昭和十七年七月二十四日

串木野町支部長 奥田

羽島聯合班長 萬福

殿

大日本婦人會串木野町支部

羽島聯合班幹部會開催に関する件

来る七月二十六日(日)午後二時より羽島校裁縫室に於て、新生婦人會運営、其の他の件に就き、左記に依り標記幹部會を開催致度候につき、時下炎暑の折柄、御迷惑とは存じ候へども萬障御繰合せ、右定刻時まで御参集下され度く此段及通知候也

左記

- 一、主催 串木野町支部并羽島区聯合班(土川ヲ含ム)
- 二、出會者 各部落班長并副班長(羽島校区内ハ副班長ハ缺員)
 部落會婦人部長(大体、班長兼務)
 町支部役員タル校区内ノ婦人
- 三、参列者 各部落會長(新成婦人會ノ運営上、御協議ヲ煩ハシ度キニヨリ是非御参列下サレ)
 町支部役員タル校区内ノ男子、駐在巡查
 其他、区内有志

四、司會 聯合班長

五、行事 省略ス

◎備考 町支部ヨリ 支部長（奥田）
副支部長（入枝、花牟礼）
有馬理事 出會ノ予定

◎附記 當校区（土川校区ヲ含ム）、町支部役職員
聯合班長 （三名）
理事 （四名カ）
審議員 （五名）
顧問 （二名）
參與 （一名）

昭和十七年十月一日

羽島部落聯合會長 富永

羽島婦人會聯合班長 萬福

部落會長會并婦人會班長會開催ノ件

首題ニ関スル件、來ル十月四日（日）午後二時ヨリ羽島校裁縫室ニ於テ開催致度候ニ就キ、御多忙中御迷惑ニ候ヘドモ萬障繰合セ各部落會長及各部落婦人會班長各一名宛ハ必ズ御出席被下度、此段及通知候也

附記

九月分、部落會長會議ト併セテ新成婦人會ノ會費徵集其ノ他、運用ノ件ニ就キ御協議相煩度候ヘバ、各部落必ズ一人宛ハ御出席被下度申添ヘ候

衛 第五〇九號

昭和十七年十月九日

衛生係印

申木野町長 田 尻 森 吉

各醫師産婆 殿
各婦人班長

妊産婦手帳其他交付ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ今後左記ノ通致度候ニ付各班産婦ニ対シ其ノ旨御通知相煩度御依頼候也

記

- 一、妊娠三、四ヶ月ノ妊婦ハ早ク医師又ハ産婆ノ診察ヲ受ケテ町役場ニ届出手帳ヲ請求ノコト、其ノ妊婦届ハ一回妊娠ニ一度ノコト
- 二、妊娠五ヶ月以上ノ妊婦ハ妊婦届ト同時ニ医師又ハ産婆ノ証明書ト印鑑ヲ持テ妊婦又ハ代人ガ出頭シ妊婦手帳ト出産用衣料切符ヲ請求スルコト
- 三、出産申告書届ト同時ニ、戸籍係ニ出生届ヲナシテ戸籍係ヨリ出生届シタル証明書ヲモラシテ、嬰兒用衣料切符ヲ請求ノコト

四、當町二本籍ヲ有セズ又當留届モセズ、出生届ヲ本籍ニ直接サレタ場合ハ本籍地ヨリ嬰兒用衣料切符ヲモラワレルコト、若シ當町ニ嬰兒用衣料切符ノ請求ノ場合ハ、本籍役場ヨリ出生届ニ依リ嬰兒用衣料切符ヲ交付セザル旨ノ証明書ガ必要ノコト

昭和十七年十一月五日

羽島婦人會聯合班長 萬福

各婦人會班長殿

一、慰問袋調製奉仕方依頼ノ件

来ル十一月七日(土)午後二時ヨリ羽島校裁縫室ニ於テ羽島區出身(土川部落ヲ含ム)ノ出征軍人ノ方ヘ送付スル慰問袋ノ發送準備ヲ致シマスカラ、御多忙中御迷惑テスガ各支部ヨリ一名宛ハ必ズ御出席下サイマスヤウ御願ヒ致シマス

慰問袋用品ハ全部準備シテアリマス

二、十一月分國民貯金納入ニ関スル件

十一月分ノ國民貯金ヲ出来マスナラ七日ノ日ニ御集金ノ上、台帳ト納付證ヲ添ヘテ御持參下サイマセンカ

若シ當日マデ集金ガ出来兼ネラレル部落ハ十日頃マデ御納金下サイマスヤウ御願ヒ致シマス
(十月分ノ領收証ト十一月分ノ納入証ヲ同封シテ置キマス)

三、事変貯金拂戻ニ関スル件

一昨年開始以來、死亡又ハ轉居ノ為メ退會サレタ左記ノ方ノ貯金ヲ拂戻シ致シマスカラ所属班長ノ方ハ印鑑ヲ御持參下サイマシテ代理テ御受取り下サイ、七日ノ日ニ現金ヲ御渡シ致シマス

(表略)

四、基本金造成用甘藷供出ニ関スル件

先年来実施シテオリマス前記甘藷ノ供出量及出荷期日ニツイテハ、七日ノ日ニ協議決定致シタイト思ヒマス

婦人會費徴収控

一七、一〇

| | | 会員 總数 | 主婦 会員数 | 会費免 除者数 | 会費納 入者数 | 会費納入 金額 |
|----|-------|----------|-----------|------------|------------|------------|
| 一 | 立石・白浜 | 七二 | | | 四九 | 一四七〇 |
| 二 | 猪ノ鼻 | 二八 | | | 一九 | 五七〇 |
| 三 | 河原 | 二二 | | | 一六 | 四八〇 |
| 四 | 野中・梶 | 三六 | | | 二八 | 八四〇 |
| 五 | 松尾 | 二七 | | | 一五 | 四五〇 |
| 六 | 横須 | 三三 | | | 一八 | 五四〇 |
| 七 | 平身 | 三二 | | | 二五 | 七五〇 |
| 八 | 浜東上 | 八五 | | | 五一 | 一五三〇 |
| 九 | 全東下 | 七〇 | | | 四一 | 一二三〇 |
| 一〇 | 全東中 | 七〇 | | | 四一 | 一二三〇 |
| 一一 | 全西中 | 六八 | | | 四六 | 一三八〇 |
| 一二 | 全西 | 七三 | | | 五一 | 一五三〇 |
| 一三 | 全新道 | 五二 | | | 三七 | 一一一〇 |
| 一四 | 光瀬 | 七六 | | | 四九 | 一四七〇 |
| 一五 | 海士泊 | 三七 | | | 二三 | 六六〇 |
| 一六 | 萩元 | 八〇 | | | 五九 | 一七七〇 |
| 一七 | 万福 | 二五 | | | 一七 | 五一〇 |
| 一八 | 拂川 | 一一 | | | 九 | 二七〇 |
| 一九 | 下山 | 三六 | | | 三〇 | 九〇〇 |
| 小計 | | 九三〇 | | | 六三三 | |
| 二〇 | 土川 | 七二 | | | 五〇 | 一五〇〇 |
| 總計 | | 一〇〇二 | | | 六七二 | 二〇一九〇 |

日婦町支部理事並班長會要項 一八、一、二、

一、日婦第一回總會に於て御下賜の令旨並總裁宮殿下より下し賜へる令旨奉讀傳達

二、傳達報告事項

- 1、婦人會指導者研究協議會出會報告 串木野女學校 山田教諭
- 2、指導者練成會受講報告 奥田支部長
- 3、令旨奉戴傳達式並參與會出會報告
- 4、縣支部主催日婦事務協議會出會報告
- 5、戰時生活の確立に関する件

勝つための生活實踐目標

- (一) 落葉、草葉其の他を以て堆肥を造り増産に協力すること
 - (二) 作業衣になり得るものは之を作業者に提供すること
 - (三) 台所の賄ひに工夫を凝らすこと
 - (四) 玄米食や混食で節米に努めること
 - (五) 物を買ふにも一思案先づ國力の充實を圖ること
 - (六) 電力燃料の節約に心掛けること
 - (七) 物を大事に活かして使ふこと
 - (八) 隣保相扶の精神を以て御互に不用の品を役に立て合ふこと
 - (九) 各家庭の神前に賽銭筒箱を備へ朝夕禮拜し感謝貯蓄をなすこと
 - (十) 配給切符を受ける度に感謝の氣持で貯蓄を增強し合ふこと
 - (十一) 結婚披露宴は取止め貯蓄すること
 - (十二) 入營應召祝宴は簡素になすこと
 - (十三) 銅鐵を残りなく供出すること
 - (十四) アルミ貨以外の補助貨は残らず引換へること
- 6、總裁宮殿下奉戴必勝貯蓄に関する件
- (一) 必勝婦人貯蓄組合設立について
 - (二) 貯蓄組合現況報告について
九月末と三月末現況報告を、九月末分は二月一日迄、三月末分は四月十日迄町役場日婦町支部事務所宛提出を
- 7、婦人常會開催に関する件
- 8、軍事援護強化に関する件
- (一) 軍人、徴用者、徴用船々員の援護強化と監視哨慰問を
 - (二) 軍事援護報告 一ヶ月分宛 翌月十日迄報告を
- 9、銃後美談蒐集に関する件
- 婦人としての銃後美談（個人又は婦人團體として活動、或は美談）あらば二月十五日迄報告を
- 10、結婚奨励に関する件
- (一) 婦人會役員は世話役として結婚奨励と斡旋をなす様に
 - (二) 九月より十二月迄の斡旋實績報告を
- 11、衣料切符節約に関する件
- (一) 衣料切符を出来得る限り節約し退藏衣類にて婦人標準服を調製着用すること
 - (二) 十二月末現在の婦人會員家族の衣料切符残點數報告を別紙報告書にて二月五日迄に提出のこと
 - (三) 一番多く購入せし品目は？
- 12、會費に関する件
- (一) 領収帳と徴収原簿について
 - (二) 會費徴収方について
- 13、會員服に関する件
- 14、會員章に関する件

15、日婦縣郡支部主催婦人幹部錬成會に関する件

(一) 日時 二月一日(月) 午前十時より 二日(火) 午後三時頃迄 二泊二日

(二) 會場 串木野國民學校記念館

(三) 出會員 町支部役員たる婦人、婦人聯合班長、婦人班長全部(各部落代表者一名は必ず)

(四) 出會員準備

(イ) 服装 モンペイ服 (ロ) 毛布 タンゼン等の寢具 (ハ) 地下足袋又は草履 (ニ) 洗面結髪用具 (ホ) 第一日目の晝食と米三合、甘藷三個、野菜類少々 (ヘ) 筆記物 (ト) 竹槍一本(新しく作る際は、長さ一米六三釐とし、元の方をとがす)

(五) 出會員報告 一月廿九日迄

16、縣教育會主催婦人社會教育指導者講習會出會に関する件

(一) 日時 二月一日午後二時より 三日正午迄 二泊三日間

(二) 會場 縣教育會館

(三) 會員婦人會幹部 三名以上

(四) 出會員準備

(イ) 會費 三円八十錢と米一升 (ロ) 毛布一枚 (ハ) 朗誦用道の光又は求道の栞(持合せ無きものには會場にて販賣す) (ニ) 白エプロン、筆記用具、日用品等

三、協議事項

四、災害慰問衣料配布

(昭和十七年度衣料切符殘點報告書 略)

大日本婦人會串木野町支部

班必勝國民貯蓄組合理約

一、名稱

大日本婦人會串木野町支部 班必勝國民貯蓄組合理約ト名ツケマス

二、目的

總裁宮殿下ノ奉戴ヲ永久ニ記念シ大東亞戰爭ヲ必勝センガ爲メ、組合員ハ一致團結シテ克ク貯蓄ヲ實行シ會員トシテノ責務ヲ果スコトヲ以テ目的トシマス

三、組織

組合ハ班ノ地域ヲ單位トシ班内ノ會員ヲ以テ組合員トシマス

四、事務所

組合ノ事務所ハ班長宅ニ置キマス

五、運営

組合ハ組合員ノ貯蓄(郵便貯金、銀行預金、信用組合貯金、其ノ他)及國債債券買入ノ才世話ヲシマス

組合ノ事務ハ次ノ役員デシマス

組合長 一名、副組合長 一名(又ハ若干名)、實行委員 若干名、

組合長ハ班長コレニ當リ組合ヲ代表シ金融機關(郵便局、銀行、信用組合、其ノ他)及ビ支部トノ連絡事務ニ當リマス

副組合長ハ副班長(又ハ班長ノ委嘱シタ者)コレニ當リ組合長ノ補佐ヲシマス

實行委員 區又ハ組毎ニ一名ヲ置キ貯蓄ノ指導獎勵並ニ集金其ノ他ノ才世話ニ當リマス

六、協 議 會

組合長ハ貯蓄ノ増強ニ努メル爲メ實行委員會ヲ開イテ必勝生活ノ徹底、豫算生活ニ依ル消費ノ切下
ゲ並ニ貯蓄目標、貯蓄實行方法其ノ他ノ事柄ヲ協議シマス

七、通 帳

組合貯蓄通帳ハ組合員個人名トシソノ保管ハ班長デ致シマス

八、拂 戻

組合貯蓄ハ組合員又ハソノ家族ニ病氣、災害、吉凶等已ムヲ得ナイ事情ガ起リマシタ場合ノ外ハ成
ルベク其ノ拂戻ヲ受ケナイヤウニシマセウ

九、報 告

(一) 組合現況報告

組合長ハ毎年九月末、三月末現在ニ依リ組合員數、貯蓄現在額等ヲ記入シタ國民貯蓄組合現況報告
書ヲ所属ノ支部長(組合長總代)へ報告シ所属ノ支部長(組合長總代)カラハコレヲ地方長官及道
府縣支部長(外地本部長)へ報告シマス、又組合員へハ年一回組合ノ現況ヲ告知ラセシマス

(二) 組合長就(退)任届

組合長ニナツタ時又ハヤメタ時ハ組合長カラ所属ノ支部長(組合長總代)へ届出テ所属ノ支部長(組
合長總代)カラハコレヲ地方長官及道府縣支部長(外地本部長)へ届出テマス

(軍人援護事業實施報告書様式 略)

(婦人必勝國民貯蓄組合 設立並ニ組合長就任届 略)

(婦人必勝國民貯蓄組合 現況報告様式 略)

昭和十七年九月十二日

羽島婦人會長 迫田

婦人會各班長 殿

一、婦人會事變貯金納入ニ関スル件

今月(九月)ヨリ一人金五拾錢宛ノ事變貯金ヲ来ル九月十五日マデ、取りマトメ、納入下サイ
昨年十月ヨリ實施致シマシタ事變貯金(老人:十五錢ツツ)ハ去ル七月マデ十ヶ月間テ中止致
シマシテ今月(九月)カラハ一人五拾錢ツツノ貯金ヲナス事ニキマツテオリマシタノデ、去ル
八月二十七日ノ暴風雨テ、才困リノ會員モアリマセウガ、大東亜戰爭ヲ勝ち抜ク為メニ御奮發
下サイマシテ貯金シテ下サイマスヤウニ御願ヒ致シマス

今マデ、十ヶ月分、壹円五拾錢ノ貯金ハ、今度皆各會員個人ノ名儀ニ通帳ヲ作りカヘマシタノ
デ、コレカラハ急用ノ時ハ、聯合班長ニ申出デニナレバ何日デモ入用ダケ拂戻ヲ受ケル事モ出
来マス

注意

(一) 必ズ「納入証」ト「収納台帳・帳簿」ト現金ニ添ヘテ御送金下サイ

但シ、立石・白浜、万福、横須、松尾ノ四部落ノ台帳ハ學校ニ来テオリマス

(二) 「横須」ハ、八月、九月ノ二ヶ月分、スデニ納入サレマシタカラ、九月ト十月分ニ、フリムケ
マス、ソレテ十月分ヲ集金セズニオイテ下サイ

(三) 「松尾」ハ、八月ニ納入サレマシタノヲ九月分ニマハシマスカラ、今月ハ集金セズ二十月分カ
ラ集金シテ下サイ

(四) 會員ヲ未ダ今マデ加入サレテキナイ方ハ、出来ルダケ今月カラ加入下サイマスヤウニ、ススメテ下サイ

二、新婦人會員名簿提出ノ件

未ダ提出サレナイ左記部落ハ大至急御調査、御記ノ上御提出下サイ (十五日マデ)

(地域名 略)

右名簿ニ依リ「會費徴収簿」ト「會員臺帳」ヲ作り町役場ニ出サナケレバナリマセンカラ、左記ノ点御含ミノ上御提出下サイ

コレハ、八月十日ニ用紙ヲ才送り致シマシテ、八月二十日マデニ出シテ下サルヤウ通知シテアリマス

用紙ヲ更ニ、ココニ才送り致シマス

注意 記入上ノ注意

一、各班別ニ記入シ、班下班下ノ間ハ明カセテ書クコト

二、會員氏名ハ主婦ヲ先キニ、全母、又ハ全嫁、全娘等ノ順ニ書クコト

三、二十五才以上ノ女子ハ全部、二十五才以下デモ嫁入シテキルノハ會員デスカラ、ソノツモリテ書イテ報告シテ下サイ

四、生年月日ヲ必ズ書クコト、餘リ老人ノ方デ生年月日ノワカラナイ人ハ、年齢ヲ摘要欄ニ書イテオイト下サイ

三、廢品回収ノ件

八月集メル豫定ノ「ボロ屑」其ノ他ノ廢品回収ヲ今月(九月)ニ致シマス、九月二十日マデニ必ズ集メテ「各班長」ノ宅ニ準備シテ置イテ下サイ、九月二十一日ヨリ回収ニ廻ラセマスカラ、ソノツモリテ忘レナイヤウニ御布令下サイ

(昭和十八年二月二日 二月分事変貯金納入に関する件 略)

(昭和十八年二月二十七日 三月分事変貯金納入に関する件 略)

(發第五號 昭和十九年三月一日 三月分婦人會必勝貯金納入ニ関スル件 略)

昭和十八年十一月二十五日

羽島婦人會聯合班長 萬福

各婦人班長殿

一、婦人會基本金造成用ノ甘藷供出ニ関スル件

首題ニ関スル件、左記ニ依リ例年通り御徴収ノ上、所属ノ各小組舎長ト御協議ノ上、松尾ノ浜田澱粉製造所へ納入方御取計ヒ下サイマスヤウ御願ヒ致シマス

記

一、徴集量 一人當 三十斤ツツ (代金ハ 老円〇五錢宛)

二、搬入期限 十一月二十八日ヨリ全三十日マデ三日間ノ中

三、搬入方法 各班長ニ於テ小組舎長ト聯絡ヲトリ、適宜ノ方法テ期日内ニ納メテ下サイ

注意

一、昨年マデハ一人二十斤ツツデシタガ、大日本婦人會ノ會費ヲ此ノ金テ納メルノデスカラ、主婦會員ハ一人残ラズ一人 三十斤ツツ取り集メテ御出シ下サイ

- 二、浜田澱粉製造所へ甘藷ヲ納入サレマシタラ「納入證」ヲ受ケ取り學校ニ御届ケ下サイ
- 三、各班長ハ「甘藷納人名簿」ニ、甘藷ヲ納メタ方ト代金ヲ納メタル方ト、ハツキリ記入シテ納入證ト同時ニ御出シ下サイ
- 二、婦人會マーク代集金納入ノ件

左記ノ班ハ、婦人會ノマーク代ヲマダ役場ニ納メテアリマセンカラ、至急取りタテテ學校マデ納入方御取計ヒ下サイ

(後略)

(羽婦第二號 昭和十九年一月二十六日 第二回ヒマ種子及柑橘皮集荷ニ関スル件 略)

(羽婦第三號 昭和十九年一月二十九日 二月分婦人會必勝貯金納入ニ関スル件 略)

(昭和十八年十一月十日 必勝貯金納入ニ関スル件 略)

イ 昭和18年4月以降 公文書受発簿 羽島婦人會聯合班

〔註〕史料については、原文のまま掲載しています。

また、原文は明朝体、手書き分はゴシックで表記しています。

人名については、一部を除いて苗字のみ記載しています。

(表紙)

『 昭和十八年四月以降

公文書受発簿

羽島婦人會聯合班 』

昭和十八年四月十一日

羽島婦人會聯合班長 万福

各 班 長 殿

◎ 事変貯金納入ニ関スル件

四月分ノ事変貯金ヲ來ル十四日マデ取り集メ納入シテ下サイマセンカ

- (イ) 台帳ト引き合ハシテ御集金下サイ
- (ロ) 台帳ト納入証ヲ添ヘテ御送金下サイ
- (ハ) 納入証ノ該當欄ニハ必ず記入シテ出シテ下サイ
- (ニ) 四月分ノ貯金納入済ミノ班ハ左記ノ通りデス

(1)万福 (2) 拂川 (3) 立石・白浜 (4) 野中椿 (5) 松尾

◎ 二銭貯金繼續ニ関スル件

三月分マデテ締め切ツテ置キマシタ、二銭貯金ヲ引き續キ繼續致シマスカラ、四月分カラ御集金ノ上納付下サイ

- (イ) 事変貯金ヲサレル方ハ、是非二銭貯金ヲ御集メ下サイ
- (ロ) 今マデ浜部落ハ一ツニマトメテ御集メ下サイマシタガ、四月分カラ各部落ゴトニ事変貯金ト同ジヤウニ御集メ下サイ

◎ 領収証送付ニ関スル件

三月分マデノ未發送ノ領收証ヲ御送り致シマスカラ、四月カラ班長(支部長)ノ交ハラレタ部落ハ、前ノ班長ノ方ヘ才渡シ下サイ、尚ホ領收証ハ前ノ班長カラ引キツイテ大切ニ保管シテ置イテ下サイ、四月交ハラレタ班長ノ氏名ノ報告ガ無イ所ハ早目ニ部落會長ヨリ報告サレルヤウ御傳ヘ下サイ

一八、四、二七

大日本婦人會串木野町支部幹部協議事項

一、家庭ニ於ケル節米集荷販賣取扱ニ関スル件

- 1、個人随意販賣禁止、役場又ハ支部ニテ取纏メ處理ノ事
- 2、食糧營團(出張所)ニ販賣ノ事、管理米トシテ供出差支ヘナシ
- 3、販賣先・數量ハ毎月五日迄ニ地方事務所ヲ經由、縣經濟部長及縣支部ヘ報告ノ事

二、四月常會徹底事項ヘ協力ノ事

三、郡教育會社會教育主事ノ出張方申請ノ件

四、各町村支部會費徵収及納入方ニ関スル件

1、一世帯一人六拾錢 〃二人七拾錢 〃三人八拾錢 〃四人九拾錢ノ如ク二人以上ハ一人毎ニ拾錢増ノコト

2、免除者無キヲ本体トスルモ充分考慮スルコト

3、會費一人分ノ三割ヲ郡支部ニ七割ヲ町村支部ニ納入スル事

(七拾五才以上ハ免除及町村税免除者)

五、玄米食普及運動ニ関スル件

一、趣旨

大東亞戰爭下皇國ノ綜合戦力ヲ増強シ、節米報告^{國カ}ノ精神ニ徹シ、生活ノ剛健簡素ヲ期スルタメ先般閑議ニ於テ決定セル玄米食ニ関シ、普及ヲハカラントス

二、普及促進ノ協力團體

食糧營團、農會、産業組合、帝國在郷軍人分會、報徳會、齒科醫師會、大日本婦人會、産報、商報、農報、青年團、壯年團

三、玄米食指導者講習會並座談會開催

縣、翼贊會縣支部並ニ大日本婦人會縣支部共同主催ノ指導者講習會並座談會ヲ開催ス

爾後指導者講習會受講者ヲ中心ニ市町村別講習會ヲ開催ス

市町村別講習會受講者ハ隨時部落會、町内會又ハ隣保班ニテ試食會座談會ヲ開催スル事

六、昭和十八年度「ヒマ栽培獻納運動」ニ関スル件

一、趣旨

航空機用潤滑油等、潤滑油ノ需要ハ愈々激増シツ、アルヲ以テ之ガ供給増加ニ資スルタメ、ヒマ子ノ飛躍の増産ニカムルノ要アリ、仍テ昭和十八年度ニ於テハ關係官庁及關係團體協力ノ上空閑地等ヲ利用シ、ヒマ子増産ニ對スル國民ノ熱意ヲ一層喚起シ、全國民ノ愛關心ニ訴ヘタル獻納運動ニ依リ、之ガ目的達成ヲハカラントス

二、主催 大政翼贊會縣支部

三、協力 農會、翼贊壯年團、青少年團、婦人會

四、期間 昭和十八年四月ヨリ昭和十九年二月迄

播種期、集荷期ニハ強調期間ヲ設クルモノトス

五、婦人會・・・部落會、町内會區域ノ種子ノ配布、收穫種子ノ蒐集並ニソノ部落會、町内會へノ取纏メニ當ル外、家庭ニ於ケル栽培ノ主体タルコト

七、軍人援護精神昂揚運動實施ニ関スル件

一、期間 四月二十三日ヨリ 全月二十九日迄一週間

二、各町村 四月二十五日ヨリ二十八日迄ノ間ニ婦人常會ヲ開催シ左記ニ付徹底実践ヲ期ス

イ、軍人援護ハ婦人ノ第一ノ任務タルコトヲ此際一層自覚セシムルコト

ロ、遺族、家族援護ニ関シ、市町村銃後奉公會及指導員ト緊密ナル連絡ヲ保チ、物的ヨリモ精神的ニ朝夕婦人ノ温キ心ヲ以テ之ニ接シ、遺家族ノ相續相手トナルガ如ク努ムルコト

八、婦人會結婚奨励世話役ヲシテ傷痍軍人ノ求婚者ヲ調査シ、會員協力シテ配偶者ノ斡旋ニ努ムルコト

八、隣組内ヨリ出身ノ船員、産業戰士ニ慰問激励文ヲ發送シ又遺家族ヲ慰問スルコト

八、其他

1、貯蓄推進員郡二名

黒江

奥田

2、玄米食普及委員

肝付

當房

松元

3、昭和十八年度婦人會員毎月貯金額ハ一人壹円以上ニ変更

昭和十八年四月二十九日

羽島聯合婦人班長 萬福

各部落婦人班長 殿

班長會開催ニ関スル件

來ル五月一日、午後二時ヨリ羽島国民學校裁縫室ニ於テ、婦人班長會ヲ開催致シマシテ、左記問題ニ就キ御協議ヲ御願ヒ致シタイト思ヒマス

本年度ノ始メテノ會テ新役員(班長)ノ方モ多イデスカラ、是非御繰合セ下サイマシテ、御出席下サイ

班長ノ都合ノ悪イ所ハ、必ズ代理者ヲ出席セシメテ下サイ

缺席ノ部落ガアルト困リマス

◎主ナル協議問題 (全役員出席) 区長臨席

◎婦人會員ノ必勝貯金増額ノ件

◎大日本婦人會費支出ノ件

◎春季總會開催ノ件

◎町婦人會役員(聯合班長、全副班長、理事)改選ニ関スル件

聯合班長 萬福

副班長 平石

〔朱印〕

” ” 空圖

◎其ノ他

〔朱印〕
一、蠅捕紙販売方ノ件

〔朱印〕
二、ボロ屑蒐集ノ件(五月八日マテニ各班長ヲ取揃ケテ置クコト)

昭和十八年五月十三日

羽島婦人會聯合班長 萬福

各部落婦人班長 殿

一、「蠅捕紙」販賣方に関する件

兼ねて註文中の蠅捕紙が参りました、例年通り本年も婦人會で各戸に配布して下さい

定價は一枚三錢と書いてありますが、昨年通り原價が高くなつておますから、本年も十錢に三枚の割で御配り下さい

代金は来る五月二十日までに取りまとめ、學校まで御送り下さい

残品の出来た部落は早目に學校に御返へし下さい

尚ほ不足の部落がありましたら、不足枚数を學校に申し出し下さい

早速追加註文をして取りよせます

各部落の戸数と昨年度の實績により左記の通り配布致します

(各部落、枚数、金額表省 略)

二、昭和十九年度大麻及曆申込の件

(中 略)

三、婦人會必勝貯金并二錢貯金領収證送付の件

(後 略)

拝啓 新緑ノ時節愈々御多祥ノ段奉賀候

陳者、来ル本月二十五日午前十時當社町出征軍人其ノ他ノ武運長久祈願祭ヲ奉仕致^可候間、都合御繰合セ御参列成被下度、此段御案内申上候也

昭和十八年五月二十三日

羽島崎神社々掌 梅北 朱印

羽島青年團長
全婦人會長 殿

昭和十八年五月二十五日

日置郡羽島國民學校長 迫田 公印

下山 坂口
万福 婦人班長 殿
万造寺

ボロ屑賣上代送金ニ関スル件

此ノ前集メテ下サイマシタボロ屑ノ賣上代ヲ別紙計算書、相添へ御送り致シマスカラ、此ノ金ハ各婦人班ア貯金シテ置イテ適宜、有効ニ使用シテ下サイ

(後 略)

日婦串木野町支部羽島聯合班役員名簿

(昭和十八年四月 改)

(名簿、その他 略)

昭和十八年七月二十七日

羽島婦人會聯合班長 萬福

各婦人班長 殿

班長會開催ニ関スル件

明二十八日、午後二時ヨリ羽島校裁縫室ニ於テ班長會ヲ開キマシテ、先般串木野町婦人會支部ニ於テ御協議ニナリマシタ左記ノ問題ニ就イテ御協議ヲ致シマスカラ、御繰合セ御出會下サイマセ

記

- 一、婦人常会ノ件
- 二、國民勤勞報國隊結成ノ件
- 三、衣料切付返納運動ノ件
- 四、婦人會必勝貯金増額ノ件
- 五、長袖廃止ニ関スル件 其ノ他

(後 略)

(昭和十八年度歳入歳出予算書 略)

十八年度第一回 理事会
班長會 指示及協議事項

大日本婦人會串木野町支部

(一) 指示事項

△一、班常會實施方ノ件

1、班常會ヲ實施スル事ニシマス

イ、八月初中旬各校區別ニ幹部講習開催

ロ、八月常會ハ中下旬ニ

ハ、日割及指導者ハ追テ決定通知(希望アラバ申出テラレタシ)

△二、國民勤勞報國隊結成ノ件

◎七月中に結成すべき

1、内容

イ、「滿五十以下ノ會員」

滿二十五以下ノ未婚者

産業報國會員

商業報國會員・家族従業員

官衙ニ在ル者

該當者三十名以上ノ公衙團體等ノ事務所ニ在ル者

学校教職員タル會員

身体虚弱デ勤勞ニ堪ヘザル者

- ロ、大隊 — 三個中隊 — 三個小隊 — 三班(二班十名内外)
- ハ、隊長・班長 隊員ヨリ
- ニ、名稱 大日本婦人会串木野勤労報国隊
- ホ、役員 支部長・相談役(町内会長・在軍長・婦人長老・国民校職員)
- ヘ、服装 モンペ本則隊長ハ巾二十五分ノ白布ニ職名ヲ記シタ徽章ヲ左腕ニ
- ト、動員 計畫動員・緊急動員

△三、ヒマ栽培採種方ノ件 **種子集め—婦人会の責任**

家庭 — 婦人会 — 壮年團 — 軍指定工場

自動車運搬

四、各種報告方ノ件

二、協議事項

併七十八年度分モ一人二点以上

◎一、衣料切符返納運動ニ関スル件

心アル者ノミテヨシ

昭和十七年度ノ分至急返納ノ手續キラナス

八月以降ノ切符ハ無

班長ニ於テ手配

期日 町提出 八月三日

二、結婚奨励ニ関スル件

八月三日 **国防タスキ・衣料切符・弔慰金・・・・八月一日まで**

三、保育所並ニ共同炊事所ニ対スル協力ノ件

△四、必勝國民貯蓄増強ニ関スル件

縣婦人会負擔

五、秋季總會開催ノ件

二百八十萬圓割當(三百萬圓實踐)

六、十七年度豫算並ニ十八年度豫算ニ関スル件

台所のきり下げ

七、会費納入方ノ件

八、更生品展示会ニ関スル件

(一) 決議事項

一、誓つて飛行機と船に口口な戦士を捧げませう

1、陸海軍志願者を多く出ませう

2、少年航空兵を多く出ませう

3、船員を多く出ませう

四、^{マコ}飛行機船の戦士となるべき立派な子供を育てませう

二、一人残らず決戦生産の完遂に参加致ませう

1、空闲地は全て婦人で引き受け利用ませう

2、七月中必ず日婦勤労報国隊を結成します

3、混食を勵行し節米を徹底すること

4、郷土食を活用すること

◎三、^{庄之}長袖を断ち決戦生活の實踐に慫起いたませう(絞付ノ長袖ハ可)

1、長袖を七月中に追放すること

2、新調は見合せ貯蓄すること

△四、八月より十月迄日曜日には一人一杓の猪口米を勵行し増産に協力致ませう

集めた米は隣組か班でまとめて直接管團に販賣すること

(管團には了解ヲ得アリ)

〔註2〕長袖とは、着物の袂のこと。袂をなくして筒袖に変更せよとの意。

(社発號外 昭和十八年七月廿六日 各班活動狀況調査 略)

(昭和十八年七月二十七日 班長會開催ニ関スル件 略)

昭和十八年九月一日

羽島婦人會聯合班長 萬福

各班長殿

一、事變貯金納入ノ件

九月分ノ事變貯金ヲ一人一円二十錢ツツ取り集メ、來ル九月八日マデニ御届ケ下サイ

注意 台帳ニハ各班長ヲ印^シツケテ下サイ

印^シノツケ方(貯金シタ人ハ○印、シナイ人ハ×印)

「納入台帳」ト「納入證」ハ必ズ書イテ、才金ト一シヨニ出シテ下サイ

二、二錢貯金納入ノ件

(中 略)

三、猪口米勵行ノ件

八月カラ十月マデ、日曜日ニ、各戸一人ニツキ一杯ノ猪口米ヲ集メテ、各班毎ニ營團(米ノ配給所)

ニ販賣スルコトニ決定^キツテキマシタガ各班勵行サレテキルテセウカ、近イ中ニ報告スルコトニナツ

テキマスカラ忘レヌヤウニ集メテ下サイ(集メタ戸數、人數、米ノ量(枴目)、販賣金額)

昭和十八年九月十六日

羽島部落常會聯合會長 富永

各部落婦人班長 殿

縣道災害復舊工事ニ「茶ワカシ」方奉仕ニ関スル件

昨十五日、部落會長會ニ於テ、左記日割ニ依リ標記ノ復舊工事作業ニ、羽島區内全部落民ガ奉仕ス

ル事ニ決定致シマシタ、就キマシテハ「茶ワカシ」ハ各部落婦人會テ一切ノ準備ヲ整ヘテ、割り當

テラレタ當日、各部落會長ト御協議ノ上、御出仕方、御取計ヒ下サイマスヤウ御願ヒ致シマス

(災害復舊工事配當表 略)

(昭和十八年九月十八日 婦人會幹部講習會ニ関スル件 略)

昭和十八年九月廿一日

羽島部落會聯合會長 富永

各部落會長 殿

縣道災害復舊工事ニ関スル件

標記ノ件ニ就キ、先般御相談致シマシテ、已ニ一日ツツハ出仕シテ戴キマシタガ、豫想以上ノ難工

事ナル点ト、再度ノ暴風雨ニテ被害箇所ノ増加ト、荒川ヨリノ従事員少キ為メ、一日ツツニテハ不

可能ニナリマシタ、以前ヨリ「バス」ノ引キ入レニ對シテハ、一日ツツノ勞力奉仕ヲ為ス豫定デモ

アリマシタカラ、此ノ際各戸後一日ヅツ出テ羽島ノ區域ヲ完全ニスルト同時ニ、荒川區域ニモ手傳ヒニ行き、一日デモ早ク「バス」ヲ通行サセタイト思ヒマス、一應部落會長ノ方ニ協議シテカラト思ヒマシタガ、何レニシテモ成サネバナラヌ仕事デスカラ、専断デハアリマシタガ、御諒承ヲ願ヒマシテ引キ續キ左記、日割ニヨリ御出仕方、部落員ニ御布令下サイマセンカ、御願ヒ致シマス尚ホ、土川線モ同時ニ修理完成スル豫定デアリマス

(復舊工事第二回配當表 略)

婦人常会ノ開キ方作法

常會の儀禮と作法

一、敬礼(一同敬礼)

- 1、立礼ノ場合ハ上体ヲ約三十度
- 2、坐礼ノ場合ハ両指先ヲ約三寸―五寸
頭ハ座面ヨリ約三寸―五寸

二、宮城遙拜(宮城ヲ遙拜致シマス)

- 1、(正面ニオ向キ下サイ・・・最敬礼・・・直シ)
- 2、(正面ヲ宮城ノ方向ト拜シ奉リ謹ンテ遙拜致シマス)
(最敬礼・・・直シ)

最敬礼ノ作法

立礼ノ場合ハ四十五度

坐礼ノ場合ハ指先約一寸五分

頭ハ座面ヨリ一寸五分

神宮遙拜ヲスル場合ハ宮城遙拜ヲ先ニ

三、国家斉唱(国歌ヲ斉唱致シマス)

- 1、(君ケ代ハ)ト唱ツテ音頭ヲトルノヲ原則トス
此ノ場合ハ餘リ高音ヲ歌ハヌヤウニ注意
- 2、「さくらいしの」はつゞけて唱ふこと
- 3、一回ノ場合ハ其ノ旨ヲ最初ニ示ス

四、勅語奉讀(勅語ヲ奉讀致シマス)

1、奉讀前ノ作法

勅語ヲ三宝ニ載セ、眼ノ高サニ捧持、机ノ前ニ止リ、左足ヨリ三歩前進シテ机ニノセ、三宝ヲ正位ニ置キカへ、一礼シテ右足ヨリ三歩後退・・・退場

2、奉讀ノ作法

一礼シテ勅語ヲ取出シ、推シ戴キ、静カニ開イテ敬礼ノ後奉讀、終ツテ敬礼、勅語ヲ卷イテ推シ戴キ、箱ニ納メ、三宝ヲ廻シ、捧撤者ニ渡シテ敬礼

3、奉讀後ノ作法

捧撤者ハ奉讀者ノ三歩前テ一礼シ、進ンテ三宝ヲ受ケテ三歩後退・・・退場

4、拜承ノ作法

奉讀者ガ勅語ヲ開イテ一礼スル時ニ一礼シテ低頭

奉讀終ルト同時ニ一礼シテ元ニ復ス

五、 祈念

- 1、 (大東亜戦必勝ノ祈念ヲ致シマス・・・祈念・・・直シ)
- 2、 (靖国ノ英靈ニ対シ奉リ感謝ノ誠ヲ捧ゲ、併セテ皇軍將兵ノ武運長久ヲ祈念致シマス・・・祈念・・・直シ)
- 3、 長サハ五息位、頭ヲ心持チ下ゲ、眼ヲ輕ク閉ヂル

六、 開会ノ挨拶 (参考マデ)

只今カラ〇月ノ常會ヲ始メマス、皆様ニハ御忙シイ折柄才疲レノ中ニモカ、ハラズ、多数出席頂ケマシタコトヲ大変嬉シク存シマス、デハ最後マデ張切ツタ常会ガ出来マス様才願ヒ致シマス

七、 朗誦 (〇〇ヲ朗誦致シマス)

- 1、 初メノ一句ヲ司会者ガ朗誦シ、一同之ニ倣フ
- 2、 朗誦スルモノ綱領、誓ヒ、御製、其他

八、 傳達報告

- 1、 要点ヲハツキリト

九、 協議及懇談

- 1、 協議スル事柄ハ何ト何デアルトハツキリ知ラセル
- 2、 申合セヌハ決定セネバナラナイ理由ヲ詳シク説明
- 3、 何ヲドウ申合セタ旨ハツキリシメク、リスル
- 4、 別ニ協議スルコトハナイカラ糺シテカラ閉ヂル
- 5、 協議懇談ニハ充分意見ガ出ルヤウニ仕向ケル

塩の配給

十、 和楽

- 1、 初メ一緒ニ軍歌・会歌ノ類ヲ唱フ
- 2、 班別ニ當番ヲ決メテオイテ出演サセル
子供ノ学藝
会員ノ歌謡、踊り

十一、 講話

十二、 閉會ノ辞 (参考マデ)

コレデ分晩ノ常會ヲ終リマス、長時間ニワタリマシテ大変熱心ナ会合ノ出来マシタコトヲ嬉シク存シマス

「有益ナ講話ヲ拜聴シ」大切ナ協議申合セラシテ頂キマシタガ、之等ハスベテ私共日常ノ実行ニ移シマシテ銃後婦人□□□□□□□□□□ゴザイマセンカ

十三、 敬礼 (一同敬礼)

以上ハ内閣情報局、宮内省、内務省、文部省、神祇院大政翼賛会、中央教化団体、联合会等ノ權威者ガ委員トナツテ数回ノ会合ヲ經テ決定サレタ礼法デス
会ノ事情ニ依ツテ特殊行事ヲ加フベキデセウ参考マデ

勅語、詔書、奉説作法

卒業生と職業の件

防空の件

赤十字社加入の件

貯蓄弾丸切手

簡易保険加入と結果発表

ヒマの採集

輸送力をつよめる

自動車内に於ける道徳

燈火管制と空襲

時間勵行 五分前ニ出席ラトルコト 着席順ヲ班別ニ順ヲ決メテ置ク (子連シハ後ニ)

總裁宮殿下

令旨

大日本婦人會結成セラレ、茲ニ推サレテ總裁ノ任ニ就ギ、親シク諸子ト相見ユルヲ喜フ、本會ハ、全國婦人ヲ其ノ會員トシテ、我國固有ノ婦道ニ基ツキ、身ヲ修メ、家ヲ齊ヘ、隣保相携ヘ、郷黨相率中、全員一致總力ヲ擧ケテ、之ヲ國家ニ奉セシメントスルニ在リ、今ヤ大東亞戰爭ニ當リ、皇國ノ威武ハ世界ニ顯揚セラルルモ、前途尚、克服スヘキ幾多ノ艱難アルヲ覺悟セサルヘカラス、銃後ニ處スル婦人ノ責務、亦誠ニ重シ、本會會員、並ニ關係者ハ、深く思フ此ニ致シ、曩ニ降シ給ヘル大詔ノ御主旨ヲ奉體シ、和衷協同、能ク本會ノ使命ヲ達成セラレシコトヲ望ム

昭和十七年五月三十日

大日本婦人會總裁 東久邇宮稔彦王妃

勲一等 聡子内親王

皇后陛下

令旨

大日本婦人會第一回總會に際し、諸員に告ぐ

今や征戰六年に及び、愈々學國一致の態勢を堅くすへきの秋、全國婦人を結集せる本會の組織成り、本日總會を開くに至りたるは、深く満足する所なり、惟ふに戰の長期となるに従ひて、婦人の任務は益々重きを加ふへし、諸員宜しく協心戮力、奉公の誠を効し、以て婦人報國の使命を達成せんことを望む

昭和十七年十一月十一日

大日本婦人會綱領

- | | |
|----------------|----------------------------|
| 一、私共は日本婦人であります | 神を敬ひ詔を畏み皇國の御為に御奉公致しませう |
| 一、私達は日本婦人であります | 誠を盡し勤勞を樂しみ世のため人のために努力致しませう |
| 一、私共は日本婦人であります | 身修め家を齊へ日本婦人道の光輝を發揚致しませう |

大日本婦人會會歌

- 一、世界に比なき日の本の 婦人の徳を磨きつゝ
皇國につくすまごころを こゝに結べるわれらの會
- 二、我が家を守り齊へて 日ごとの業に勵みつゝ
正しく強き國の子を育てはぐくむわれらの務
- 三、雄たけび奮ふつはものに 感謝のまこと捧げつゝ
皇國の力ゆるぎなくいよよ固めんわれらの誓
- 四、輝く御代に生れたる 婦人の幸を讃へつゝ
興亜の道に手をとりにて 共に進まんわれらの會

男なら

男ならお槍かついでお仲間となつて
ついで行きたや下の閑
尊王攘夷ときくからは 女ながらも武士の妻
まさかの時にはびだすき
神功皇后さんの三韓退治が
鏡ぢやないかいなかいなオーシヤリシヤリ

現住者

| | | | | |
|---|---------|------|---------|------|
| 男 | 二二〇〜三〇〇 | 二四一名 | 二七〇〜四〇〇 | 三一五名 |
| 女 | 一八〇〜二五〇 | 五九二名 | 一八〇〜三〇〇 | 六九九名 |

男独

二六〇〜四五〇 二三四名
二五〇〜三五〇 二三二名

(昭和十八年九月二十七日 婦人會幹部講習會の件 略)

羽婦第四號

昭和十九年二月十日

羽島聯合婦人班長 萬福

各 婦 人 班 長
各 女 子 青 年 班 長 殿

婦人聯合總會并女子青年總會開催ノ件

先般婦人班長會ニ於テ御協議致シマシタ通り、左記ニ依リ婦人總會ト女子青年總會ヲ併セ開催致シ
マスクラ、會員全部御出會下サルヤウ御布令方御願ヒ致シマス

記

期日及場所 二月十三日(日) 羽島校講堂

日 程

- 一、集合時刻 午前八時三十分 各班別ニ校庭ニ集合
(自分ノ班ノ立札ノ所ニ)出席ヲ取り、直チニ講堂ニ入場
- 一、開會時刻 午前九時
- 一、講演
 - (イ) 伊集院國民職業指導所長
 - (ロ) 今井教諭(縣立保健婦養成所ノ先生)
 - (ハ) 永田串木野町社會主事
- 一、余興(和樂)
 - (イ) 感應術(一種ノ手品師)實演・交渉スシ
 - (ロ) 紙芝居、歌謡等

備考

時間ガ一時頃マデハカノル事ト思ヒマスカラ、遠方ノ方は晝食ヲ御持參下サイ

(昭和十九年二月十日 婦人會總會開催ニ就キ御參列方御依頼 略)

羽婦第六號

昭和十九年三月八日

羽島聯合婦人班長 萬福

各婦人班長 殿

一、婦人會幹部鍊成講習會出會ニ関スル件

標記ノ件、先般相談致シテアリマス通り三月十一日、十二日ノ二日間、串木野國民學校記念館ヲ開催サレマスカラ、各班ヨリ一名ハ必ず出會スルヤウニ御取計ヒ下サイ

(出来ルダケ班長又ハ幹部ノ方)

右ニツキ、携帯品中薪丈ケハ、學校デ一纏ニシテ送リマスカラ、來ル十日ノ朝マデニ各班三本ツツ學校ノ兒童便カラ御届ケ下サイ

他ノ携帯品、毛布ヤ洗面器、米、甘藷、野菜ナドハ各自御持參下サイ

二、戰時衣生活研究講習會開催ノ件

首題ノ件、別紙ビラノ通り三月十二日午後〇時半ヨリ午後四時マデ、羽島校ニ於テ開催サレマスカラ、多数御出會下サイマスヤウ御布令下サイ

此ノ講習會ハ時局下、極メテタメニナル會デスカラ、講習科目御熟読ノ上、會員へ御奨メ下サイ

羽島部落聯合常會長 富永

各部落會長
各婦人班長 殿

空襲時応急救護法講習會ノ件

標記ノ件ニ関シ、縣立保健婦養成所ノ生徒ノ方々ヨリ、指導ヲ受クルコトニナリマシタカラ、必ず参加スルヤウ御布令ヲ願ヒマス

記

- 一、日 時 三月五日午後一時集合
- 一、場 所 羽島國民學校
- 一、參加團體 (1)各部落會ヨリ会長、警防部長ヲ加ヘテ六名
(2)各婦人班長及婦人會員合セテ六名
- 一、服 装 男子ハ洋服、女子ハ「モンペ」トス
- 一、注 意 必ズ「フロシキ」ヲ壹枚ツツ持參ノコト

(社發号外 昭和十九年三月二日 郡支部北部三ヶ町村婦人總會ニ関スル件 略)

(社發号外 昭和十九年三月二日 縣主催串木野町婦人會幹部錬成會開催ノ件 略)

三、月婦人常會取扱事項

大日本婦人會串木野町支部

■ 達示事項

一、非常袋ヲ用意下サイ

敵機夜間空襲ノ憂ガ迫リマシタ、万一ノ場合ニ備ヘテ暗闇デモウロタヘナイヤウニ今カラ非常袋ヲ用意シ、貴重品ヲ整理シテ置クノガ家庭婦人ノ任務デス

現金、通帳、債券類、重要書類、家宝類其他

二、補助貨ハ、残ラズ引換ヘテ下サイ

兵器ノ増強ニ是非必要ナ金屬デスガ、未ダ縣内ニ百万圓程残ツテ居ルノダソウデス、モウ一辺家庭ヲ探シテ一枚デモ多ク引換ヘテ下サイ

二月末日迄部落會カ婦人班デ學董ニ接シテ下サツテモ良イデス

■ 協議實行事項

次ノ二問題ニツイテ立派ナ實行方法ヲ協議シテ下サイ

一、必勝貯蓄ノ増額ニツイテ

一日デモ早く兵器ヲ増強シテ危イ第一線ノ補給ヲ急ガネバナラナイデスガ、ソレニハ銃後ニ於ケル物資ノ節約ト必勝國民貯蓄ガ何ヨリモ必要デス、ソシテ之ハ私共婦人ノ手ニ依ツテナスベキ性質ノモノデス

婦人必勝貯蓄ニツイテ私共串木野町婦人會成績ヲ見マスト、日置郡内デモ第九位(後 略)

十九串厚振号外

昭和十九年五月五日

大日本婦人會串木野町支部長

婦人聯合班長
班 長 殿

昭和十九年度會費徵集並ニ納入ノ件

標記ノ件來ル十日迄ニ婦人班長ニ於テ取纏メ、聯合班長サシ迄ニオ届ケ下サイ、聯合班長サシハ十二日迄ニ會計部ノ野元サシ迄ニ納入下サイ

尚、會費徵集ハ左記ノ通りオ願ヒ致シマス

記
會費 一人 六〇錢
一人増ス毎ニ拾錢増シ

昭和十九年一月十四日

羽島部落聯合會長 富永

各部落會長
各婦人班長 殿

遺骨出迎方ニ関スル件

明一月十五日午前十時十分、串木野驛着ノ汽車ヲ浜浦出身ノ大東重戰ヲ名譽ノ戰死ヲ遂ゲラレタ故
海軍二曹川崎貞吉氏ノ英靈ガ、無言ノ凱旋ヲサレマスノデ、同日午前十一時マデニ、平身橋マデ出
迎方御布令下サイマセ

(後 略)

(羽婦第三號 二月分婦人會必勝貯金納入ニ関スル件 略)

(空襲時応急救護法講習會ノ件 略)

(發 第五號 昭和十九年三月一日 三月分婦人會必勝貯金納入ニ関スル件 略)

(羽婦第六號 昭和十九年三月八日 婦人會幹部錬成講習會出會ニ関スル件 略)

(羽婦第七號 昭和十九年三月十四日 郡支部北部三ヶ町村婦人會出會ニ関スル件 略)

(羽婦第八號 昭和十九年四月五日 諸調査報告ニ関スル件 略)

(羽婦第九號 昭和十九年四月十一日 婦人服型紙受領方ノ件 略)

(羽婦第一〇號 昭和十九年五月十日 婦人班長會開催ニ関スル件 略)

(羽婦第八號 昭和十九年五月十日 婦人班長會開催ニ関スル件 略)

羽婦第九號

昭和十九年五月十八日

羽島婦人會聯合班長 萬福

全 勤勞報國大隊長 全人

各 班 長 殿

一、國民貯蓄組合現勢報告ニ関スル件

昭和十八年度末(昭和十九年三月末現在)國民貯蓄現勢報告書ヲ二枚御送り致シマスカラ、明十九日
午前八時半マデ學校ニ届クヤウニ組合長(昨年度)ノ印鑑ヲ捺印シテ御送り下サイ

明日役場ニ報告シナケレバナリマセンカラ、期限ニ遅レスヤウニ必ズ御送り下サイ

二、女子勤勞報國隊員編成表送付ノ件

先般、結成サレマシタ標記報國隊編成表ヲ御送り致シマス

各班長ノ方、責任ヲ以テ大切ニ保管シテ置イテ下サイ

コレカラ先キ、動員サレル場合、必要デス

各班長ノ方ハ御熟覽ノ上、自分ノ班ノ所属ヲ明ニシテ置イテ下サイ

三、動員、補充、出動ニ関スル件

前二回ニワタリ、動員致シマシタガ、割り當テラレタ日ニ都合ガ悪クテ出動ノ出来ナカシタ人ハ、來ル二十日ニ、各部落會長(男子報國隊)ト協議ノ上、海士泊ノ溜池工事ニ出動下サイ、二十日ニ都合ノ悪イ人ハ、二十一日(日)ニ出動下サルヤウ御布令下サイ

班長ノ方ハ出席ヲ明カニシテ置イテ下サイ

(病氣、妊婦、其ノ他、一般ノ認ムル免除者ハ出動ニ及バズ)

(羽婦第一〇號 昭和十九年五月二十日 婦人會マーク、送付ニ関スル件 略)

(發 第十一號 昭和十九年五月二十八日 神宮大麻及曆申込ニ関スル件 略)

(羽婦第十二號 昭和十九年六月十七日 六月分婦人會必勝貯金納入ニ関スル件 略)

(羽婦第十三號 昭和十九年六月二十六日 蠅捕紙配給ノ件 略)

(羽婦第十四號 昭和十九年七月八日 七月分婦人會必勝貯金納入ニ関スル件 略)

羽婦第十五號

昭和十九年八月二日

羽島婦人會聯合班長 萬福

各 班 長 殿

八月分婦人會必勝貯金納入ニ関スル件

(中 略)

◎警防團員接待ニ関スル件

先月ノ校區常會テ警防團ヨリ相談ガアリマシテ、左記ノ通り決定致シマシタカラ、御承諾下サイ、今後、絶ヘズ敵ノ空襲ガ行ハレル事ヲ覚悟シナケレバナリマセンガ、其ノ度ゴトニ、警戒警報、空襲警報ガ發令サレマスノデ、警防團員ノ方ノ御苦勞ハ一通リデハアリマセン、就キマシテハ、警防團員ノ方ノ「目サマシ」ニ「才茶、シラケ(塩氣)」ヲ何ナリト、見立テテ接待シテ戴キタイノデス、當番ハ羽島崎神社ノ祈願祭ノ時ノ接待ノヤウニ、第一班ヨリ順番ニ此ノ次ギカラ實施シテ下サイマセンカ、濟ンダラ次ギノ班ニ札ヲ渡シテ引繼イデ下サイ

(團員ハ大体十二、三名位ツツ交代テ勤務サレルソウデス)

空襲警報ガ發令サレタラ出来マセンカラ、警戒警報ガ長クナルヤウナ時ニ実施シテ下サイ

婦人會努力事項(二九・八・五)

大日本婦人會串木野町支部

支部長 奥田

■挨拶

サイパン島ヲ敵ニ占領サレテ以來、思ノ外敵ハ早ク本土ニ近寄ツテ來マシタ、カネテ覚悟ハシテキタコトデゴザイマスガ、愈々敵ノ爆撃ノ下テ戰ハネバチラス日ガ近ツイテ來タヤウデゴザイマス、皆サン覚悟ト用意ハオ出来ニナリマシタカ、タトヘドノヤウナ爆撃ニ曝サレテモ砲彈ニ荒サレテモ、親ヲ失ヒ、夫ヤ子ヲ倒サレテモ、其ノ血潮ノ中テ笑ツテ国土ヲ守リ、増産ニ精出スゾトノ覚悟ハ出来マシタカ、私共一億國民ハ、今此ノ激シイ最後ノ瀬戸際マデ來テキルノデス、此ノ

一線ハドシナコトガアツテモ持テコラヘネバナラナイノデス

万一國ガ敗レテシマツタラ、家モ屋敷モ金モ財産モ何等ノ役ニモ立タナイノデス、戰ニ勝ツテコソ總テガ役ニ立ツノデス、勝ツタメニハ一切ヲ捧ゲ盡シ眞ノ總力ヲ發揮セネバナラナイノデス皆サン！今マデノ一切ノ考ヘ方、一切ノ働キ方ヲ切り替ヘ純粹ノ日本婦人トシテ起テ上リ、輝ク日本民族ノ血ヲ守リ抜カウデハアリマセンカ

■八月臨時婦人常會徹底事項

早目ニ臨時常會ヲ開キ、次ノ實踐事項ヲ傳達シ、誓ツテ之ヲ完遂スル様ニカメテ下サイ

- 1、八月十二日ハ飛行機増産ヲ目標トスル婦人ノ貯蓄總進軍日デス、婦人ノ愛國ノ至情ヲ必ズ此ノ一点ニ集メテ下サイ、サイパンノ要地ヲ奪ハレ、テニアン、大宮島〔グアム〕ヲ占領サレヤウトシ、数千或ハ数万ノ日本民族ガ血ヲ以テ防イデキル時ニ、救援ニ行クコトモ出来ズ防ギ止メルコトモ出来ナイ有様デハアリマセンカ、何トイフ残念ナ事デアリマセウ、コレモ皆飛行機ガ足ラナイカラノコトデス

サア皆サン、婦人ノ決心ガドシナ強イモノカ、愛國ノ熱情ガドシナ強力ナモノデアルカ、今コレ天下ニ發揮シヤウデハアリマセンカ

一、今度ノ貯蓄ハ必勝貯金トシテ下サイ、但、目標額外トシテ金額ハ別ニ定メマセン

二、才金ノ費用ヲ節約シ、御先祖様ト一緒ニ貯蓄ニ参加シテ下サイ、大体手持ノ現金ノ二割以上ハ貯蓄スルツモリデ頑張ツテ下サイ

三、八月十二日ハ必ズ班別ニ集金シテ貯蓄シテ下サイ

四、八月二十日迄ニ部落ノ実績ヲ左記ノ様式デ報告下サイ

④ 會員數 名 ⑤ 貯蓄總額 円

- 2、防空ノ準備ヲ急ギマセウ

一、防空服装ハスグ使ヘル様身近ニ、貴重品ハスグ持出セル様ナ場所ニ

二、保存ノキク非常食物ノ準備ヲ日頃カラ整ヘマセウ(乾飯ナド)

三、空襲時ニハ妊婦、乳呑兒ニハ特ニ注意シマセウ

- 3、才盆ノ行事ハ一層簡素ニシ、部落内戦死者ノ墓參遺家族ノ慰問等致シマセウ

- 4、部落常會ノ実施事項ヲ率先努力致シマセウ

一、田畑ノ除草、手入ニ精出シ、食糧ノ増産ニ努メマセウ

二、麦作堆肥ノ増産ニカメ割當目標ヲ完遂シマセウ

■才知ラセ

- 1、斉連ヶ丘開墾ノタメ、婦人會員皆様方ノ御力添ヘハ並大抵デアリマセン

炎天下ノ下、鍬ヲ振ヒ鉋ヲ切り込ム姿ハ涙ナシニハ見ラレマセン、ヨブコレ頑張ツテ下サルト心カラ嬉シク存ジテキマス

又少年農兵一〇〇名ノタメ、二ヶ月間連日、晝夜ノ別ナク炊出ニ從事下サル串木野校区婦人會ハ奥田聯合班長サン以下殆ンド不眠不休ノ御奉仕デス

更ニ生福婦人會ノ才手伝テ荒川、羽島校ノ高等科生二〇〇名ガ四日間ノ合宿、照島婦人會ノ才手伝テ、冠岳、旭校ノ高等科生二二〇名ガ四日間ノ合宿、何レモ斉連ヶ丘ノ開墾ニ協力下サルコトニナリマシタ

花牟礼聯合班長サン以下照島校区婦人会ノ皆様、松田聯合班長サン以下生福校区婦人会ノ皆様ハ、何レモ不自由ナ設備ノ中デ多人数ノ生徒ノタメニ、一方ナラヌ御苦勞デアリマス、尚、入枝副支部長サンハ、コレ等スベテノ炊事手伝ノタメニ何かト万端ノオ世話ヲ下サツテキマス、殆ンド日夜才休ミナシデス

皆様方ニ対シテ感謝スルト共ニ御健康ヲ祈シテ居リマス

昭和十九年八月二十二日

大日本婦人会串木野町支部長

婦人班長殿

昭和十九年八月五日付ヲ以テ必勝貯蓄実施方通牒致置候得共、貴班ノミ未ダ報告無之事務整理上支障有之候条、大至急役場厚生課へ報告相成度此段及催促候也

羽婦第十六號

昭和十九年八月十三日

羽島婦人会聯合班長 萬福

各婦人班長殿

婦人会臨時貯金納入ニ関スル件

先般、日婦町支部ヨリ各班長宛ニ通知ガアツタ事ト思ヒマスガ、時局ハ愈々超非常時トナツテ来マシタ

敵ハ我が領土、サイパン島ヲ占領シ、更ニテニアシ、大宮島モ已ニ占領サレヤウトシテキマス、此ノ時ニ當リ私共日本婦人会デハ、八月十二日ヲ飛行機増産ヲ目標トスル婦人ノ「貯蓄總進軍日」と定メラレタ次第デス

就キマシテハ、我が羽島婦人聯合班デハ、此ノ際、臨時ニ必勝貯金トシテ、一人金壹円ヅツ貯金スルコトニ致シマシタ(コレハ毎月定額ノ二円四十錢以外ノ貯金デス)

町支部カラハ、八月十二日マデ、手持金ノ二割以上ト通知ニナツテキマシタガ、當聯合班デハ、来ル八月十七日マデ一律一人、金壹円ヅツト致シマシタカラ、御諒承下サイ

帳簿ト納入證ヲ御送り致シマスカラ、「十七日」マデニ現金添ヘテ御送り下サイ、今回ハ、一人残ラズ婦人会員ハ戦ニ勝ち抜ク為メニ貯金シテ戴クヤウ御願ヒ致シマス

(羽婦第十七號 昭和十九年九月四日 九月分婦人会必勝貯金納入ニ関スル件 略)

十九串厚号外

昭和十九年九月十八日

大日本婦人会串木野町支部

各学校区聯合婦人会長殿

時局下、最も御婦人方が御心痛の種となるのは砂糖の不足であります

この砂糖の代用品として最も経済的に手軽に、然も容易に皆様の家庭にあるもので、何人も簡単に出来るものが生まれました

これは已に縣郡の支部でも試験済で好評を博してゐる發明元「發明社」よりの指導講師久留米市出身三島金七氏が来町されまして、親しく御指導される事になりましたので、ご多忙中甚だ恐縮に

存じますが、会員の皆様によくこの趣旨を御説き下さしまして、多数受講される様御勧誘下さい

日 割 及 会 場

| | | | |
|--------|--------------|-------|-------|
| 九月二十二日 | 自午前九時 至 正午 | 生福校区 | 生福校二テ |
| | 自午后一時 至 午后四時 | 冠岳校区 | 冠岳校 |
| 九月二十三日 | 自午前九時 至 正午 | 串木野校区 | 串木野校 |
| | 自午后一時 至 午后四時 | 照島校区 | 照島校 |
| 九月二十四日 | 自午前九時 至 正午 | 旭校区 | 旭校 |
| 九月二十五日 | 自午前九時 至 正午 | 荒川校区 | 荒川校 |
| | 自午后一時 至 午后四時 | 羽島校区 | 羽島校 |
| | | 土川校区 | |

◎各校区で左の材料を御用意下さい

- 一、米 一升
- 一、甘^糖 諸^糖 三百匁
- 一、小麦粉 一升
- 一、課^麦 四合
- 一、漉^シ袋 一個

附 記

会費一人 五拾錢

午前中にあたる所は簡単な講師の中食を御用意下さい

(婦人常會開會順 略)

(羽婦第一九號 昭和十九年九月二十一日 婦人常會開催ニ関スル件 略)

(發 第二十號 昭和十九年九月二十七日 母親學級開校式ニ関スル件 略)

羽婦第二二號

昭和十九年九月二十九日

羽島國民學校長 迫田

羽島聯合婦人班長 萬福

各 班 長 殿

活動寫眞開催ノ件

先般、通知致シテ置キマシタ婦人會主催ノ活動寫眞ヲ本夜(二十九日)ト明(三十日)ニ晩ニワタリ、開催スルコトニナリマシタ

就キマシテハ、入場券ノ配布ヲ婦人會ノ班長様方へ御願ヒ致シマシテ、利益金ノ一部ヲ婦人會ノ基金ニ充テルツモリデスガ、速急ノコトヲ而モ御多忙中御迷惑ノ事ト思ヒマシタノデ、札賣リハ學校ノ兒童ニサシメルコトニ致シマシタガ、婦人班長ノ方ニハ兼ネテイロくノ婦人會ノ為メニ御世話ヲ願ツテオリマスノデ、優待ノ意味ヲ特ニ無料入場券ヲ御送り致シマスカラ、コレヲ御利用下サ

イマシテ、御觀覽下サイマスヤウ御願ヒ致シマス

入場料ハ、左記ノ通りニ致シマシタ

記

大人 〱 前札購入ノ方 三十錢
當夜現金持參ノ方 四十錢

小人 〱 前札 〃 十錢
當夜現金 〃 十五錢

(後 略)

(羽婦第三號 昭和十九年十月二日 十月分婦人會必勝貯金納入ニ関スル件 略)

(十九串厚振発第七七五号 婦人班長會開催ノ件 略)

申木野婦人會報

一九・九・九

大日本婦人會申木野町支部

■ 挨拶

支部長 奥田

戦ヒハ愈々決戦ニ近ヅイテ參ルヤウデゴザイマス、日本婦人持前ノ力ヲ發揮スルノハ今カラデス、夫ヤ子供ハ殆ンド送り出サレルコトデセウ、年寄ヤ幼ナ兒ヲ抱ヘテ、増産モ供出モ貯蓄モ養育モ人並以上ニセネバナラナイ婦人ノ立場ヲ考ヘマスト、胸ノウツクヤウナ思ヒガ致シマス、前線ノ夫ヤ子供ヲ勝タセル為ニハ、勝ツテ皇國三千年ノ歴史ヲ護リイデラシイ子供達ノ前途ヲ守リ遂ゲル爲ニハ、今母性トシテノ私共ガ生命ニカケテ頑張ラネバナラナイ秋デス、不平モ言ハズ素直ニ努メヤウデハゴザイマセンカ

■ オ知ラセ

一、婦人牛耕實習実施状況

春ノ牛耕講習ニ引續キ麥田起シノ際、夫々部落別ニ實習シテ、ソノ結果ヲ報告頂クヤウニお願いヒシテアリマシタガ、実施ノ結果ヲ報告下サツタノハ左記ノニ班テ、部落ノ御援助デ大ヘン熱心ニ實習シテ居ラレマス

生福校区 山ノ口婦人班 下石野婦人班

二、春四季共同炊事ニ於ケル婦人ノ活動

農繁期ニ於ケル共同炊事ハ色々意味テ大變必要ニナツテ參リマシタガ、本年度町内^(マコ)ヶ所ノ共同炊事班ニ婦人ノ協力モ大變目覺シイモノガアリマス、中デモ下石野班デハ婦人班ノ積極的ナ協力ノ下ニ部落全体ガ共同炊事班ヲ作ツテ立派ニ完遂サレマシタ、共同炊事ノ実施ニツイテハ、未ダ困難ナ事情ガ色々アリマスガ、今後一層婦人ノ自覺ト協力ヲお願いヒシマス

三、八月臨時婦人必勝貯蓄実施成績

八月十二日ヲ期シテサイパンニ玉碎サレタ勇士ニ應ヘ、ヒコウキノ増産ニ協力スベク、臨時ニ必勝貯蓄ノ増額運動ヲ実施シマシタ処、皆様ニハヨク時局ヲ認識□□ニテ快ク御協力下サイマシタ、

有難ク御礼申上ゲマス、只残念ナコトハ趣旨ガ充分徹底シナカツタ為ニ、マダ出来ル管ノ貯蓄ヲ
今マデノ様ナ輕イ氣持デサレタノヲ一部分見受ケルコトデス、

只今ハ、才金ガ残ルカラ貯蓄スルノデナクテ、貯蓄シタ残りデ何トカ節約シタ暮シヲシヤウト努
メルノガホントデス

タダ額ノ成績ヲ挙ゲテ頂イタ班デハ、何カト御無理モアツタコトデセウ、然シソノ才蔭デ戦力ガ
知ラナイウチニ強化サレテキルノデス

苦シイ思ヒモヤガテ勝利ノ日ノヨイ思ヒ出トナルコトデセウ、此ノ上共ニ頑張りマセウ

各班ノ成績順位ハ次ノ通りデス

(成績表 略)

(十九串厚振発号外 昭和十九年十月四日 婦人必勝國民貯蓄現況報告(九月末現在)ノ件 略)

曉に祈る(歌詞 略) 旗は日の丸(歌詞 略)

婦人愛國の歌(歌詞 略) 男なら(歌詞 略)

(羽婦第二四号 昭和十九年十月五日 町支部婦人班長會開催期日變更ニ関スル件 略)

(羽婦第二六号 昭和十九年十月十八日 第三回(十月分)母親學級授業ニ関スル件 略)

(羽婦第二七號 昭和十九年十一月七日 十一月分婦人會必勝貯金納入ニ関スル件 略)

羽婦第二八號

昭和十九年十二月十八日

羽島婦人會聯合班長 萬福

各婦人班長殿

特別感謝必勝貯金納付ニ関スル件

首題ノ件ニ就イテハ、已ニ去ル十一月八日付ノ書面ヲ以テ、町支部ヨリ各班長宛通知ガ参ツテキ
ル管デスガ、左記ニ依リ御集金ノ上納付方、御取計ヒ下サイ

記

一、趣旨の徹底

台湾沖、比島沖ノ戦果ニ應ヘ、必死必中ノ体當リヲ以テ頑敵ヲ喰止メテ下サル、神風特別攻撃
隊員ノ神靈ヲ感謝シ、飛行機増産ニ協力スル意味デ貯金ヲ實施スルノデス

二、貯金額

今回ハ町支部ノ趣旨ニ基キ、當聯合班ニ於テモ町内他校區ノ班ノヤウニ各家計ノ實情ニ應ジテ
一円以上、各個人ノ考ヘテ任意ニ貯金ヲスルヤウニシテ下サイ(寄附デハナク、各人ノ貯金ニス
ルノデス)

シカシ、金額ガマチ／＼デハ、集計ガ面倒ニナリマスカラ、左記ノ十種類ノ中、何レカラ選テ
ヤウニシテ下サイ

(後 略)

串振厚発号外 昭和十九年十一月八日

大日本婦人會串木野町支部長

校区婦人班長
各聯合班長 殿

戦局ハ愈々決戦ニ這入リマシタ、台湾沖カラ比島沖ニカケテノ引續ク戦果ニ一億ノ血ハ湧キ上ツテ居リマス、遂ニ来ル日ガ来タノデス、今テ氣ヲユルメナイデ食糧ノ増産ト航空機ノ補給ニ精出サネバナリマセン

皆様ト共ニ一致協力憤激ニ燃エ立ツ女性ノ眞價ヲ發揮シヤウデハゴザイマセンカ

就キマシテハ、来ル十一日ハ皇后陛下御令旨御下賜ノ記念日トシテ、臨時婦人常^會ヲ開催、左記ノ実施事項ヲ協議決定シテ下サイマセ、農繁期多忙ナ時テゴザイマスノテ、班長会ハ中止シテ書面^會ヲ御願ヒ致シマス

臨時常会取扱事項

- 一、總裁宮殿下御令旨ヲ奉讀申上ゲテ下サイ、去ル十月二十五日ハ特ニ令旨ヲ御下賜ニナリマシタ、本文寫シテ同封致シマスカラ、開会ノ際御奉讀下サイ
- 二、台湾沖比島沖ノ戦果ニ應ヘ、体当リヲ以テ頑敵ヲ喰ヒ止メテ下サル神風特別攻撃ノ神靈ヲ感謝スル意味テ、是非一人一円以上ノ特別感謝必勝貯蓄ヲ実行スルヤウニ申合セテ下サイ、生福校区ハ既ニ実行済ミデス
- 三、来ル十三日、町農業会主催婦人会役場テ各部落毎ニ婦人牛馬耕ノ講習会ガ実施サレマスカラ、農家ノ婦人会員ハ全部参加スルヤウニ申合セテ下サイ、尚当日ハ部落ノ方々ガ直接皆様ノ手ヲ取ツテ指導下サイマスカラ、御茶等ノ接待ヲ用意下サイ、別ニ支所長サシカラ相談サレタ所ハ、指導員ノ方ノ晝食ヲ三名カ四名分位用意シテ下サイ
- 四、婦人ノ牛馬耕競技会ガ実施サレル予定テスカラ、班カラ一名宛ノ正副選手ヲ定メ、部落会長ニ報告下サイ
- 五、戦争ガ烈シクナルニツレテ、オ互ノ生活モ感情モ兎角傷ミ易イモノ^モノデアリマス、此ノ秋ニ当リ、婦人ノ天性ニヨル「優シサ」、「強サ」、「温カサ」スベテヲ和ヤカニシテ戦ヲ勝利マデ導クモノデゴザイマス
- 六、密柑ノ皮ヲ貯メテオイテ下サイ
 - 1、皮ハナルベク小サク割イテ干シテ下サイ
 - 2、カラ^くニナルマデホシテ下サイ
- 七、苧^マハ十二月上旬集荷シマス
 - 1、婦人班テ手傳ツテ部落会テ荷造り出荷シマス
 - 2、各家庭ノ出荷量ハ貫匁テ記録シテオイテ下サイ

「終り」

令 旨

大日本婦人會結成以來、諸子克ク時局ヲ辨^ハヘ使命ヲ認識シ心ヲ一ニシカラ協^チセテ婦人報國ノ誠ヲ效^クセルハ深ク懌^コフ所ナリ

戦局正ニ危急ニシテ皇國ノ興廢緊ツテ今日ニ在ルノ秋ニ際ス、諸子深ク思フ此ニ致シ愈々憤激ヲ新^アニシ必勝ノ信念ヲ以テ其ノ總力ヲ發揮シ米英擊摧ニ邁進セラレシコトヲ望ム

昭和十九年十月二十五日

大日本婦人會總裁^ナ稔彦王妃勲一等聰子

十九串厚発第八九三號

十九年十二月十八日付

昭和十九年十一月十七日

申木野町長 平瀬實武

殿

貴團ニ対シ別紙ノ通り賞勳局總裁閣下ヨリ褒状下賜有之候ニ就テハ、別紙領収證へ記入捺印ノ上、
当廳厚生課へ御回送相煩度候

大日本國防婦人會串木野町分會羽島班員一同 万福

羽島野中婦人會員一同 横須

(羽婦第二九號 昭和十九年十二月二日 十二月分婦人會必勝貯金納入ニ関スル件略)

羽婦第三〇號

昭和十九年十二月二十日

羽島婦人會聯合班長 萬福

各 婦 人 班 長 殿

十二月レイテ島婦人決戦貯金ニ関スル件

標記ノ件ニ就キ、去ル十二月十三日付、串厚振発第九六八號ヲ以テ、已ニ町支部長ヨリ各班長宛ニ
通知ガ参ツテキマスノデ、各班ニ於テハ、ソレ／＼御手配中ノ事トハ察シマスガ、當聯合班ニ於テ
ハ左記ニ依リ實施スルコトニ致シマシタカラ御協力ヲ御願ヒ致シマス

記

一、趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト(町支部ヨリノ公文熟読)

天下分ケ目ノ日米決戦ガ只今レイテ島テ行ハレテキマス、此ノ戦ニハ必ズ勝タナケレバナリマ
セシ、負ケタラ日本民族ハ全滅ノ破目ニ陥リマス、絶對ニ勝ツ為メニ今コソ全國民ハ一切ノ私
利私欲ヲ去ツテ増産ニ、供出ニ、物質ノ回収ニ全力ヲ擧ゲテ邁進スベキ秋ガ到来致シマシタ、
取り分ケ目下ノ所、飛行機ノ増産、補給ガ、レイテ島決戦ノ最大急務デス、ソコデ此ノ際、一
錢テモ多ク貯金ヲ實施シマシテ、國難ヲ救ハウデハアリマセシカ

去ル十一月ニ特別感謝貯金ヲ御願ヒ致シ、更ニ引キ續キ今月モ又特別ニ決戦貯金ヲ御願ヒスル
コトハ一面、無理ノヤウニ思ハレマスガ、前線テハ僅カニ二十歳前後ノ若鷲ガ体當リノ戦法テ、
祖國ノ難ニ赴イテイル事ヲ御考ヘ下サイマシテ、進ンデ割當額以上ノ貯金ガ出来ルヤウニ御督
勵下サイマセ

二、貯金額

町支部ノ實施要項ニ基キ、左記ノ通り實施スルコトニ致シマス

會員一名…二円以上、部落ノ平均ガ五円以上デスガ、二円出来ナイ人ノ為メニ二円ノ分モ認め、
普通ヲ二円以上トシ、大体部落會長ノ方ト相談ノ上、町民税額ニ比例シテ一円以上十円以内ノ
範圍テ實情ニ應ジ、左記ノ八種ニ割當テ、平均ガ五円以上ニナルヤウニ實施シテ下サイ

一円 二円 三円 四円 五円 六円 八円 十円

三、納付期限

十二月二十六日限り(期限ヲ厳守シテ下サイ)

四、納付方法

前回ノ特別感謝貯金ト同様ニ別紙添付ノ名簿ニ氏名、金額ヲ記入シ、納入證ニ内譯其ノ他ノ所
要事項ヲ正確ニ明記シテ現金ヲ添ヘテ御届下サイ

(納入証 略)

十九串厚振發第九六八号

昭和十九年十二月十三日

日婦串木野支部長 奥田

各校区婦人聯合班長 殿

各 婦 人 班 長

レイテ島ハ今ヤ日米両民族ノ決戰場トシテ、千古未曾有ノ血ノ激戰ガ續ケラレテキマス
強大ナ物量ニ物ヲ言ハセテ強引ニ上陸來攻スル敵ヲ撃滅スルニハ、死ノ体当リヲ以テスル以外ニ途
ノナイ瀬戸際ニアツテ、指揮官ノ命令一下萎爾ト笑ツテ別盃ヲ酌ミ、淡々トシテ死ノ体当リニ出發
スル若イ神鷲ノ尊イ姿ヲ紙上ニ揮スル時、其ノ感激ニ一億國民ノ血ハ逆流シ、世界全人類ヲ震撼セ
シメ、敵國ハ爲ニ心膽ヲ寒カラシメテ居リマス

然ルニ神鷲達ガ死ノ門出ニ當ツテ安シテ出發出来ル心胸ハ如何、自分ノ死ニ依ツテ必ズ日本ガ勝
ツ！レイテノ補給ハ必ズ國民ガ續ケテケル！自分達ニ續ク銃後ガアルトイフコトヲ固ク信ジテ
征ケルカラデス

嗚呼！祖國日本ノ運命ヲ決スル激戰ノレイテ島ニ於テ、血ノ補給ガ叫ケバレテキル此ノ秋、私共銃
後國民ハ今何ヲ急ギ、何ヲ努ムベキデセウカ 増産ニ、供出ニ、物資ノ回収ニ、而シテ貯蓄ニ私共
ノ全力ヲ傾ケル時ハ今デス、夫レ等ガ強大ナ戦力トナツテ直チニ前線ニ飛ビ、一億ノ熱意ハ電波ノ
如ク傳ハリ、嵐ノ如ク湧キ起ツテ國難ノ急ヲ救フコトガ出来ルノデス

就イテハ、今十二月中ニ銃後婦人トシテ完遂スベキ決戰貯蓄ヲ、左記要項ニ依リ実施スルコトニナ
リマシタカラ、前線ノ若鷲ニ劣ラヌ体当リ精神ヲ以テ是非完遂シテ下サイ

実 施 要 項

- 一、名 稱 十二月レイテ島婦人決戰貯蓄
- 二、期 間 十二月三十日迄
- 三、金 額 會員ハ一名二円以上、部落平均ガ五円以上ニナルヤウニ
但、実情困難ナ會員ハ適宜ニ、出来ル方ハ思ヒ切ツテシテ下サイ

(後 略)

十九串厚發號外

昭和十九年十二月十三日

串木野町長 平瀬実武

浅野七高館長講演會ニ関スル件

標記講演會ハ来ル十六日浅野七高館長願船寺ニ於テ、法事施行ノ爲メ来申セラルノヲ機会ニ、当町
ヨリ御願シ時局下有益ナル講演ヲ同日午后七時ヨリ同寺ニ於テ致サルノニ付キ、萬障繰合セ班長ハ

勿論、希望者多数御廳講相成度右通知候也 (部落内傳達方願上候)

各 学 校 長
各 部 落 会 長 殿

(羽婦發第三二號 昭和二十年一月六日 一月分婦人必勝貯金納入ニ関スル件 略)

(十二月レイテ島婦人決戦貯金実績表 羽島校區聯合班 略)

(羽婦第三二號 昭和二十年一月二十日 ミカシの皮蒐集に関する件 略)

(羽婦第三三號 昭和二十年二月三日 二月分婦人必勝貯金納入ニ関スル件 略)

羽婦發第三四號

昭和二十年三月八日

羽島聯合婦人班長 萬福

各 婦 人 班 長 殿

◎三月婦人必勝貯金納入ニ関スル件

(中 略)

◎母親學級最終授業及修了式舉行ノ件

(中 略)

◎腐敗蓄利用飴製造傳達講習會開催ノ件

去ル三月四日、申木野校ニ於テ、表記講習會開催サレマシテ、當羽島校女子ノ先生方二名出會サレマシタカラ、来ル三月十二日午前九時ヨリ當校ニ於テ、傳達講習會ヲ開催スルコトニナリマシタカラ、各部落婦人班長及希望者多数御出會下サルヤウ御布会下サイ(女子青年團員ニモ)(母親學級會員へ必ず御出會下サルヤウ御傳へ下サイ)

材料ノ準備ハ學校デ世話シテアリマス

備考

(1) 本年ハ腐敗^{クサレ}シタ甘藷ガ多イノデ、ソレヲ飴ニ製造スル講習會デスカラ、極メテ有益ナ會デス、進ンデ多数出會サレルヤウ御取計ヒ下サイ

(2) 此ノ講習會ハ縣ノ命令デ出會者氏名ヲ報告スルコトニナツテキマス

(3) 飴ニツクリ上ゲルマデ、相當時間ヲ要シマスカラ、晝食ヲ持参シテ下サイ

◎班長ノ方ハ「大麻頒布手数料」ト「蜜柑ノ皮」代金ヲ支拂ヒマス

「印鑑」ヲ御持参ノ上、御受取り下サイ

(羽婦發第二號 昭和二十年五月二十八日 五月分婦人會必勝貯金納入ノ件 略)

羽婦發第三號

昭和二十年六月二十六日

羽島校區婦人部長 有馬

各 部 落 婦 人 部 長 殿

一、六月分婦人會必勝貯金納入ノ件

(中 略)

二、大日本婦人會解消ニ関スル件

今般、時局ノ推移ニ従ヒ、昭和十七年四月ニ結成サレマシタ大日本婦人會ハ、國民義勇隊ノ結成ト共ニ、解消サレルコトニナリマシタガ、今後、婦人會ハ國民義勇隊ノ婦人部トシテ從來ヨリ以上ノ活動ヲ促進サレルコトニナリマシタ

コレガ今後ノ對策ニ就イテ昨二十五日町ニ於テ、協議會ガ開催サレマシテ、幹部ノ名稱モ左ノ如ク改メ、從來ノ必勝貯金其ノ他ノ事業モ繼續シテ實施スルコトニナリマシタカラ、左様御諒承下サイ、我が校区ト致シマシテハ、七月ノ比較的農閑期ニ總會ヲ開キ、一切ノ精算報告ヲ致ス豫定デス

記

| | | | | |
|----|----|---------|-------|--------|
| 町 | —— | 串木野町義勇隊 | 婦人本部長 | 奥田 |
| 校区 | —— | 羽島校區 | 婦人部長 | 有馬 |
| 部落 | —— | 各部落 | 婦人部長 | 元ノ婦人班長 |

昭和二十年七月一日

羽島校区婦人聯合班長 有馬

永田 主事 殿

日婦解散ニ伴フ記念品贈呈資料調査報告

首題ノ件、別紙ノ通りニ就キ、此段及報告候也

備考

特ニ表彰スベキ會員ハ當校区内ニ見当リマセシカラ、可然御取計ト下サイマセ

(羽島校区聯合婦人班役職員勤務年数調 略)

羽婦發第五號

昭和二十年七月十九日

羽島校區婦人部長 有馬

各部落婦人部長 殿

七月分婦人會員必勝貯金納入ニ関スル件

(中 略)

戦災ニ依ル罹災者ニ物品、救與(配給)ニ関スル件

先般蒐集シマシタ罹災者へ救與ノ物品ノ配給ヲ致シタイト思ヒマス、當地在住ノ罹災者ノアル左記部落ノ班長(婦人部長)ノ方ハ、来ル二十四日午後二時、學校へ御參集下サイ

記

- 一、白浜 二、河原 三、中須 四、松尾
- 五、浜東 六、浜中 七、光瀬 八、下山

尚ホ、校区婦人部長、全副部長(二名)ノ方モ御立合下サイ

注意ニ罹災者ハ部落會長ノ方ヨリ申込ミガシテアリマスガ、未報告ノ方ガアリマシタラ、二十三日マデ報告シテ下サイ

期限後ノ方ニ対シテハ配付致シ兼ねマスカラ御諒承下サイ

非对本部発号外

昭和二十年九月二十四日

申木野町長 平瀬実武

申木野町婦人部長 奥田

殿

町婦人会戦後対策委員会開催方ノ件

終戦後ニ於ケル町婦人会ノ運営ニ就テ、親シク御協議相煩度儀有之候ニ付、公私御多用中恐縮ニ存候得共、万障繰合セ御出席被下度此之段折入ツテ御案内申上候

記

- 一、期日 九月二十七日 午前十時
- 二、会場 申木野国民学校々長室
- 三、出会者 各学校長、校区婦人正副会長
- 四、晝食ノ用意ハシテアリマス
- 五、校区副会長ニハ会長ヨリ通知シテ下サイ

非对本部発号外

昭和二十年十月一日

申木野町長 平瀬実武

町婦人會長 奥田

殿

各位ノ絶大ナル御指導御支援ノ下ニ、必勝ヲ期シ運営シテ参ツタ日婦支部テ御座居マシタガ、端午クモ敗戦ノ悲運ニ際會シ、當面ノ目標ヲ失ヒマシタノデ、此ノ際一應解體シ、新ナル構想ノ下ニ民族新生ノ目標ヲ定メ、日本婦道ノ光輝ヲ維持發揚致シ度イト存ジマス、就イテハ之ヲ解散式並ニ結成式ヲ、左記ニ依リ舉行スルコトニ致シマス、何卒万障御繰合セ御臨席被下度此ノ段御案内申上ゲマス

記

- 一、期日 十月八日午前十時ヨリ(但シ八時迄降雨ノ場合ハ順延)
- 二、会場 申木野国民学校々庭

羽婦第六號

昭和二十年十月四日

羽島国民学校長 迫田

羽島校区婦人會長 有馬

各婦人班長殿

婦人班長會開催ニ関スル件

来ル十月六日(土)午後二時ヨリ、羽島校裁縫室ニ於テ、終戦後ニ於ケル婦人会運営ノ件ニ就キ、御

協議相煩度候間、萬障御繰合セ、御出席被下度此段及通知候也

附記

昭和十七年ニ結成サレマシタ大日本婦人會(日婦)ハ曩ニ解消サレマシテ、戦局ノ推移ニ從ヒ、國民義勇軍ノ一翼トシテ婦人部ヲ設ケ、大東亜戰必勝ヲ期シテ、御活動ヲ御願ヒ致シテ来マシタガ、遂ニ戦局ハ敗戰ノ悲運ニ際會致シマシタノデ、町婦人會支部ニ置キマシテハ、去ル九月二十七日串木野国民学校ニ於テ、之ガ對策委員會ガ開催サレマシテ、種々協議ガ行ハレマシタガ、来ル十月八日町婦人會ノ日婦支部ノ解散式ト、新シク發足スル婦人會ノ結成式ヲ舉行スルコトニナツテキマスノデ、町婦人會開催以前ニ各校区毎ニ婦人幹部會ヲ開キ、之ガ準備ヲ整ヘナケレバナラヌコトニナツテキマス

御多忙中御迷惑ノ事トハ思ヒマスガ、何卒御繰合セ各部落班長ノ方、都合ガ悪イ時ニハ代理者ヲモ一人ハ必ズ出席スルヤウニシテ下サイ

- (羽婦發第七號 昭和二十年十月十二日 十月分婦人會貯金納入ニ関スル件 略)
- (羽婦第八號 昭和二十年十一月十二日 十一月分婦人會貯金納入ニ関スル件 略)
- (羽婦第九號 昭和二十年十二月八日 十二月分婦人會貯金納入ニ関スル件 略)



レイテ島ほか位置図

ウ 昭和14年度以降〔昭和21年から記録あり〕婦人会記録 羽島婦人会

〔註〕史料については、原文のまま掲載しています。

また、原文は明朝体、手書き分はゴシックで表記しています。

人名については、一部を除いて苗字のみ記載しています。

(表紙)

『 昭和十四年度以降 婦人会記録 羽島婦人会 』

(婦人部長會出席調 昭和二十一年三月改 略)

三月一九日 火曜日 晴

婦人部長會

- 一、會会時刻 午後三時ヨリ五時マデ
- 二、開会挨拶(有馬部長)
- 三、婦人參政權について(吉村校長)
 - 1、二〇才以上の男女共に資格者たる事
 - 2、カナ文字でも書ける様にけいこする
 - 3、一人残らず投票する様に進める
 - 4、候補者は三名書く、それ以外の人は書かない
 - 5、候補者の講演がある時は女子も聞く様に
- 四、引揚民への物品配給ノ件
 - 1、各部落の引揚民を調査する
 - 2、今一番困つて居る様な家族から配給する
- 五、
 - 1、婦人会貯金名替へ、四月二日ヨリ十五日まで名々局へ印を持って行つてなほす
 - 2、金格〔金〕は自由にする、四月分は各人で行ならう五月分ヨリ部長さん方で免当〔免〕する

◎引揚民品物配給者名及び数

(中 略)

六、閉会ノ挨拶(有馬部長)

十一月七日 木曜日 晴

婦人部長會

- 一、開會ノ時刻 午後二時半ヨリ四時半マデ
- 二、開會ノ挨拶(有馬部長)
- 三、引揚民援護について協議

- 甲 家庭の良い所はやらないでもよし
- 乙 作つてゐてもたらない引揚民
- 丙 最近帰つて来て何も身よりもなく大変困つてゐる引揚民

右の三の内、丙から順に人数を調べて配給する

- 1、浜部落はおいも各戸五百匁づゝ集める
- 2、農家部落は各戸お米を二合五匁づゝ集める
- 3、出して下さる家庭だけでよろしい
- 4、十二日午前中學校へ持參する様に
- 5、午後一時より丙より順に配給する

部長は配給者の名簿と人数を書いて来て下さる様に

四、交通安全の件について

人は右、車は左を通る様に

- 五、子供を道端で遊ばせない様に、若し事故がおこつた場合は親の罪になる、
學童は教師の罪になる

六、閉會の挨拶(有馬部長)

十二月二十一日(土) 曇時々雨 於裁縫室

婦人部長会

一、開會ノ挨拶 有馬部長

二、協議事項

1、總會ノ件

期 日 一月十日前後ニ開ク

講演者 市來農藝前校長、郡社会主事ニ交渉スルコト

余 興 各部落ヨリ一組以上ヲ出スコト

2、基本金造成ノ件

考慮シテオク事 未決定

3、總會後、事務引ツギヲシテ新役員ト交替スルコト

一月八日 婦人幹部送迎會(平身萬造寺氏宅於テ)

(一回) 一月十二日 日曜日 晴

婦人總會 學校講堂ニ於テ

午前十時開會 午後十時閉會

一、會順

一、一同敬礼

二、宮城遥拜

三、君ガ代

四、開會ノ挨拶……………有馬會長

五、會務會計報告……………室園副會長

六、協議……………吉村校長

七、講話 左ノ方々ノ才話アリ

1、樋口主事

2、吉村校長

3、三田様

晝食

八、午後ヨリ 興

九、閉会ノ挨拶

協議事項

1、自ラ進ンデ協議スル様ニ

2、貯金ヲスル様ニ

(婦人部長會出席調 昭和二十二年一月改正 出席名簿 略)

(二回)二十二年二月二十六日 水曜日 晴 裁縫室

婦人部長會 午後二時ヨリ午後五時マデ

一、開會ノ挨拶 有馬會長

二、教員住宅^{健康}建築ノ件ニツイテ 校長先生ヨリ

1、各部落の婦人より順番にお茶わかしをする様に

期日は後日學校より通知する

三、婦人會長及び副會長撰擧

婦人部長で羽島区より人若を擧げ其の内より撰擧す

婦人會長 有馬 十一点

副會長 上曾山 十 点

” 横須 八 点

右の通り決定す

次 点 萬造寺 六 点

四、閉會ノ挨拶 校長先生

二十二年五月七日 水曜日 雨 五イ教室に於て

(三回)婦人部長會 午後二時より

一、開會ノ挨拶 有馬會長

二、緒方先生送別の件につき記念品の事

◎婦人會の理事として長年働いて下さったお礼として、三百円をお礼金として差し上げる

二十二年七月二十三日 晴 一は教室にて

(四回)婦人部長會 午後二時より

一、開會ノ挨拶 有馬會長

二、協議事項

1、戦死者慰骨の出迎は各自心掛けて行く

二十四日十四柱帰る

お通夜は各班長で気を付けてする様に

2、二十五日職員住宅家立あり

3、大工さんの茶菓として各家庭より粉でも芋でもお茶わん一ぱいづゝ集める事

4、三十日婦人部長粉食料理研究会を行う

三、六月六日伊集院へ民主主義講習会あり

出席者 有馬会長 横須副会長

三月九日、縣主催展覧会へ

有馬、横須、上曾山の三氏出席

四、閉会の挨拶 吉村校長

二十二年十月二十日 月曜日 晴 一は教室

五回 婦人部長会 午後二時三〇分より

開会の挨拶 校長先生

用件

1、運動会の件について 語り会ひ

イ、賞品のお金の寄附金について

一戸二〇円以上 五〇円でも百円でも二五日頃までに集める事

ロ、婦人徒歩の変りにちうせんをする様に

閉会の挨拶 校長先生

二十二年十二月二七日 午後二時より 裁縫室にて

六回 婦人部長会

開会の挨拶

一、總會に関する件

1、總會は正月十日前後の月曜

2、講師は校長先生方に御願ひする様

3、午前十時開会 中食一時間 午後は各部落からもち合せ藝をする事

二、婦人会の基本金として芋十斤づゝを澱粉におさめる事

三、赤十字社の加入は、總會の実行事項として出す事

閉会の挨拶

七月三十日

粉食及び代用食の研究会を幹部丈で致しました

材料十種以上で相当の効果をおさめました

八月十八日 樂團の入場券を婦人会で賣つて手数料三百円もらひました

其のお金で火之坂イサヲさん外十五名の香典を致しました
戦死者の香典は一人十円づゝ差し上げました

九月十三日

郡主催の婦人講座が東市来の鶴丸校で行われました、会長及び白浜の婦人部長と二人出席致しました

一月二十一日 日曜日 晴 婦人總會 學校講堂に於テ

午前十時開會 午後三時閉會

一、一同敬礼

二、開會の挨拶 有馬會長

三、會計會務ノ報告 上曾山^{〔福〕}會長

四、協議 有馬會長 赤十^{〔手殿〕}社ニ加入スル事

中食

五、講話 縣視学官 中村先生 有益ナ御話ガアリマシタ

町婦人會長奥田様、入枝^{〔福〕}會長、生福會長松田様 三名臨席

六、よきヨウ各部落から持合藝を致しました

七、閉會ノ挨拶 有馬會長

一月二十四日、二十五日二日間 基本金造成ニ樂ダンヲタノム

戦死者遺族ト傷イ軍人ニ約三百名ニ無料券ヲ出ス

二月二十四日 共同募金ヲ町ノ厚生課に納入ス

茶ワンハソクト皿五ソク、洗物ヲケヲ買入レマシタ

四月八日 吉村校長轉任ニ付キ記念品代ヲ送リマシタ

部落婦人部長及校区幹部三名ニテ送別會ヲ致シマシタ

四月九日 燃料節約講習ニ郡主催にて町の願泉寺^{〔縣〕}で開かれました、有馬會長及び壺泊ノ大井部長、横須ノ平石部長三名出席シマシタ、伊集院ニ縣主催ノ婦人講座ガアリマシタ、有馬會長及び上曾山^{〔福〕}會長出席致しました、軍政官主催にてバリー婦人の御話しがありました

六月十二日 串木野願泉寺で町未亡人會の結成式がありました、友愛會と命名され大變盛會に終へました、校区役員其他會員多数出席しました

七月十八日 燃料節約の講習を羽島校裁縫室で致しました、出席者十七名、大變好果^{〔好〕}があつたと思ひます

有馬講師をつとめました

八月十日 婦人幹部會が町役場で開催、上曾山様、有馬出席

九月一日 縣の同胞援護會及未亡人の事業經營を視察に行きました、奥田會長、照島浜ギロ會長、松田様、有馬四名と厚生課有馬先生、東書記合計六名行きました

九月十二日 町婦人會の未亡人會の基本金に純益金を差上ぐす可く石ケンセンタク七百五十

- 六個を分配しました
- 九月三十日 染色の研究會を致しました、有馬講師とつとめました
出席者十五・六名、製品二十数点死藏物を生かす可く、地染、シボリ等なし大へん好果を得ました
- 十月三日 教育委員候補者、江上先生の講演がありました、町長、町婦人會長其の他十名位の方に茶菓と中食おかずの接待を致しました
- 十月十七日 運動會の事につき婦人幹部會を開き基^(附)附もらひの件其の他婦人の競技種目につき協議しました
- 十二月八日 町婦人理事會に有馬、上曾山両名出會しました、主として生活改善部落會をそしきする事其の他貯蓄等のこん談會がありました
- 十二月十四日 申木野町全体の校長會が当羽島校であり、幹部数名で接待の御手傳を致しました
- 十二月十五日 校区の婦人幹部會を開き二十三年度總會に関する諸事を協議しました
顧問に室蘭さんと金丸様御願ひしました

(4) 『本浦東部落会記録簿』より戦争関係の記録

〔註〕史料については、原文のまま掲載しています。

(表紙)

『昭和十五年十二月記

記録簿

警防部

本浦東部落会』

昭和十七年十二月十七日

演習訓練

一、午前八時

防火用水々溜ニ水汲ミ

部落全員

二、午前八時三〇分

一、全員集合 二、部落会長挨拶 三、警防部長訓辞

四、焼夷弾投下ノ際ニ於ケル教練

三、午前九時三十分

各受持ニ全員待機

一、午前十時十分

訓練警戒警報発令

但シ(部落丈ノ模擬訓練也)

一、午前十時二十分

訓練空襲警報発令

(右ニ準ズ)

一、午前十時三十分

敵機襲来同時ニ焼夷弾落下

(東部落各所ニ落下セルモ各々其ノ区域ニ於テ日頃ノ訓練ノ意気ヲ示ス、成績非常ニ良好ナリ)

一、十二時十分 本部ヨリノ演習ニ移ル

訓練警戒警報発令

(本格的演習ニ移リ全員張切り待機)

一、十七時二十二分

訓練空襲警報発令

一、十八時二十五分

漁業組合ヨリノ伝令来ル

一、ホトカムリノ通行人、敵方ノ者ト認メ注意スルコト

一、白鉢巻ノ者味方ノ報告隊ナリト

一、十八時四十五分

一、横山佐太郎宅ノ前ニ焼夷弾落下

三区立哨ノ者之ヲ発見、直チニ三区ノ者一部ヲ以テ完全ニ之ヲ消止ム

其ノ行動、実ニ迅速ニシテ要ヲ得シ者ナリ

日頃訓練ノ賜ニシテ成績良好ナリ

一、続イテ十文字通り田畑店ノ前ニ再度焼夷弾落下、応援ヲ求メラレシニ依テ三区三班ヲ出動

セシム、之モ無事鎮火

一、二〇時〇五分

訓練空襲警報解除

昭和十七年十二月十八日

一、午前七時八分

訓練警戒警報解除

(同時ニ演習終了)

[註] 昭和十九年四月一日 警防本部員名簿あり、斜線で削除

昭和十九年六月一五日

一、一七時五〇分

一、南九州地区警戒警報発令 二、防火具・防火用水点検及火気取締注意

三、迅速ナル行動出来ル様、服装・家庭内ノ整頓注意 四、警戒員配地(置)ニ付ク

[註] この頁、青インクで書き込みあり、繰返しなので省略

六月一六日

一、午前一時二五分

一、空襲警報発令 二、発令ト同^(時配)ニ各々受持ニ全員待機

三、役員受持区域及燈火・火気取締ヲ行フ

四、燈火・火気取締、防火具・防火用水整備良好

二、午前四時五分

一、漁業組合依リ伝令来ル

二、午前四時頃依リ、午前六時迄の間空襲ノ恐大ナリ注意(要)

三、町警防団員四名巡視、右再注意(要)

四、警戒員報告異常ナシ

三、午前六時五分

南九州地区空襲警報解除 警戒警報

一、空襲警報発令下部落員良ク係ノ指揮ニ従ヒ、日頃訓練ノ意氣ヲ示ス

四、午前八時 全員集合

一、警防部長訓辞、部落会長挨拶

二、次後の行動準備

六月十八日

午後〇時二十五分

一、警戒警報解除

二、監視、警戒員解散各人各々ノ仕事ニ付ク

備、敵有力ナ機動部隊マリアナ諸島方面ニ依然行動中デアルガ故ニ我本土空襲ニ対シテハ依然警戒ヲ要ス

七月七日 夜十二時半

北・南九州地区に警戒警報と同じ、空襲警報発令サル

一、情報敵機五島西南ヨリ数機時速四〇〇キロノ早サニテ東ニ向イ飛来中

二、午前四時半空襲警報解除サレ警戒警報ニ入ル

三、警戒警報午前五時解除サル

七月二十九日

后後一三時〇五分 警戒警報発令

警戒警報発令後本部伝令ヲ以テ各区長ニ防火具・防火用水及防空壕点検ヲ命ズ

后後一三時十五分 空襲警報発令

本部伝令ヲ以テ、各区長ニ防空壕入壕、老人・子供ノ待避準備、二、三日分食料持参、用意伝達

一段と防火具・防火用水及砂準備状況点検ヲ命ズ

后後一四時三〇分 空襲警報解除

空襲警報解除後、防火具・防火用水・砂準備、及服装等ニ付伝令ヲ以テ各区長ニ注意ス

后後一五時〇五分 警戒警報解除

以後空襲ハ度々在ルヲ以テ、各人空襲ニ対シ充分ナル準備ヲ用ス

八月四日

一、一九時一〇分 警戒警報発令

各人防空準備用意伝達、以後準備視察、各人日頃ノ準備良ク、防火具・防空壕準備異常ヲ認メズ

一 八月五日

イ、一三時一五分 警戒警報解除

ロ、我が嚴重ナル防空陣ニ恐ヲナシ、本土ニ近ル事モ出来ズ、警報解除トナル

一、八月十日

イ、二十三時三〇分 警戒警報発令

ロ、二十三時五九分 空襲警報発令

ハ、度々ノ空襲ニ各人ノ心備モ良ク警報発令ト同時ニ警戒員見張ニ付ク、敵機近県ニ在リ、

待^{マツ}避人員準備完了、敵機ハ北九州ヲ偵^{ヘン}察シ逃^{ノド}口^ノス

一、八月十一日

イ、三時三〇分 空襲警報解除

ロ、各人部処依リ解散シ、警戒警報ノ状態ニウツル

一、四時二分 警戒警報解除

(イ) 見張員解散及伝令各人自業ニ付カス

(ロ) 敵機ノ爆撃ヲ受ケズ、無事任務完了

一、八月二十日

一、一六時二〇分 警戒警報発令

二、各人防火用具爆撃ニ対スル準備伝達

三、防火具待避用食料準備状況視察

一、一六時三〇分 空襲警報発令

イ、見張員救護員伝令ニ訓示

ロ、部落員迅速ナル行動出来ル様伝達ス

ハ、見張中異常ナシ

一、一九時 空襲警報解除

イ、部落員警戒警報時ノ状態ニウツル

一、一九時一五分 警戒警報解除

一、八月廿日

一、二十三時二五分 警戒警報発令

二、各部落員家庭ノ電燈点検

三、防火具準備完了、異常ナシ

一、二十三時四〇分 空襲警報発令

イ、見張員部所ニ付ク、五〇分後異常ナシ

一、八月二十一日 二時三〇分 空襲警報解除

一、三時〇分 警戒警報解除

(イ) 各人自業ニ付シム

(ロ) 見張員、本部員解散ス

十月二十五日

一、九時三五分 警戒警報発令

イ、防空資材整備完了

九時三八分 空襲警報発令

イ、防火用具家具整理点検^{修了}

ロ、防空警戒員見張ニ付ク

ハ、十時五〇迄異常ヲ認めズ

十一時五二分 空襲警報解除

イ、警戒員解散、各自所用ニ付カシム

一二時〇分 警戒警報解除

イ、部落員配^地解除自業ニ付ク

十一月十一日

- 一、八時四五分 警戒警報発令
イ、警戒警報発令ト同ジニ各人防空整備ニ付シム
ロ、防火用具数整備状況良好ナリ

- 二、八時五五分 空襲警報発令
一、老人子供待避、防空資材点検
二、敵機長崎大村上空ニアルモノ、事^ニシ
各地盲爆ノ恐大ナリ、警戒ヲ要ス

- 三、十一時二十八分 空襲警報解除
イ、見張員解散、各人自家待機
ロ、各人防空動作良好、
四、十一時四〇分 警戒警報解除
イ、防空用員解散、各人自業ニ付ク
十一月十七日

- 一、十時十五分 警戒警報発令
イ、度重ナル警報ニモ皆良く指導者ノ命ニ従ヒ、防空準備良好ナリ
ロ、水桶ニ水不足ノ処ニ、三有リ、注意ス

- 二、十二時二十分 警戒警報解除
イ、長崎大村方面ニ偵察Bニ九来襲、我空陣ノ善戦ニ依リ待^ニ散ス
十一月二十一日

- 一、八時五六分 警戒警報発令
イ、警報発令ト同ジニ防空準備ニ取り掛ル、十分以内ニ準備完了

- 二、九時十八分 空襲警報発令
イ、敵機数梯団西部九州地域ヲ盲爆、大村、長崎方面ニ被害アリタル模様
ロ、鹿児島方面ニ来襲ノ恐レ大ナリ、警戒ヲ要ス

- 三、十六時四五分 警戒警報
イ、我ガ防空陣ノ奮闘ニ依リ、敵機大多数撃ツイサレタル模様ナリ

(この後に、各家庭による退避場所の記載あり 略)